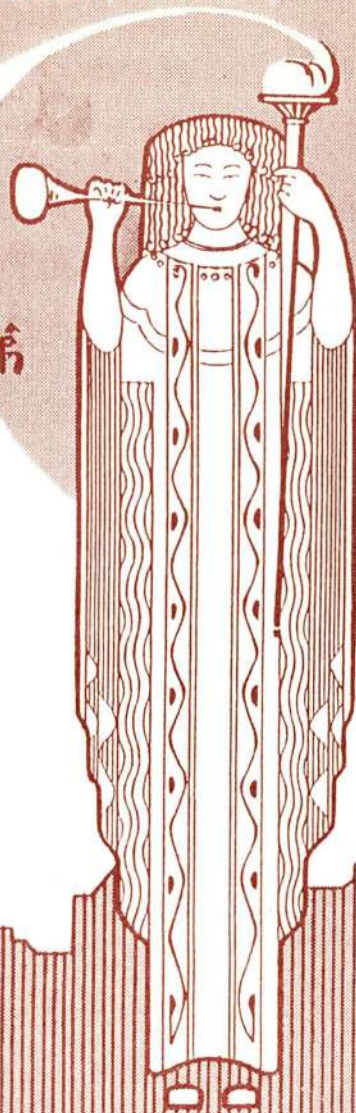


日本建築協會雜誌

大正六年九月十四日（第百一號）
大正八年十月廿五日（第百一號）

第十號

第二輯



大正八年十月二十五日

日本建築協會會則

第一條 本會ノ目的ハ我國建築界ノ發達ヲ期スルニ在リ

第二條 本會ハ日本建築協會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ大阪市ニ設ケ

第四條 本會ハ人格、學識、經驗、建築家ヲ以テ會員トス

第五條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第六條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第七條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第八條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第九條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第十條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第十一條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第十二條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第十三條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第十四條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第十五條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第十六條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第十七條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第十八條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第十九條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第二十條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第二十一條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第二十二條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第二十三條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第二十四條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第二十五條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第二十六條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

第二十七條 本會ハ住所ハ會員名簿ニテ之ヲ記録ス

タ其權利ヲ停止シ若ハ之ニ就テハ報告シ又ハ例會ノ決議ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得

第二十條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第二十一條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第二十二條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第二十三條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第二十四條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第二十五條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第二十六條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第二十七條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第二十八條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第二十九條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第三十條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第三十一條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第三十二條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第三十三條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第三十四條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第三十五條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第三十六條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第三十七條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第三十八條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第三十九條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第四十條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第四十一條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第四十二條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第四十三條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第四十四條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第四十五條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

第四十六條 規定ハ贊助員ニ之ヲ準用ス

委員會ノ經過ハ例會ニ於テ之ヲ報告ス

委員會ハ調査研究報告ハ例會ノ決議ヲ經テ本會ノ名ヲ以テ之ヲ發表ス但シ緊急事項ニ付テハ理事會ノ承認ヲ經テ當該委員會ノ名ヲ以テスルコトヲ得

第十七條 本會ハ毎月一回會員ヲ召集シ例會ヲ開キ重要事項ヲ審議シ報告ス、議決ス、討論會又ハ講演會ヲ催ス但理事會ハ必要ト認ムルハ臨時之ヲ開催スルコトヲ得

例會ニ於ケル議案其他ノ事項ハ理事會之ヲ會員ニ豫告ス但緊急事項ニ付テハ此限ニ在ラス

第十八條 本會ハ春秋二季大會ヲ舉行ス

第十九條 本會ノ行事業左ノ如シ

一 調査研究報告ノ發表

二 決議事項ノ實行促進

三 建築ニ關スル重要事項ノ議決

四 建築ニ關スル實行促進

五 建築ニ關スル調査ノ刊行

六 建築ニ關スル講演會ノ開催

七 建築ニ關スル展覽會ノ公開

八 建築ニ關スル有志者ノ視察會

九 建築ニ關スル計畫

十 其他建築ニ關スル有益ナル事項

第二十一條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

第二十二條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

第二十三條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

第二十四條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

第二十五條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

第二十六條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

第二十七條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

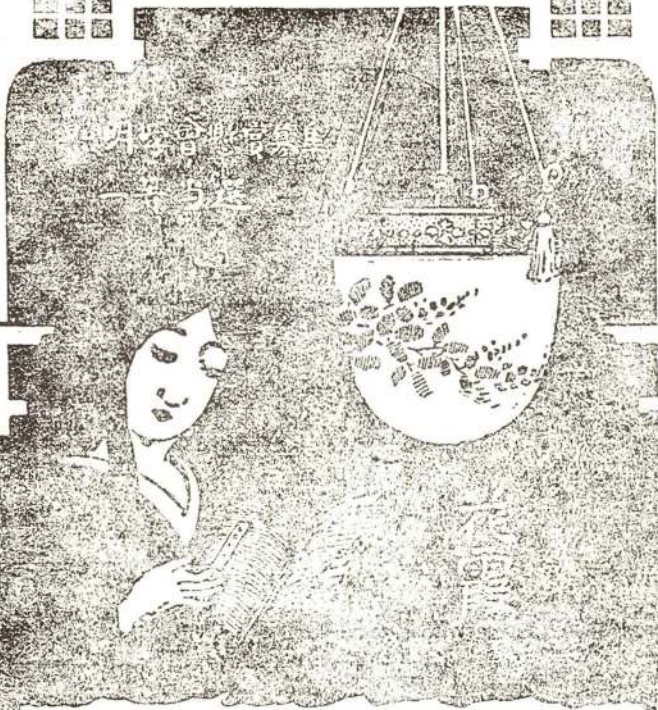
第二十八條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

第二十九條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

第三十條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

第三十一條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル

第三十二條 會員ハ會費年額金拾圓ヲ本會ニ提出ス但例會ニ出席シ難キ地方ニハ爾後前項ノ會費ヲ免ル



初秋の新装

高尚なる御座敷には是非此の花霞を御取付け下さい其趣かな光りと優美なる形とは必らずや優雅なる氣分を御家庭に漲らせます

 東京電氣株式会社

東京出張所 銀座区本町

大阪出張所 西區阿波野町

門司出張所 門司町電話

名古屋 仙臺 札幌 大連 上海

日本建築協會雜誌 第貳輯第十號

目次

福德生命保險株式會社

(三色版)

口繪

都市社會相 || || (自一至六)

△住宅法制定の機運到來	會 員	池 田	實	一
△「大連市建築規則」批判	會 員	池 田	實	二
△社會的感情に就て(下)	京都帝國大學 法科大學教授	法 學 博 士	佐々木惣一	一五
△都市計畫に關する法制(三)	內務省都市 計畫課長	池 田	宏	二〇
△最も非衛生的な我邦の住宅	農商務省工場 監督官醫學士	古 瀨	安 俊	二六
△住宅改造(上)	會 員	葛野壯一	郎	三〇
△都市政策と防疫(上)	大阪市 囑托市	向 井	章	三六
△住宅問題と田園都市(D)	都市事情 研究會會員	三 宅	勘 一	四五
△本邦現代住宅改良の施工法(四)	會 員	小笠原	鉤	五一
△街道樹論(四)	特別養助員 農學士	大 屋	靈 城	五八

△京都古建築觀(一) 特別賛助員 伊藤清造 六五

△朝鮮營林廠所管の森林一班(三) 會員 谷民藏 七〇

△〔女流の生活觀〕 吉崎龜之助氏 吉崎季枝子 七四

△四季折々の環境に調和する生活 足立製作所主足 足立民子 七七

△わたくしははつと思ふて今更 立源太郎氏夫人

△〔都市と社會施設〕 會員 M T 生 八〇

△北米合衆國に於ける住居社團法人 會員 M T 生 八〇

△〔趣味の生活〕 會員 佐藤四郎 八四

△四宜草堂漫筆(一) 會員 田丸亭之助 八八

△番犬の飼育法 會員 田丸亭之助 八八

△〔調査〕 會員 田丸亭之助 八八

□大阪市接續町村下水道調査綱要(四) 九二

△時報 九六

△會報 一〇〇

△編輯たより 一〇二

附 錄

△ベルン市建築條例(下) 一〇二

GE. CHEMICAL PRODUCTS.

ジーエフ塗料

料



株式會社 東洋工業社

電話京橋 一三八〇・二二〇・四四三〇・四五
出張所 大阪 名古屋 小倉 紐育

GF. Waterproofing Paste.
GF. Trowel Coating.
GF. Dampproofing Coating.
GF. Acidproofing.
GF. Cristalrox,
GF. Mastic Cement.
GF. Timber Life.
GF. Floor Enamel,
GF. Brick and Cement Coating.
GF. Galvanized Steel Coating,
Etc., Etc.

GE

YOUNGSTOWN, OHIO.

ジーエフ防水剤

販賣元

東京市京橋區傳馬町一丁目

●	●	●	●	●	●	●	●
ジ	ジ	ジ	ジ	ジ	ジ	ジ	ジ
ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ
フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ
●							
在庫品豐富	木材防蝕塗料	金屬防蝕塗料	床用塗料	室內裝飾塗料	防酸塗料	防水防濕塗料	防水劑

輸入元

中外貿易株式會社

製造元

米國 ジェネラル・フア
ヤーブル・フキン・グアイ



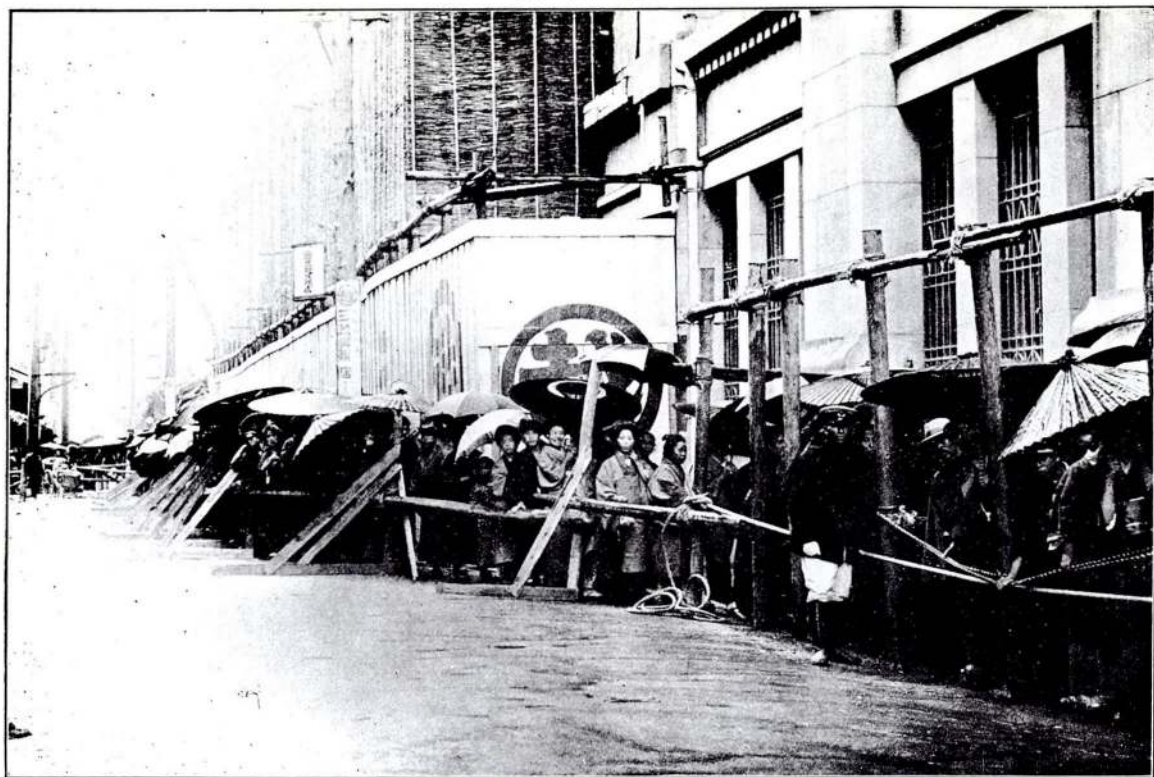
(刷印版製田栗 阪大) (通濱島堂市阪大) 社會式株險保命生德福

(一其) 相會社市都



半時一十前午——日一月十集群の到殺に『日へ榮』の店服吳越三
前口入表越三

(二其) 相會社市都



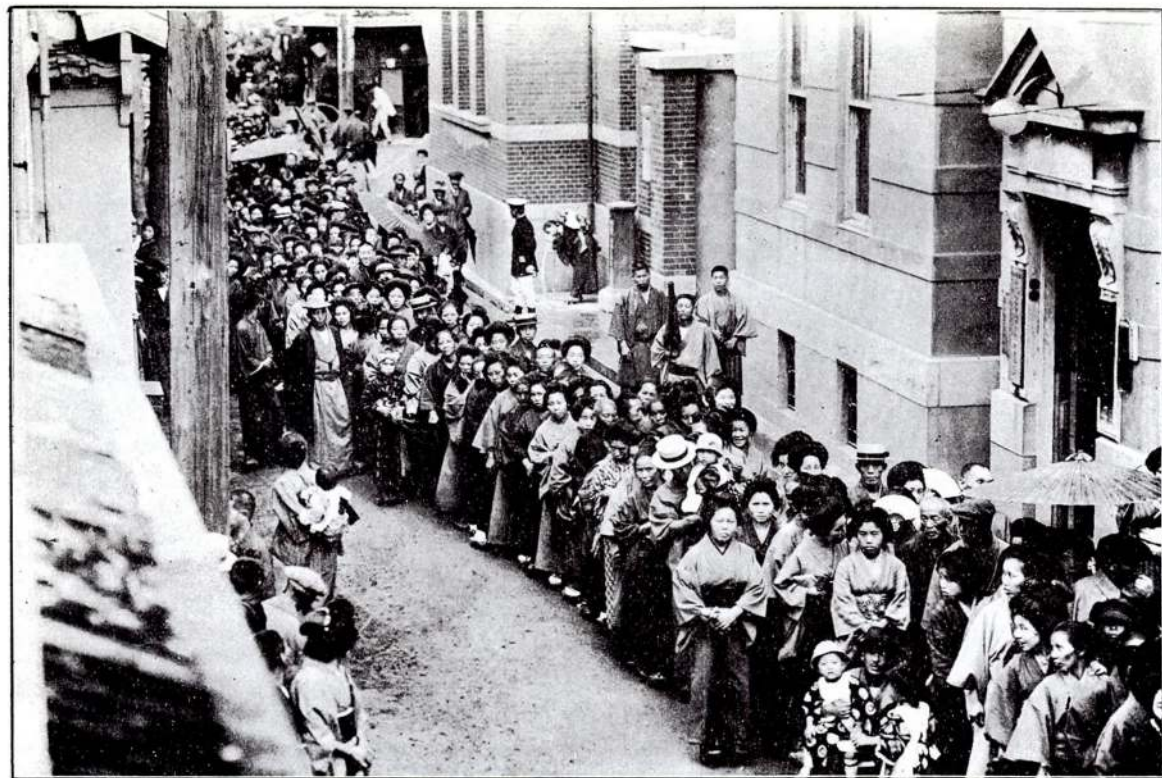
分十四時十前午日一月十——集群の到殺に『日へ榮』の店服吳越三
通橋麗高横北店服吳越三

(三其) 相會社市都



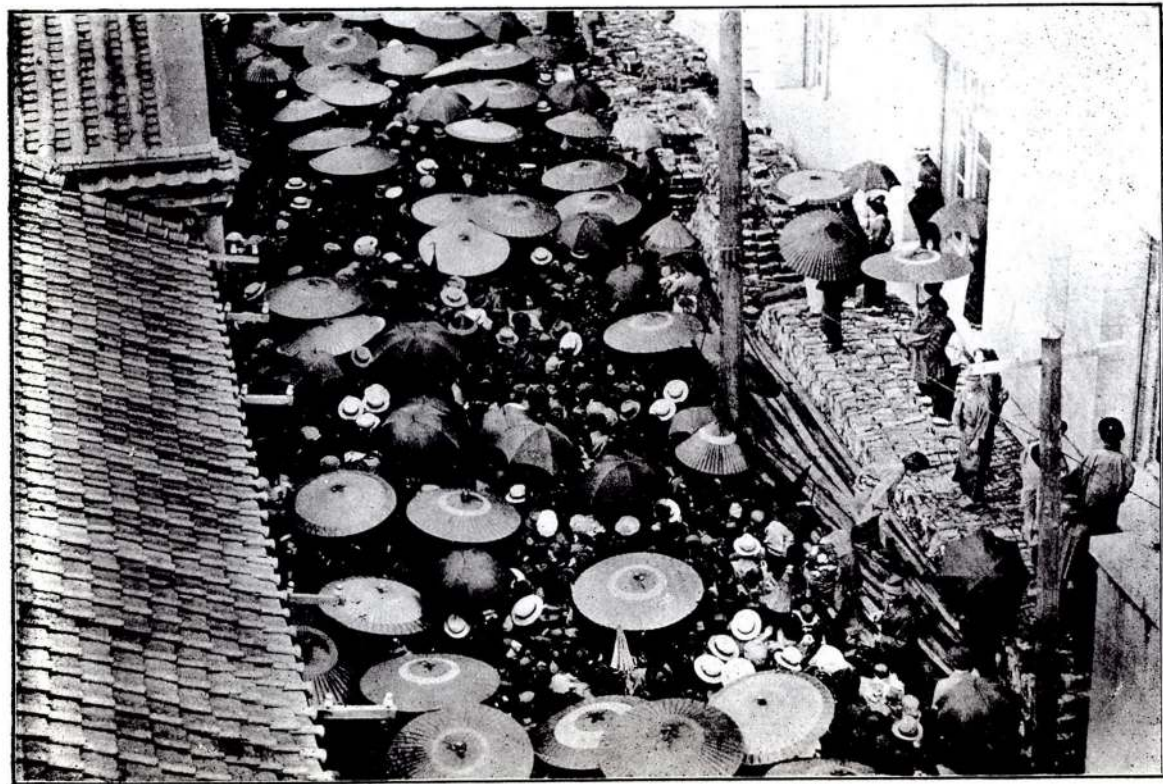
分十時九前午日一月十——集群の到殺に『日へ榮』の店服吳越三
町屋百八前通横東店支阪大行銀井三

(四其) 相會社市都



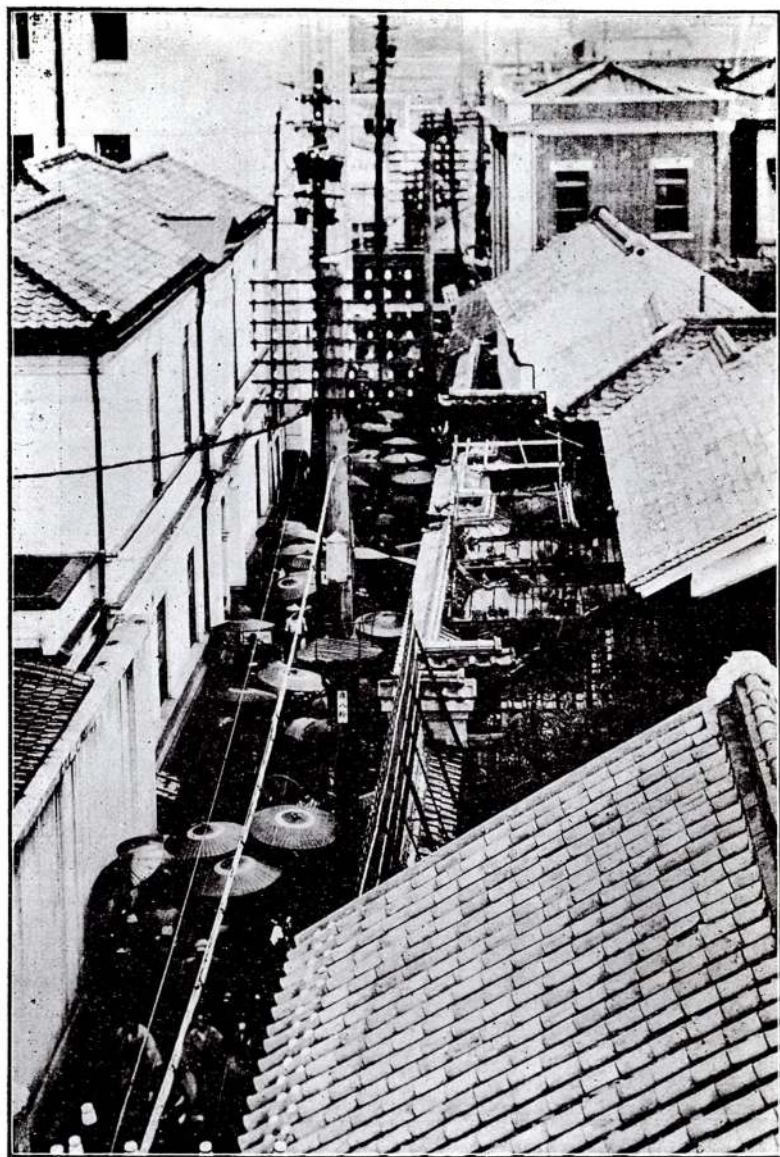
分五十三時九前午日一月十——集群の到殺に『日へ榮』の店服吳越三
所務事會協築建本日り通町屋百八

(五其) 相會社市都



分十二時十前午日一月十——集群の到殺に『日へ榮』の店服吳越三
通 横 東 店 支 阪 大 行 銀 井 三

(六其) 相會社市都



時十前午日一月十——集群の到殺に『日へ榮』の店服吳越三
筋路小世浮



住宅法定の機運到來

都市住宅の欠乏は生活難の最大原因の一にして、其供給は實に目下の急務なり。然るに、我國朝野の先覺者は、今日に至る迄其解決に對する根本政策を樹てず、僅かに大都市の理事者に低利資金を融通して、其建設を促すに過ぎず。之を、歐米各國の官民が住宅建設に腐心する強烈なる態度に比すれば、其差霄壤も啻ならざるものあり。近時我國都市住民の生活難益々切迫し、住むに家なきの狀況は漸次甚しからんとするや、茲に住宅建設に對する特權を認め其進行を長助すべき完全なる住宅法の制定は愈廟堂の議に上れりと聞く。吾人年來の主唱たる都市住宅法の制定は今や朝野を通じて其緊急なるを認めらるゝに至りしは、都市生活向上の最大項目なる点に於て寔に欣喜に禁へざる處なり。冀くは、我朝野の先覺者、斯の機會に於て、大局を誤ることなく、健實なる態度を以て速かに此法律を制定し、以て、都市内容改善の端を開き、生活安定の基礎を築かんことを。



『大連市建築規則』批判(上)

(本編末尾の
全規則参照)

會員 池 田 實

我日本建築協會の前身たる關西建築協會が卒先して唱導し、進むで、建築學會建築大會と共に極力主張した結果先般公布せられし『都市計畫法』及『市街地建築物法』に關し、其施行令又は施行規則等を今や內務省に於て調査されつゝありと聞くが、其制定發布及實施も近き將來に逼つて來て居る事と想ふ。されば、此際建築法規の研究は、建築家に採つて最も重要なことと信ずる。而して、記者は、明治三十七年夏以降茲に十有六年間大政府に於て特殊建築物の取締及本邦唯一の一般建築取締に關する法規の起草、並に、早くも十年に餘る實際上の取締の衝に脅られて最も夫等經驗に富める池田工學士に、并が意見の發表を求めた處、幸にも、最近に發布せられた處の『大連市建築規則』を批判せむることにて、其口述に係るものを是より兩三回に亘りて登載することとした。同氏は、實に建築法規の實際的方面に於て、本邦有数の研究者であるから、必ずや讀者諸君に裨益する所が尠からざるものありと信ずる。但し、本編に關する文章上の責任は勿論記者に在るを斷り置く。——郊郭誌す

(A)

先づ、一般建築法規に對する批評の順序としては、其内容即ち法規に現はれたる立法者の着眼点と其程度とが、最も注意すべき主要なる點である。尙、其現はし方よりせば、一般的規定と其除外例及特別規定の二つの點である。第二に、其形式より云ふならば、條文の配列即ち章節の區分、各條の位置、各條の關係、用字用語の使ひ方即ち文句等である。其の内容の重んずべきは誰しも異論

の無き所であるが、其形式に至ると、建築家の内には、往々にして、條文や字句杯はごうでも可いと輕視する者があるのを深く遺憾とする。既に一旦成法として出來上つた以上、其法律的意思を識るには最早字句に藉つて解釋するより外はない。即ち、文句は法規の内容其ものとなるのであるから、後から、立法者が『ソウいふ考へではなかつたのである』とか、或は『斯ういふ積りであつたのだ』とか云つた處で、夫れは最早解釋上何の權威もあるべきものでなく、唯一つに懸つて、用字用語の上に法律的意思を看出するより外はないのである。されば、内容の研究の歸趨は、やがて、其の形式即ち用字用語の研究に歸着するので、決して輕々に看過すべからざる最も肝要な事項である。殊に、法文には、夫れ夫れ用字例があつて、大阪府の建築取締規則を拵へるに方りても、憲法、民法、商法、刑法、或は皇室典範等を精讀參酌したのであつた。而も、同じ用語の中でも、建築上の術語に關係せるものに就ては、層一層の注意を要するのである。是は、等しく建築上の術語にしても、まだ決まつてゐないものが少くない上に、之を何等かの用語で一度び法文と成つたならば、夫れが永久に建築上の思想を表す基準となるのであるから、最も緊切な關係を有つてゐるのである。而して、自分は、以上三つの點を立脚點として、是より『大連市建築規則』を批評してみようと思ふ。尤も、内容に就ては、元來、自分が、未だ大連市其ものゝ内容を詳にせないから、是は寧ろ第二として、他の點より批評の歩を進めて建築法規研究の資料に供したいと思ふ。

(B)

第一に、其規則の名稱から始めることにする。『大連市建築規則』とあるが、是は、大した問題で

はないけれども、其第一條に『本令ハ大連市並其ノ隣接地域ニ於ケル』云々とあるより觀れば、『市』と云ふ字は、其規則適用の範圍を充分に現さない憾みがあつて、寧ろ、『市』といふ字を除つて單に『大連建築規則』とした方が適當ではあるまいか。

次に、『建築規則』とあるのは、餘程考へものであらう。蓋し、曾て『大阪府建築取締規則』を編むに方りて、或法律家は、『建築物取締規則』とすべきであると主張したことがあつたけれども、自分は、決して之に賛成しなかつた。元來、建築といふ事は、單に建築物の體成される動作其ものを表はしたので、建築物を表はしたのではない、と解せる者がある。併し乍ら、自分は、必ずしも其の一方的な意味に局限されたるものでなくして、動作と同時に其建築物をも加味的に表はしたのだと信ずる。併し、一般的に『建築規則』は、其立法の目的なり其法條の上よりして、此場合は動作其ものを規定制限するのが主で在つて、出來上つた建築物の其後の使ひ方などを規定するのではない。云ひ換へたならば、單に工事中の行爲即ち出來上り方を取締るのを主要目的とし、其出來上つたものを取締るのではない。併し、劇場とか、浴場とか工場とかいふやうな特殊な建築物に就ては其出來上つたもの即ち其使途をも取締るの必要があるので『劇場取締規則』などと命名する場合もあるが、一般の建築法規は、工事を爲す過程に注意し、既に出來上つた以後のものは、附隨の意味に於て取締上の交渉を有つ場合あるに過ぎない。建築なる語が動作と建築物との両意義を有するといふに就ては、例へば、皇室典範には『配遇』なる用語があり、民法には『配遇者』とあるが、前者は單なる夫婦關係で、後者は夫又は妻なる意味を表はするのであると區別して使はれてゐない如く

其他『養子』といふ字義の如きも、『養ふ子』即ち人といふ意義と『子を養ふ』養子をなす事即ち動作的の意義をも云ひ表はすのである如く、其他にも、作業と物自體とを表はす例は幾等もある。彫刻といふ事や繪畫といふ事でも、其彫り刻む行爲や畫く動作を謂ふ場合と、出來上つた物を表はす場合とあるに等しい。尤も斯の點は尙詳言すると種々議論もある所であるが、兎に角、斯の規則では、動作を表はす事を主要とするのである。然るに、彼の『市街地建築物法』の如きは、何故に物といふ字を入れたのか判らない。大連市は、深く考究した結果か又は偶然かも知らぬが、自分の考へてゐる處と合してゐるのを欣ぶ。『市街地建築物法』の如き、市街地と付けたのも面白くない。兎に角自分は、何處までも『建築』として表はす方が正當と信ずる。

(C)

次に、之に聯帶していふべき事は、斯の規則中に、『家屋』『建築物』『住家』『家』(之は室の誤植か)といふ様に種々な語を混用しあるが、其用語の法律的意義は、明確を缺いて居る様に思はれ、又自分の考へとは相違して居る點もある。其一部は第三條に定義しあるけれども、全体を通覧すれば、區々別々で、其處に統一がなく、即ち、其立法者となつた建築家は、一定の用語を有してゐない様に見へる。

然らば、建物とは、什麼ものかといふと、第三條第一項第一號に『各種ノ家屋其他ノ建築物ヲ謂フ』とある。自分共の考へから云ふと、『其他ノ建築物』とは、範圍が非常に弘い。例へば、煙突の如きも建築物であつて、其支配を受くることとなる。『建物』とは、寧ろ其範圍が狭いものであつ

て、建物によつて廣義なる建築物を表はさんとするのは無理である。語の順序からいへば、家屋としたならば狭く、故に建物としたのであらうが、是でも充分に内容を云ひ表はし得ないので、建造物とか建築物とかいふ物が出て來たのである。民法では建物の語を用ひ、其より後に制定せられた、刑法では建造物なる語を用ゐて居る。特別保護建造物などの用語もある。法律に建築物なる用語は最近と見る。されば、第一條中の『建物』は寧ろ之を『建築』と爲す方が適當ではあるまいか。

第二條に『建築ハ』とあるが、是は、前條即ち第一條の『建物』といふ用字を承けて、『建物ハ』とするのだ、果して奈何程意味が異ふのであらうか。第一條に於ける『建物』と第二條に於ける『建築』と區別して用ひてゐるのは、立案者に統一したる用意がなかつた様に想はれるのみならず、強て區別するならば、之は恰度二者を轉換した方が適當なような氣がする。序に『總て』の二字は不用の文字である。此の様な副詞を入れると各條悉く入れたくなる。『必ず』なども法文には用ゆべきで無い。尙、第二條に、建築の要件中、道に大連なるが故に、第一に『美觀』といふ事を擧げて、次に衛生公安及構造としたのであらうが、一般の規則としては、別な考へを有つ必要がある。

(0)

次に、第三條第一項第四號に、建築といふ語を擧げ之を説明してあるが、其中に(イ)新築といふ事を説明して『新ニ建物ヲ築造スルコト』とある。特に築造といふ言葉を用ひたのは何の意味であらうか、どうも不十分な思ひがする。

其次の(ロ)の處に、増築といふ事を説明して、『加工スルコト』とあるが、加工とは、可笑いよう

に思ふ。又組むの「接續するもの」のものは何を指すのか、稍不明である。

其(ハ)に到つて『改築』、(ニ)に『移築』となつてゐるが、此處まで行くならば、更に、再築、或は修繕、又は變更(模様替)といふ言葉をも定義的に説明して置くの必要はあるまいか。例へば、第五條の『修繕』全第三號の『建築したるとき』、第十三條の『建築せんとするとき』などには、再築、修繕、變更等を含まぬのであらうか。(ニ)移築の中には取毀たずに其儘移轉する場合は含まぬ様に見ゆる。全條第五號に『主任技術者』なるものを重要視したのは大英斷であつて、吾人は双手を擧げて大賛成の意を表する。

第七號に『路次』とあるが、大阪府令では、之を通路と名けてゐる、路次とは何んだか古い言葉のように想はれ、法文の体裁上他の用語と對照して果してどんなものであらうか。

全條第八號には『表家』とあつて、其説明に『街路に面する家屋を謂ふ』とあるが、此の『面する』と第十三條の『沿ひ』第十四條の『面する』は相當に注意して用ひて居ることと思ふが如何に。

其第九號に『第一階』といふものゝ説明があるが、是は、從來の普通普觀念又は建築上の普通用語として、二階三階とは、此處に所謂第二階第三階と同様な意味に用ひられてゐる。故に、一階若くは、初階といふ文字を用ひた方が可いと思ふ。反對論者は、二ツの階とか三ツの階と誤る虞れがあるとして、第の字を附した方が可いといふかも知れぬが、例へば、戸籍上子供でも、第一男第二男とは云はないで長男、二男、三男と云ひ、易の言葉でも、最下を初爻、次を二爻三爻といふ風に唱へてゐる。されば、斯くの如く態々『第』の字を冠するのは、建築上の普通語を特に裏切るといふ事に

なる、故に、態々之を加ふるの必要はない。大阪府建築取締規則では、階の數を表すには、『層』といふ字を用ひて何層とし、各階を表すには、單に、二階三階といふてゐる。慣習に従つて行くは無意味なものでない。曾て、建築學會が英語を譯するに委員を設け、結局、一階二階と譯して、『第』の字を用ひてゐないのに賛成するものである。用語は簡易にて濟ものは成可く簡易にしたいものである。舊用語の三ヶ年、二ヶ月等は、今日では三年、二月と法文上に改められて居るの例もある。用語として定められると二階平面も第二階平面などと一々書く必要が伴ふ。

第一階は『其ノ床面地面ヨリ低下セザルモノ』と規定されてゐるが、今若し自分の所謂一層の建物にして使用上の或る必要に基き其の床面を地面より五寸程低下して建築すると假定すれば、第九號に依りて其は最早や本規則の所謂第一階ではなくなるのであるが、即ち第十號の地階となるのである。しかし更に又之は一層なので第一階に當るものがないから、第一階の下階とも云ひ得ない様な氣もする、即ち地階でもなくなる、そうすると何階といふべきであらうか。又一步譲つて地階とするとしたなら、其建坪はどうなるのか第四十七條に依つて敷地面積との割合を考へようとして第三條の第一項第二十三號に照し合せると、建坪は『第一階ニ於ケル外壁云々』とあるから、第一階の無い、地階許りのもの、併し全部地下に没したる地階でない、普通觀念による第一階に等しき此の地階なるものは竟に建坪の算定を爲し得ないことになりはすまいか。是は聊か特別の場合を採つて強ちアラをさがす様な嫌ひはあるが、苟も建築法規の制定に關與する建築家は、充分細心周到の注意を要する所以であつて、斯る關係上の欠點を生ずるも一は法文の不備に歸着するが、斯の如き法

文上の欠陥は之を法律家に委ねて建築家が顧みざらむとするは失敗に了るべきであつて、法律家は寧ろ發見し難い所である。最近に於て或る法律家の微言に、「技術に關する法規の如きは技術家が其條文を完成し得る様に進歩しなければ駄目である」といふのを耳にしたことがあるが、寔に至言であつて、其の言が技術家側から出でずして、寧ろ法律家の口から漏れ出るのは、建築家たる自分として實に遺憾に思ふ點である。

兎に角、地面より少し許低下せるものをも地階と看倣のは不穩當であつて、多少の餘裕、餘地を存すべきである。次に地面の二字は自分の意見と一致して居るのを欣ぶ。往々にして、地盤といふ人があるが、其必要を認めない。従て本條第十九號の地盤は地面とすべきである。

全條第十號の『地階』第十二號の『屋階』は共に自分の贊同する所である。建築家中には、室と階との區別すら明瞭にせざる者の多く、地階を地下室又は地中室と稱し、屋階を屋根裏室などといふ人さへあるに驚くこともある。

E

全條第十三號中に『壁體』とあるが「壁」で澤山ではあるまいか、「床」「窓」などに對しても特に「体」の字を附加する必要があるか誨へを乞ひたひものである。第十四號中には共同壁と疆界壁とが並んで居る。

第十五號に『間壁』といふ語を用ひてゐるが寧ろ、『劃壁』又は『隔壁』とした方が可ならずや、何んだか不熟のやうであり語呂も良くない。

第十六號及十七號に、『耐火材料』『耐火構造』とありて、第三十一條には『防火材料』、第十九條には『防火壁』又は『防火扉』といふ熟語を用ひてゐる。仍ち、此處では、防火と耐火といふ字を明に區別せずして、無意味に混用されてゐる。其他、第二十六條、二十九條等に『防水材料』といふ熟語を用ひ、第二十三條に『防濕法』なる語を用ひてあるが、兩者異字同意味に使はれる場合がある故に之等は、果して研究されて用ひられたものなるや否や疑はざるを得ない。又『耐火材料』を規定するならば同時に『防水材料』をも規定すべきではあるまいか。

次に、尙第三條第十六號に耐火材料中、石材と石盤を別々に上げてゐるが、石盤も廣義に於ける石材ではあるまいか。

『厚サ』『高サ』『深サ』のサは皆不必要で、『厚』『高』『深』で充分である。『踊り場』の『り』も不必要である。無暗に遣り假名を付するは建築家の通弊の一つである。

全第十八號『公定建築線』は『家屋ノ街路ニ對スル制限線ヲ謂フ』と表はしてあるが、此處には家屋としてあるから、建物全般に對する制限でないことになる。從て、家屋にあらざる門戶牆壁、塀、煙突、塔の類には、公定建築線の制限を適用せざることになるが、果して其の意味であらうか、若し是等をも包含するものとせば、家屋の二字は不穩當といふべきで、此處には建物とすべきである蓋し單なる用語にさへ多大の注意を要するといふ所以の一例である。尙公定の二字は不要であつて建築線で澤山である。

全第十九號『路面上ノ高サ』其の基準を歩道縁石に採つたのは實施法規の適用上至便である。時と

して、道路の中心點よりせんとする論者もあるが、かまはこ形の廣き幅の道路に於ては一々之を測算するに不便である。素より理論上に基準を求めるのは至當な事であるが、又一面實施上の便宜をも考へて、大差なき事項は便宜の方に據るの必要を認める論者の一人である。路面上とは即道路面上の省略語であらうが、之は適當と思ふ、地盤面を省略して地面としたのと似て居る。此處の地盤よりは前述の通り『地面ヨリノ高』又は『地面上ノ高』とすべきである。

全第二十號『家屋の高さ』此處でも家屋に限つたので、家屋にあらざる建物全部には及んで居ない従つて建物の高の測定は不明である。而して第十七條に於ては『高サ七十尺以上ノ建物ニハ』とある其の意は建物の高七十尺以上のものといふことであるが、家屋の高のみを規定して建物の高を省略して居る。

全第二十二號の『階ノ高サ』中の小屋梁下端は陸梁下端の意か、登梁に就ては果してどうなるのであらうか。

全第二十三號『建坪』の測定法を主として外壁の外、面とせるは、煉瓦造等の多き大連市としては寧ろ至當かも知れぬが、其建坪の算出に就て一々多大の勞力を空費するの缺點があると思ふ。是も實際上の便宜を基とし凡て中心線に於ける測定法を至當と考へる。建坪なる語は在來の建築上の術語で、之を用ゐたのは寧ろ簡易主義から見て適當と思ふ、敢て建築面積、坪と四角張る必要を認めない第四條は第二條と相應した條文の表はし方となすべきであると同時に、第九條と對立すべきであつて、條文配列の根本義が不明である。

第八條は家屋と防水との二句を除くの外、全部大阪府令建築取締規則第十四條の全文が利用せられて居るのは、其の起稿者たる自分の光榮として嬉しく思ふ次第である。

第九條中『本令ニ依リ難キモノ』とあるが是と同時に『本令ニ依ルヲ要セザルモノ』又は『本令ノ規定ニ代ルベキモノ』をも追加して置きたいと思ふ。

以上を以て第一章たる總則の部に關する大体を批評し了つた。自分の言辭が或は本規則の起草者に對して禮を失した點があるかも知ぬが、心に浮ぶ所を卒直に言ひ列ねた爲で、敢て惡意のある譯でないから諒とせられたい。又自分の見る所の誤れる點は當該起草者及大方識者の教を乞ひたいと思ふ。蓋し、自分は建築法規の研究を以て今日建築家全般の緊急事なりと信ずるのである。(續く)

參 照 條 文

關東廳令第十七號

大連市建築規則左ノ通定ム

大正八年六月九日

關東長官 男爵 林 權 助

大連市建築規則

第一章 總 則

第一條 本令ハ大連市並其ノ隣接地域内ニ於ケル建物ニ關シテ準據スヘキ一般ノ事項ヲ規定ス

第二條 建築ハ總テ市街ノ美觀、衛生、公安及構造上ノ要件ヲ具備シ且建築ヲナスヘキ地區ニ適應スルモノタルヘシ

第三條 本令中用語ノ意義左ノ如シ

- 一 建物 各種ノ家屋其ノ他ノ建築物ヲ謂フ
- 二 住家 主トシテ居住ノ用ニ供スル家屋ヲ謂フ

三 居室 建物ノ種類ヲ問ハス總テ居住ノ用ニ供スル家ヲ謂フ
四 建築 左ノ作業ヲ謂フ

イ 新築 新ニ建物ヲ築造スルコト

ロ 増築 既成ノ建物ニ更ニ其ノ面積容積又ハ延長ヲ増加スル目的ヲ以テ加工スルコト
但シ渡廊下ヲ以テ接續スルモノハ新築ト看做ス

ハ 改築 建物ノ一部若ハ全部ヲ取毀チ更ニ現在ノ位置ニ築造スルコト

ニ 移築 建物ノ位置ヲ變更スルノ目的ヲ以テ之ヲ取毀チ異リタル位置ニ於テ築造スルコト

五 主任技術者 建築技術ニ關シ關東長官ノ檢定ヲ經タル者ヲ謂フ

六 街路 公設ト私設トヲ問ハス公衆ノ通行スヘキ道路、橋梁之ニ附屬スル溝渠及並樹數ヲ謂フ

廣場及遊歩地ハ之ヲ街路ト看做ス

七 路次 地區内ニ於ケル通路ヲ謂フ

八 表屋 街路ニ面スル家屋ヲ謂フ

九 第一階ノ地面ニ最近キ階ニシテ其ノ床面地面ヨリ低下セサルモノヲ謂フ

十 地階 第一階ノ下階ヲ謂フ

十一 第二階 第一階ノ上階ヲ謂フ

十三 第三階以上順次之ニ做フ

十二 屋階 屋根裏ニ設クル階ヲ謂フ

十三 外壁 家屋ノ外部ヲ構成スル壁體ヲ謂フ

十四 界壁 他ノ家屋トノ共同壁又ハ長屋各戸ノ疆界壁體ヲ謂フ

十五 間壁 家屋ノ内部ヲ區劃スル壁體ヲ謂フ

十六 耐火材料 石材(人造石ヲ含ム)、煉瓦、陶磁瓦、「コンクリート」(鐵筋「コンクリート」ヲ含ム)、金屬瓦、石盤、石綿等
ヲ謂フ但シ屋根覆葺用ニ供スル鐵力板ノ類ハ耐火材料ト看做ス

十七 耐火構造 耐火材料ヲ以テ主要部分ヲ構成シ若ハ適當ナル厚サノ耐火材料ヲ以テ主要部分ヲ被覆シタルモノヲ謂フ

十八 公定建築線 家屋ノ街路ニ對スル制限線ヲ謂フ

十九 路面上ノ高サ 步道縁石ノ上端ヨリノ高サ但シ步道ノ設ケナキ場合ニ在リテハ外壁際地盤ヨリノ高サヲ謂フ

二十 家屋ノ高サ 家屋前面ノ中央ニ於テ路面上ヨリ

イ 軒蛇腹附ノ場合 軒蛇腹ノ上端迄

ロ 扶欄若ハ扶壁附ノ場合 扶欄若ハ扶壁ノ上端迄

ハ 切妻壁ノ場合 切妻中央迄

ニ 出軒ノ場合 軒桁上端迄

二十一 屋根ノ高サ

イ 軒蛇腹附ノ場合 軒蛇腹上端ヨリ棟上端迄

ロ 扶欄若ハ扶壁附ノ場合 扶欄若ハ扶壁ノ上端ヨリ棟上端迄

ハ 出軒ノ場合 軒桁上端ヨリ棟上端迄

二十二 階ノ高サ 床上端ヨリ其ノ上階床上端迄但シ最上階ノ場合ニハ其ノ床上端ヨリ天井下端迄天井下ナキ場合ニハ小屋梁ト迄小屋梁ナキ場合ニハ小屋高サノ中央迄ヲ謂フ

二十三 建坪 第一階ニ於ケル外壁ノ外面又ハ界壁中心線ノ内ニ包含セラルル水平断面ノ坪數ヲ謂フ但シ木造又ハ薄被鐵骨造ノ家屋ニ在リテハ外壁中主要ナル柱ノ中心線ヨリ測算ス

第四條 關東長官ハ市街ノ美觀、衛生、公安、構造ノ安全又ハ建築ヲナスヘキ地區ノ體裁上必要ト認ムルトキハ特殊ノ構造備設ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 關東長官ハ建物左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ除却、改築、修繕、使用ノ禁止、停止又ハ制限ヲ命スルコトアルヘシ

一 保安上危險ト認ムルトキ

二 衛生上有害ト認ムルトキ

三 本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シテ建物ヲ建築シタルトキ

前項ノ場合ニ必要アリト認ムルトキハ相當損害ノ補償ヲ爲スコトアルヘシ

第六條 本令又ハ本令ニ基キテ爲シタル處分ニ依リ命シタル義務ヲ履行セサルトキハ官ニ於テ代リテ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシメ其ノ費用ヲ義務者ヨリ徴收スルコトアルヘシ

前項費用ノ徴收ハ國稅徵收法ノ例ニ依ル

第七條 本令又ハ本令ニ基キテ爲シタル處分ニ因リ損害ヲ受ケルコトアルモ其ノ賠償ヲ要求スルコトヲ得ス

第八條 家屋ノ採光、換氣、防火、防水、防鼠、避難其ノ他除害ニ關スル構造設備ハ常ニ有效ニ之ヲ保持スヘシ

第九條 土地ノ狀況建物ノ性質其ノ他特殊ノ事由ニ因リ本令ニ依リ難キモノアルトキハ關東長官ノ許可ヲ得テ本令ニ沿フサルコトヲ得以下 (次號へ繼出)



社會的感情に就て (下)

京都帝國大學法科大學教授

法學博士 佐々木惣一

本編は、前號に斷りたる如く記者の筆記に據りて斯編を成したるものに係り、博士の校閲を経るの過なくして掲載せる故其文章上の責任は勿論記者に在り 〓 郊部 〓

前號掲載

▲先づ根本的に定むべき見地あり 〓 社會問題を客觀的に取扱ふは不可
▲現今の社會問題に三つの困難あり 〓 這是畢竟他の目的に供する爲也
▲更に夫れ目的自体を誤るに到る 〓 社會問題を他の目的に供する實害

(博士は、前號の末尾に於て、社會問題を他の目的に供せる實害に就き、其例を獨逸の少年労働者の保護に採りて、其保護は單に軍政上の見地から講じられた事を引照され、尙、時の宰相ビスマルクは、社會黨に對して初めは好意を有してゐたのであるが、後には多少惡意を有するようになった理由として、ビスマルクの社會問題其ものに對する見解が變つて來たといふよりも、之を以て他の問題を解決せむとする態度が變つたといふことであるとの説明を加へられた 〓 記者)

▲社會問題を他の手段とした今一つの實例

▲而して其時代は紛糾錯雜を極めたりき

次は、財政上の見解である。即ち、當時、獨逸の貿易業者等は保護政策を要求し、ビスマルクは、之に藉りて財政を固めんとし、一般の間接税に對する見地より其要求を採つた。之を採るとならば、其自然の結果として、社會問題に反對することゝ成り、而して、社會黨とは自然に手が切れることゝなる。即ち、斯の場合、ビスマルクも、社會問題に對する政策を他の問題解決の爲に執つたので、約り、社會問題其ものゝ爲ではなかつたのである。要するに、兎に角其時の社會政策は、社會問題夫れ自身として取扱はれず、他の政策の手段として取扱はれたのであつた。而して、斯の見地より取扱はれた時代は徒に紛糾を來して、其處に統一された考がなかつたのである。といふものゝ、労働保險の如き立法的形式的な基礎は出來てゐたのである

▲労働問題の目的は其内容を適當にするに在り

▲労働者の救済其ものは社會問題の中心點に非ず

併し乍ら、吾々が今研究せんとするのは、形式論ではなくして、社會問題に對する思想を論ずるのである故に、斯くの如きは、畢竟他の問題の爲に取扱つてゐるように見へる。其證據として、ビスマルクは、雇主と労働者の労働關係を適當に解決するにあらずして、實害を受くる者を救済するといふ事に重きを置いたのである而して、今日我々が主張する労働問題なるものは、労働關係の内容を適當にすることが目的であつて救助を與ふことは其問題の中心ではなく、勿論、其救済といふ事は重要な部分なるも決して目的ではない。ビスマルクが斯る見地に初から重きを置たのは、我々が今日唱へある處の社會問題の中心點でない。是は、他の問題解決の爲にする意識的無意識的當然な結果である我邦に於ても、社會問題なるものを觀るに、労働關係の内容といふ事よりは、寧ろ、救助といふ事に、重き意味を有してゐるようである。獨逸に於ける社會政策の初期に於ては、斯の政策を他の問題解決の手段の如くに取扱はれ、從つ

て、徒に紛糾を來すのみであつた。處が、後には種々な變化によつて、社會問題は夫れ自身を解決する處の立法政策となつて來た。

▲社會問題又は社會的問題とは何を意味するか

▲社會問題は其實質上より見れば生活問題也

以上考へる事に間違なくば、社會問題は夫れ自身が目的なる事を推し測られる。然らば、社會問題を夫れ自身として考へるとは、一体什ういふ事であるか、是は、先づ根本的に、社會問題、又社會的問題とは何を意味するかといふ事を考へてみなければならぬ。例へば、救貧とか防貧とか、或は勞働とか、其他種々あるも、箇々の問題を與へられたときは、是を社會問題と見るも、何が社會問題かと云は、實は判らない。社會問題とは、社會の貧乏人に——勞働者に賃金を篤くせねばならぬ、といふ。是は勿論社會問題に屬するけれども、何を社會問題と謂ふか、と云は判らない。故に先づ是を解することが必要である。さらば、社會問題とは何であるか、夫れは、約り、何事でも一切の事物は吾

々の住んでゐる處の社會と何等かの關係あるものとして觀察せば、凡てが社會的の行動となる故に、社會問題とは、社會との關係に於て觀察されるから斯様に名けられるのである。即ち、貧乏人を救済する事が社會問題でなくして、貧乏人の生ずる事が社會と何等かの關係ありとするから、社會問題となるのである。仍で、吾々が唱へてゐる處の社會問題は、之を實質上より觀れば、生活の問題である。此の人間の生活が出來るとか出來ないとか、幸福とか不幸とかいふような出來事は社會との或關係を有してゐると觀るが故に、社會問題となるのである。

▲我等の生活は社會組織に依つて規定さる

▲社會問題は其規定に疑問を有するに生ず

然らば、我々の生活は、奈何にして社會と關係を付けて考へることが出來得るか。开は、社會と關係を付けることに由つて生活なるものが意識されるのであり、又、吾々の生活は、社會組織に依つて一々規定されてゐるのである。仍で、我々の生活は、社會と關係を付けて考へら

れ、是を離れて考へられない。而して、社會問題なるものは昔にも現在にもある。夫れは、我々の生活が社會に仍つて規定されてゐる事夫れ自身は昔も今も渝らぬが、其規定されてゐる事項に就ては、昔と現在とに軒輊がある。昔は、自分が自身の意思に従つて生活する時代もあつた。然るに、封建制度の時代には、極度に我々の生活を規定されたのである。今と昔を劃然區別する事は出來得ないが、少くとも、今日に於ては、我々の生活は社會的に規定されてゐると云ひ得る。併し、是だけでは未だ社會問題は起らない、社會問題の起るのは、社會的に規定されてゐる事に對して疑問を有つからである。即ち、其規定又は狀況が適當であるか付うか、といふことの疑問よりして、此處に社會問題なるものが起るのである。現今に於て、我々の生活は社會に仍つて規定され、其規定されてゐるといふ事と方法に就て疑問を懷くに至りたるが故に、社會問題の發生を來したのである。

▲我等の生活は奈何に規定されるれば可なるや

▲文化共同思想の發現即社會的感情也

然らば、其疑問を懷くことは、果して正當であるか否か、蓋し問題であるけれども、我々の生活が社會的に規定されてゐるのは事實である唯、我々は、其規定は什ういふ風に規定さるべきものであらうか、其状態は適當なるや否か、といふ疑問を生ずる、仍で、我々は其點に就て疑問を懷き、斯の疑問を解決せんとするのが、眞の社會問題の解決であり、決して他の政策の手段としてゐない。

然らば、奈何なる方法で我々の生活が社會的に規定されるれば可いであらうか。是は、勿論、機械的に定むることは出來得ない、唯、我々の思想に藉りて有機的に極められる筈なものである。併し乍ら、夫れは、我々の意思に基つて有機的に發達するのであるが、奈何なる形式や狀況を以て其結果が現れるとしても、我々の要求として欲する點がある、夫れは、相互間に於て或他人の道具即ち手段と見られてはならぬ、互に一所に社會生活を爲しつゝあるのは、共に

努力してゐる事、例へば甲なる者が乙の手段となつて働くといふ譯でない、謂はゞ、皆が目的である。是は、社會的規定を批評する根本的思想である。斯の要求が現はれてゐるときに政治といふのである。是は、社會の價值の問題であつて、斯ういふ見地より申さば、苟も共同といふ立脚點に在る間は、目的奈何の關係は無く凡て共同のものである。之を例へば、此處にひとつの造船所がある、斯の造船所は其事業家のものであるが、之を社會的に觀れば、一人一個の私すべきものでなくして、實に、文化發達といふ共同な事業と觀得られる。茲に於て勞作と單純な行爲との區別——價值的區別が生ずる。即ち、文化實現の手段として爲される行爲でなくば、決して勞作ではなく單純な行爲である、と斯う觀得られる。我々社會政策上の行爲は、單純の行爲でなくして勞作の行爲即ち文化の爲にするものである。斯の見地よりせば、社會に有益なる事業は、社會の文化を進める。之に携はれる人達は、其同様な意味に於て勞作し共同

してゐるのである。即ち、其事業に藉つて社會の文化を進歩せしめつゝある。されば、斯る事業の目的よりせば、其皆が目的であつて、決して手段では莫く、即ち他の道具となつて働くのではない。

斯くの如き意味に於ける共同思想か又は特定の事業が、或限られたる範圍に於て現れるのではなくして、是が社會的生活に於て現れるとき之を社會的感情と謂ふのである。即ち、共同の目的に参加してゐるといふ値打ちを認められる事である。斯の感情に基いて生活が社會的に規定されてゐる時は、最も正義を實行した社會であつて、社會問題なるものは最早問題ではないのである。(畢)

獨逸に於ける勞働保險

社會保險の目的として立法に依りて實行する事能はざりし一思想あり其然りと所以は獨乙の立法者が夫れに關して理論上征服すべからざるの困難の存する事を發見したるが爲に非ずして全く黨派政策の理由に基くのである

—— マーチスの勞働保險論 ——



都市計畫に關する法制 (三)

内務省都市
計畫課長

池 田 宏

(既出)

- (一) 都市發達の原因
- (二) 都市人口集積の弊と都市計畫運動
- (三) 都市發達の趨勢と其對應策の基礎觀念
- (四) 都市計畫法と市街地建築物法
- (五) 都市計畫法の要項

(一) 都市計畫區域の決定

(イ) 市域の編入

(ロ) 組合の強制

(二) 地域制度

(三) 地域利用開發の計畫

(四) 衛生上の計畫

(5) 都市計畫の決定機關

都市計畫及其の事業は都市生活改善の基礎を

爲すものなるに依り其の自治制運用上の重要案件たるは論を俟たず併其の計畫及事業は前述する所に依り必ずしも市域内に限局することなく隣接町村をも併せて統一的に計畫せざるべからざるのみならず、其の事業は必ずしも公共團體の施設に須つべきに非らず國府縣及私人亦之に關する施設を爲すことあり現に此の種の事例頗多くして然かも此の場合は其の質に於て量に於て極めて重要な地位を占め下級公共團體の施設に係るものは寧第二位に在るの觀すら無之に非らず(例へば東京に在りては高速鐵道機關は現に國の事業として鐵道院の經營する所なり、荒川の改修は同じく内務省の經營する所なり、通信事業は同じく逓信省の經營する所なり、市外の重要道路は府縣廳の經營する所なり、

瓦斯の供給、電燈の供給、市場、屠場、火葬場の如き私人の經營する所なり、市外の軌道鐵道亦多く私人の經營する所なり、横濱、名古屋に在りては市内の路面電車亦私人の經營する所に係り、神戸、横濱の築港は政府の經營、名古屋の築港は愛知縣の經營する所に係る、京都に在りては鴨川畔の大植物園亦府の事業とするが如し、大阪市の水運改良の計畫亦國及府廳の事業として經畫せしものなり。是を以て都市生活に關する公共的事業の公營主義又は其の管理に關する制度の徹底せる國に在りては格別否らざるものに在りては都市計畫及其の事業の決定を自治制の運用にのみ俟たしむべきに非ざるは論を俟たず、此等の事業中には保安に關する事項を含むも其の執行に必要な警察の權に至りては我國自治制が之を公共團體の團體權に附與せざるに見るときは益其の然るを覺ゆ、乍併都市計畫及其の事業たる素より都市の發展を策するものなるを以て大に自治組織の參加に俟たしむべきこと亦論なき所なるも之が決定に就ては關係行政廳を參與せしめ、計畫及事業に關係ある各方面の審議協調に依りて計畫の統制を圖り各部の事業に支吾扞格なきを期するは洵に當然の要求なりと謂はざる可らず、米國の如き都市に關する事業の執行

及其の管理權の大なる地方に於ても此の計畫の爲特別の地位を有する委員制度 (Commission Government) を採り、關係各部署の協調に依り統一計畫するの主義に依るもの多きの意義亦實に茲に存す (Flavel Shurtleff, Carrying out the City Plan 1914 chap. VI) 依て我國法は其の協調計畫の機關として都市計畫委員會なるものを認め (第四條) 其の組織は之を官制に讓れり (第四條) 若し夫れ委員會の組織に留意し公共團體の利害を代表する者、公共團體に關する知識經驗の最深き者又は特に事業に關して學識經驗に秀つる者を網羅し國府縣の關係行政廳を代表する者と共に之を組織せしめて審議を盡さしむるに於ては蓋能く其の設置の目的に協ひ計畫法の意義を暢達することを得む、此の機關が十分に其の職能を盡すや否やは法の死活に關する都市生活を左右するものなるが故に其の組織及人選は最意を致すべき點にして其の選に膺れる者亦克く都市計畫の本領を諒解し、徒に自己の立場に囚はるることなく、恒に眼を全局の利害、永久の利害に注がざるべからず

(6) 事業の執行

國府縣又は公共團體の關係行政廳之が執行に
膺るべきは論を俟たず^(第五條)と雖も此の事業中
には公共團體自身又は私人の經營に任せて可な
るものなきに非らず、現に從來東京市區改正條
例に依りて議定したる設計中鐵道、市場、火葬
場の類は設立者又は所有者の費用に於て其の經
營執行する所に任せたり<sup>(條例に附帶せる明治二十
二年東京府告示三九號)</sup>歐
米に於ける從來の實例も都市生活に關する事業
に就き必ずしも凡て之を公營するの主義を採り
しことなし、依て本法亦行政廳に非ざる者にも
其の出願に依り都市計畫事業として決定せる計
畫に隨ひ事業の一部を執行せしむるの途を開け
り<sup>(第五條
第二項)</sup>、是實際の必要に基くものにして本法
中に於ても土地の區劃整理の如き新市街地造成
に關する事業は前述の如く公共團體に施行權を
認めたるが如き既に法律自らも此の場合を認め
たるあり、運用の如何に依りては相當利用せら
れて效果著しかるべき規定なるべし

(7) 事業費の財源

都市計畫事業は孰れも皆鉅資を要す、著名市
の都市計畫に費したるもの億を以て數へざるも
のなし、我國の都市計畫は未だ見るに足るもの
なきが故に向後莫大の費額を要するを覺悟せざ
る可らず、現に米國の如く大規模に都市計畫を
實行するの機に迫れるものに在りては斯の問題
は最深く研究せらるゝ所に係り其の説く所汗牛
充棟も當ならざる狀況なり、中に就き Howe は
特別負擔稅地帶收用地の收入及土地の増價稅を
以て三大新財源なりと論斷し歐米の實例を引用
して其の理由を簡明に説明せる所參稽に資すべ
し<sup>(The Modern City & its
problems 1915 p. 349)</sup>

(イ)之を田園都市に徴するに地價低廉なる農
牧地を拓きて區劃整理を遂げ公共的施設を實施
して理想的新市街を營み其の投資を償却するの
限度に於て土地家屋を提供し、其の地價の昂騰
に因る利益は之を擧げて公共的經營の資に充當
せむとするものなるが故に約言すれば都市計畫
の實施に因りて改良の爲騰貴せる地價の差増は
之を田園都市全體の利益に歸せしむるものにし

て換言すれば此の土地の増價を以て都市計畫の資源に供するに外ならず斯の思想を自治體に於て體現するときは土地増價税と爲るものにして斯の税は公共團體の事業に因り生じたる土地の改良價格に課税して其の幾分を増價の原因事業者たる公共團體の收入に歸せしむるものなり、

(Verkaufssteuer 此の税は獨が一八九八年膠州灣を占領せしときに實施せる所に係り爾後一九〇四年「フランクフルト、アマイン」に實施せられたる以來諸市の採用する所にして一九一〇年四月には之を採用せるもの四百五十七市町村の多數に達し獨逸帝國政府は一九一一年二月此の税を以て帝國税と爲して全國市町村に適用し其の四十パーセントを市町村に交付することあり、此等の沿革及實際に付ては Howe, *European Cities at Work* p. 190—に簡明の紹介あり、尙詳くは Martin, John, *Unearth in cement in Cities*, *Proceedings, National Municipal League* 1910 pp. 346-352; Holdt, *Die Verkaufssteuer* 3. Aufl. 1909 参照、殊に^註此の收入は或は事業費ルトの著は推稱するの價值あり) 此の收入は或は將來の公債の償還財源と爲ることあるべく或は將來の事業費調達の資源と爲ることあるべし、其の孰れの資源に供せらるゝも之を都市の全局より云へば誠に合理的課税と謂はざる可らず

(ロ)路面又は路床の改築の如く特に沿道住民に特別なる福利を與ふるものに在りては之をし

て其の享益の程度に於て其の經費の一部の負擔に任せしむること亦理由なしとせず、殊に街路擴築の場合を想像するときは擴築の用に供せらるゝ土地の沿道者とその對側沿道者とは其の新道路に就き享くる利害關係に於て著しき逕庭あるを見るが故に此等の場合には其の享くる利益の限度に於て道路擴築費の一部に就き特に負擔に任せしむることの公平の觀念に適するを想はすむばあらず、下水道の築造に在りても其の幹線の布設に要する工費の如きは之を全局の負擔とすべきは論なしと雖も支線の如く布設に依りて特に利益を享くる者ある場合には其の享益地區内に於て特別の徵税を認むるの理由あり、小公園の如き亦其の環境地區は他の地區に比し恒に高級宅地として利用價值大なるものなるが故に其の惠に浴する地區に對しても設置費の負擔に任せしむるの理由あり斯の如き特別の負擔は Beiträge, special assessments, betterment tax 等と稱し歐米諸都市の實施する所に係る (Hamilton, *Treatise on the law of the taxation by special assessments* 1907, 937 pp. Dillon *Commentaries on the law of municipal*

corporations 1911, IV. chap. 28, Page & Jones, A treatise on the law of Taxation by local & special assessments 2 vols 1909. Odenkirehen, Inter-schen-beiträge 1913, Ormond, Assessments for local improvements 1914 等資料多し)

(ハ)後に收用の條下に於て述べむとする地帯收用地の賣却に依る收入亦恰も田園都市の思想其の儘なるを以て其の都市計畫事業費の財源として用ふるの適當なるは素より論なかるべく歐米の實例に於ては此の收入頗大にして場合に依りては事業費を償ひて尙剩餘を生じたるが如きことすらなきに非らざる程にして費用の約半を産出するは珍しからず單に財源上より見るも頗好望なり (Cashman, Excess Condemnation p. 119—Swan, Excess Condemnation p. 2365—Shur Hef, p. 125—Mac-Rain p. 149—)

其の他都市は發展窮なく其の必要に應ずる爲一定の土地を要するものなるが故に土地の合理的集約利用を圖る爲其の利用の疎放なるもの殊に投機の目的を以て敢て利用の方法を講ぜざるが如き土地に對し相當の課税を試むるが如き、

(例へば) 地稅ノ類) 亦一策たるを失はず

以上の中特別負擔に相當するものは第六條第

二項に所謂主務大臣必要と認むるときは都市計畫事業に因り著しく利益を受ける者をして其の受くる利益の限度に於て都市計畫事業の執行に要する費用の全部又は一部を負担せしむることを得る規定の適用に俟つべく、地帯收用地の收入に關しては後に述ぶる地帯收用地の處分及管理に關する規定(第二條)の適用問題に屬す、其の他は都市の財政狀況及事業費の程度に應じ必要あるに於ては勅令を以て土地に關する特別税として規定することを得るものなり(第八條(四號))

抑都市計畫事業なるものは都市生活の重大なる基本的事業なるを以て都市は其の全能力を擡げて之が負擔經營に任すべきは當然なり、隨て之に對しては一般租稅其の他公共團體の一切の收入を以て充當するの理由あり、乍併都市としては都市計畫事業以外にも其の生存の目的を達するに必要な政務あり、從來此の爲めに其の法定課稅制限を超過する迄財源を搾り上げ居るに顧みるときは此等の政務の遂行に必要な財源を以て都市計畫事業の財源に轉用せしむるは

◆ { 土地の自然増價の意義 } ◆

都市生活を完ふする所以に非ざるを以て我國法は公共團體に認むるに此の事業の執行費に充つる爲第一に一般財源に關係なく特別税を徴収するの財政權を以てせり、(第八條)、國税たる地租及營業税に課するもの并府縣税たる營業税、雜種税又は家屋税に課するもの及前掲勅令を以て定むる土地に關する眞正特別税即夫れなり、乍

併此等の財源を以てするも尙事業費を調辦するに足らざるときは主務大臣の許可を受け他の收入例へば公營事業より生ずる收入をも割きて之に振向くことを得べからしめ(同條)、以て都市計畫事業に伴ふ財政計畫に備へたり、是東京市區改正條例の精神を繼受せるものなり(三條)

惟に、自然増價の概念は。ジョン・スチュート・ミル氏より創れる不勞所得 *unearned increment* の概念と離るべからざる關係を有するものにして、其意義を約言すれば勞働資本に關係なく生じ來る價値の増加と謂ふことに外ならず、従つて、之が收得を爲すものは、恰も富識に當りたるが如く、何等勞する處なくして、眞の僥倖を得るものとせらるゝ也。而して土地に就て之を見れば、斯の種の自然價格は地代の自然的増加といふ事を畧ぼ同一の意義を有するものにして、ミル氏以下の信する處にては斯る自然的なる地代増加はつまり一般社會の發達を原因として發生するものなれば之が販屬を論ずるには當然社會に販屬す可きものなりと見ざるべからざる也。|| 河田氏土地經濟論より ||



最も非衛生的な我邦の住宅

農商務省工場監督官
衛生研究室醫學士

古 瀬 安 俊

緊急の問題は衛生上

私は日本住宅の衛生状態に就て、豫ねてから色々に研究をして居るが、今、自分の住宅を造るとしたならば、先づ第一に、外見とか、住心地とかよりは、もつともつと緊急な、衛生上の問題を考慮して、其完全を期し度いと思つて居る。それは、要するに、私が私自身の住宅其物に對して許の希望では無く、恐らくは、現在の日本住宅の總てに就て、何人も考慮すべきものであらふと思ふ。

一番多く使用する室

居間——一番多く使用するべき室は、先づ一番に

衛生的でなくては成らない、此故に、居間は必ず南向きか東南若しくは西南と、兎に角、南を受けて、日光が入るやうにし、室内の掃除等の時も、塵一本落ちてゐても、隅から隅迄見ゆるようにして置かなくてはならない、空氣の流通を宜しくする爲めに、窓を多く、大きくするとか、椽側にすゝとかは云ふ迄も無い事である。

從來の臺所の四缺點

臺所——日本の臺所は、從來、餘りに閑却せられ、光線なども充分には入らず、炊事場は、餘り能く見ねぬが可いなど、馬鹿なことを云はれたので、従つて數へ切れぬ程に缺點がある。

第壹

座つて仕事をするのが不可ない。矢張り、立つてせぬと、着物の前が汚れたり何かする許りでなく、兎角清潔に行かなくなる。

第貳

道具の整理が充分で無い。

ごちや／＼と箆などへ入れて、横の方へ直して置いたり、方々へ散在させて置く、これはもつと棚を造るなり、掛けて置く用意をして、規則正しく整理して置く必要が有る。

第參

流し元が完全で無い。

流し元が完全でないで、溝水ミヅの中を歩いた鼠がやつて来る、甚だ危険な事である、矢張り金網を張るなり、細い金の棒を格子に立てるなりして鼠などか絶対に臺所へ上つて来ぬようにして置かなくては、とんだ事になる。

第四

揚げ板の下。揚げ板の下を、食料品の置場にし、大根人參などは勿論だが、家庭によつては、直接に食べる物など

を入れて置くのがある、此處にも、鼠の来る心配もあり、こんな事はせぬがよい。

□□ 寢間は専用にした

寢室ニムシ——寢間は、出来る事ならば、不可侵の場所として、寝る時だけに入る事とし、約り専用とし、遊び室にしたり、居間にしたり食堂にしたりといふ風にはしたくない、それに、日光の直射を受ける方法を研究して此室を造る事で、日光と空氣の流通とは實に此室に缺ぐべからざるものである。そうすると、専用だからして、急いで夜具を片づけたり掃除をする必要はなく、夜具をゆつくりと日に當てゝ、一方消毒し一方綿が軟かになり、掃除なども行届いて出来る、アメリカの中流の家庭の女達は、その寢室の掃除と寢具の日光消毒とをする爲めに、一日の大半は送るのである。

□□ 座敷も矢張り南向き

座敷

——即ち客間は、庭を見せるのを主としたといふので、庭へ金を掛ける人は、北向きにするが宜しい、然うすると、木や花が南を受けるから、座敷の方から見ると、花の正面、木の正面を眺める事が出来て甚だ結構である、で客を招するだけに使ふとか、時たまに主人が居ると云ふ位では此方が宜しいかも知れぬが、書齋と兼用にするとか、家族の、夜などに集つて語り合つたりするのは、矢張り居間と同じに南向きで、冬暖く、夏涼しくといふ方がよろしいと思ふ。此座敷について、一番心掛けねばならぬ事は、來客の時に、外の何の室をも通らずに直ぐに入れる様に廊下等を工夫する事で、實際に當つてこれは頗る大切であり、且つ外からの病氣などを防ぐ一方法とも成る。

□□ 玄關には塵拂を用意

玄關——玄關はまだ、飾り立てれば良いように考へて居るが、あれは宜しくない。病氣の出入り口である事を忘れてはいけない。で、西洋式

の玄關では常に清潔な靴拭きを用意して置くは勿論大切だが、日本式では出来るだけ廣い面積を取り、石若しくはコンクリート等で固めて、水でも撒き、時々綺麗に土間をも拭き掃除位しなくてはいけない。ある家庭では玄關に足袋カバーを備へて置いて、客の足袋の上にはかせるが、これは一寸妙な感じがするから矢張り、清潔なはたき位を用意して、塵などを拂ふ方がよろしい。

□□ 先づ便所に意を注げ

便所——便所は住宅内部に於て一番大切であるにも拘らず日本式住宅の便所には實に改良すべき多數の缺點を持つて居る。日本に於けるが如く寄生虫病患者の多い處は、世界文明國何れにも無いが、加ふるに毎年凡そ二萬人内外の傳染病患者を出して居るのも、便所と密接なる關係のある事は否まれぬ、換言すれば、便所の不完全が原因だとも云つて云へない事はないのである。故に、新に住宅を設計せんとする人は須ら

く意を此處に注いで、充分なる研究を積まれ度いのである。左に大体十章の注意を列記するがもし參考の一部ともなれば幸甚の次第である。

一、蠅が入らぬ様に汲み取口を二重枠張に改良する事

二、糞壺を不透性のものとし内より外へ浸み出でぬやうにする事。

三、糞壺の周圍を不透性物体にて固め置く事

四、床下を深くして空氣の流通又は昆虫類等の入る事を防ぐ事

五、用便孔に蓋を必ず設ける事。

六、採光窓はべ切るか、これを開くとも昆虫類の飛込まぬように設備する事。

七、尿溜は糞壺と區別する事。

八、採光窓は採光と同時に時々換氣を行ひ得るやうに裝置する事。

九、換氣の爲めに小さき圓筒を用ふる場合には、吳々も昆虫の入らざるやうにする事

一〇、手洗は流水式にする事。

尚ほ此外に便所に就ては種々の語る可き

事を持つて居るが、何れ機會を得て再述しよう。(談・文責在筆者)

建築制度の一

人口稠密にして家屋櫛比せる大都市に在りては、空氣及光線の享有單位を法令に依りて定むるの必要を認められ、殊に十九世紀の前半期に於いて急速の發達を爲せし工業都市にては庭園なき高樓建築制は害惡甚しきものとなりぬ。されば、倫敦及リバプールに於ては街路の廣きに隨つて家屋の高さを制限し且つ家屋の高さ及廣さに相應せる中庭を背後に設くべしと要求するに至れり



住宅改造 (上)

會員 葛野壯一郎

(一)

吾々の住宅は舊來の因襲からはなれ一切の虚構を排して、今や全然新らしく根本的に改造されなければならぬ時期が來たので有ります。其爲に生ずる不便不快不經濟等當然まぬかる事の出來ない多少の犠牲は止を得ないものとして、吾々はたい眞すぐに一路進まざる可からざる道程に進まなければならぬので有ります。最早前後左右を顧慮し逡巡す可き時ではない……凡ての困難を排してたいちに實行す可き時で有ります。吾々の住宅を如何に改造す可きやといふ問題は、遠き將來の宿題では無くして今迄に既に解決を得て居らなければならぬ筈の問題で有り

ます。考へて居る可き時では無くて今すぐに決行すべく、そこに一刻の猶豫も無いまで現在に押し迫つて來て居る問題で有ります。階級の如何をどはす何人も、各自の住宅改造の此差迫つた緊急重大の事業に向つて渾身の努力を要するので有ります。其れが一年遅れゝば一年だけ、二年遅れゝば二年だけ、個人としても國家としても其受くるところの進歩の障害は非常なもので、延いては國運の伸展にも直接間接影響するところ頗る甚大なるものが有る事は論ずる迄も無いので有ります。住宅改造の事業は文明生活に於ける國民生活の基礎工事で有ります。此機運に乗じて一日早く進歩の道程に進む事を得たならば、國民生活の幸福なる基礎は安定を得て

國家は自ら繁榮するので有ります。今は躊躇す可き時代ではない……時代は進め！々々！と大きな聲で吾々に號令する、吾々はたゞ其指揮刀の指すところに向つて歩調をそろへて堂々と進めばよろしい、前にも後にも吾人の擇ぶ可き路はたゞ一本の大道路で有ります。古い一切の因襲と虚構からはなれて根本的に吾々の住居を改造する事——即ち生活の世界化といふより外に何物も無いので有ります。

(二)

田舎者が突然都會に出ると一時其周圍の繁榮に驚嘆し眩惑するが、少しく慣れると再び靜かな郷里を想起し懷郷の念に禁むがたくなると同じ様に……日本の世界化運動は明治の初期に於ては其活動の眼醒ましきものが有つたにも拘らず、すぐ其後に起つた保守的反動思想のために非常な阻碍を受けたので有ります。是れは大勢上止を得ない道程で有つたかも知れないけれども其結果として明治を通じての世界化運動は頗る

表面的のものに終り、其實質は殊に國民居住の慣習の如きは、百年以前と何等異なるものが無いといふ事に終つたので有ります。少なくとも現在有つて居る吾々の住宅は、是を百年前のものに比して何等特筆す可き進歩が認め得られないが如く、明治時代を通ずる日本の世界化運動は漸く一假裝に過ぎないので、一皮はげばすぐ元の百年前の地肌が出て來る頗る淺薄な表面的のもので有つたので有ります。日本人の世界に對する理解が今少し進んで居つて、明治の世界化運動がモツと内容的にまで開展して居つたならば、世界文明に於ける吾々の位置は現在よりは數段遙かに高いものとなつて居たに違ないもので有ります。とにかく時代は進んで來た、最早假裝で通して行く譯にはゆかない、根本的に吾々の住宅を改造し國民生活の世界化を圖らなければならぬ時が眼前に押し寄せて來たので有ります。一刻の猶豫も無い、吾々は極力一致して大勢に乗じ此當面の大問題を解決するの任に當らなければならぬので有ります。

(三)

吾人の住宅を如何に改良す可きやの問題は、今迄にも度々世間からも亦専門家の間にも唱導せられ、其内には多少傾聴す可き意見も有つた筈では有るが、是も唱導する方にも亦是を聴取する方にも眞實眞面目に實行の成策のない……單に左様すれば宜からう或は多分其れで宜しからう位のところで、謂はば通り一遍の議論としてたゞ聞流されて仕舞つたものが多いので有ります。また日本風のものを出來るだけ洋風に取扱ふとか、反對に西洋風のものを出來るだけ和風に接近せしめるとかいつた風の事は、世間によく有る數寄者の道樂として客間でも新築する場合の閑仕事で改良でも何でも無く、文明生活の基礎工事といふ根本問題からは一顧の價値も無いもので有ります。婦人教育家等のよくいふ臺所改良案の如きも、膳棚を付うするとか流しを何處に置く位の程度のものでは、素より淺薄皮想のもので、臺所の文明化に觸るゝ處は、寔

に僅少のもので有るので有ります。元來が吾人の生活……百年前から一向變化しない吾々の居住慣習は改良さる可きものでは無くして改造さる可きもので有ります。少くとも吾々の住宅は文明生活の基礎から觀て何等改良さる可き餘地のある可きものでは無くて、全然新らしく改造するより外に方法の無いもので有ります。和風は何處までも和風で宜しい、是を簡易清楚なりと推賞するにも何等異議は無い、要は其形式に於ても内容からしても盡く過去百年の遺物に屬するもので、土藏の奥に大切に仕舞つて置く可きもので有ります。世の物數寄や富豪がたゞ道樂として是を保存するのは別として、現代吾々の要求する居住慣習からは、著しく駈け離れた到底使用に耐へないもので有る事を一般が理解すれば宜しいので有ります。洋館の内に疊を敷いたり日本家に椅子を並べた風の事實を以て、即ち一時的假裝や間に合せを以て一かどの改良でいも有るが如く考へて居る多數世間の人は、寧ろ其爲めに得る便利に對して何れだけ多くの

不便が伴つて居るかを知らないもので有ります。斯の種類の考は今から綺麗に放擲しなければならぬ、新人の要求するものは其んな淺薄な間に合せのものでは全然無いので有ります。

(四)

最近四箇年に亘れる歐洲大亂が吾々に訓れたものは世界人としての吾々の自覺で有ります。吾人は日本の民で有ると同時に亦世界の人で有らねばならぬので、日本人としての吾々の生活は、同時に世界人として何等遜色の無い最高等文明の世界化する生活で有る事を要するので有ります。過去明治時代を通じて五十年間、吾々の建設した社會百般の文明事業は實に驚嘆す可きもので有るには相違ないが、其實質に於て何處までも消化力の缺けた、あくまで其處に和洋の嚴肅な差別觀から出發して居る畸形なもので有つたので有ります。日本風と西洋風とを常に區別し、全然同化しない大きな暗渠を有つた文明で有つたので有ります。併し今や時が來た、

吾々は其んな小さいな差別的觀念の上に立脚しては、到底立行く事の出來得ない……一刻も猶豫せず此世界化の大思潮に掉して全然新らしく一步此意味ある新生活の内に入る可き絶好の時が來たので有ります。再び顧慮する必要はないたゞ一直線に協同一致進む可き路に進む可きで有ります。住宅改造の吾人の提唱は此好時期を外にしてはまた得可き時無く、此重大なる國民生活の基礎を文明的に安定し得可き事業の成否如何が、延いて國家百年の盛衰と密接に相關聯する事は論する迄もなく明らかな事で有ります

(五)

近時世間でやかましく唱導せらるゝ住宅難の如きも、住宅改造の實現を俟つてはじめて完全に解決せらる可き問題で有ります。世間では住宅難は單に數の上の問題なりとして取扱つて居る様に觀ねる、即ち現在非常に住宅の數が少ない……却々容易に一戸の家を借受くる事が出來ない、何と云はして此非常な困難を寛和しなけれ

ばならぬと云つた風の、頗る單純な數に於ける不足を如何にして補充す可きやといふ方面にのみ論議せられて居るので有ります。如何にも其通りで現在は數に於ても非常に不足して居る、是を適當な方法を以て寛和する事は社會政策上最緊急な問題には相違ないが其れが住宅難解決の凡てでは無い、其れよりも一層深く根本に立入つて實質上の時代に適應する一大進歩、即ち住宅改造の實が確實に擧らない限り現在或は將來の住宅問題の解決とはならない、數の上よりは質の上の問題が主で有ります。如何にして一切の因襲虚構から距れ、時代に適應せる新住居を一般に供給す可きか、是が根本に横る最大且つ最要の問題で有ります。數の上からいふ事は一時の間に合せて質の上の問題は永久の解決で有ります。單に數の上の不足のみを觀て質の改造問題に對し一步も踏込む事の出來得ない様な議論には、吾人は絶体に同意する事が出來得ないので有ります。木製の一時的豚小屋然たる長家を幾百幾千と増設したからと云つて、开は唯

徒らに市街地域を膨大にし、都市の可燃性を助長し、風規衛生の上に危害を増す許りで、其れが決して徹底せる住宅難の解決とはならないので有ります。

(六)

また住宅難はたゞ家を求めて得られないといふ人のみに有る譯では無く、既に相當の住宅を有する多數者にも等しく存在するもので有ります。其階級に於ても單なる一部細民或は勞働階級とのみに限らず、凡ての階級を通じての上の問題で有るので有ります。大戰亂の結果、日本國民が東洋に於ける一權威から一躍して世界的權威の内に數へられたといふ事は、獨り軍事や貿易上の事だけではなく、一般國民としての思想習慣の如き迄も亦漸く世界化の實を示しつつ有る其第一步に外ならないので有ります。此國民的思想習慣の世界化せんとする一大進展期に會して、現在吾々の有つて居る住宅は餘に貧弱な餘に駈け離れた矛盾の多い、其何れの點から

推しても著しく時代遅れの到底此儘放置す可きものでは無く、個人としても國家としても其損害は物質的にも精神的にも容易ならざるものがある事を知らなければならぬので有ります。現在まで付うにか間に合つて來たからと云つて、此上將來長く是れで間に合ふといふ様な議論は根底から崩れて來たので、そこに横はる住宅改造の一大難關を如何にしても吾々は突破するだけの準備と覺悟を要するので有ります。爺や祖母さんはそれで満足しても、息子や孫は到底我慢が出来得ない、老人の思想習慣と青年の思想習慣との間に今日程距離の有る事は實に未曾有の事實で有ります。明治の大革命時期に當つても百年以來の舊式居住慣習をヂツと守つて來た吾々の守舊力の強さは、或は驚嘆す可く誇る可きもので有るかも知れないが、吾々は此上更に是を持續す可き理由が無い、其れが爲めに今日迄受けて來た假裝文明に對する二重生活の不便不經濟不愉快は、此上更らに繰返すには餘りに悲惨なもので有つたので有ります。吾々は爰に

最眞面目に住宅改造運動を決行し、世界人としての吾人の自覺から何等矛盾するところの無い新らしい生活の基礎の確立を期しなければならぬので有ります。(未完)

日本人に牧歌的——同時に幾分感傷的哀歌的色彩のあるといふ

ことは「牧」——其生活振ナイゲグンリブや其傾向ハーパーライエンストバルカイデン(或は嗜好)や道樂ドナツや其娛樂の

みならず「歌」——其繪畫や詩歌の上に於ても日本に於ては到る

處に牧歌的傾向パストラル・テンション——其方向が見出される、そうしてその認められ

ない處はそれが「哲」——「日」——學上道德上乃至宗教上の背理なる思想

無批評にそれ等を眞と「本」——就中新しい、とナイーヴに信じて西

洋から輸入した所によつて「人」——もしくは西洋の侵入者ゴビジ

ネスメンの落着なき精神と粗暴なる掌さによつて、強ひて破壊

されたものと見て大過ないのである(ケイペル博士)



都市政策と防疫 (上)

大阪市囑托 向井 章

□ 社會衛生の意義

社會政策、都市政策として研究を要する問題は可なり廣い方面に及び、多岐に亘る事だらうと思ふが、それは私の研究の對像としては餘りに過大なものである。従つて私としては其全体を捉へることよりも、私の觸れて居る部局的なものに就て觀察し研究するといふに止めねばならぬ。

元來社會政策の根本義は、言ふまでもなく健全なる社會を組織するといふに有つて、その目的を實現せしめるためには、是非とも健全なる個體を基礎とせねばならぬ。而して健全なる個體を作るためには是非とも教育と衛生によらね

ばならぬので、この立場から社會教育、社會衛生の必要が起つて来る。

人は病の器なりといふ故諺が果して眞理であるか否かは姑く別問題としても、人類の存する所に必ず疾病があるといふ有様で、その疾病の種類如きも漸を逐ふて多きを加へ來り、現下國際的疾病別によつても

全 身 病	六拾一種
神 經 系 病	二拾六種
血 行 器 病	十二種
呼 吸 器 病	十二種
消 化 器 病	二十五種
泌尿生殖器病	二十三種
産 褥 病	八 種

皮膚病	七種
不具	六種
嬰兒病	七種
老衰	一種
体外に原因する傷病	三十九種

骨病 四種

不明の病症

以上二百三十餘種に達し、更にこれを細別するときは恐くは幾百を以て數へねばならぬ大數となるが、之を大別すると個人病及び社會病の二種として觀察する事が出来る。即ち個人病とはその疾病が全く個人に限定して他に傳染の虞れなきもので、これは如何にその病勢が劇しくとも、その慘害の及ぶ範圍が個人に限られて居るが、社會病とは同時に多人數を冒し若くは多人數に傳染するもので、これが爲に受ける社會の害毒は決して前者の比ではない。勿論均しく社會病と稱するものゝ中にも傳染性のものと非傳染性のものとがあつて、自ら二種に別れて居り、結核、微毒の如きは前者に屬し、神經衰弱

の如きは後者に屬して居る。而して社會衛生としては豫防、治療、保健の三方面から個體の健全を圖り社會病の撲滅を期するを以て目的とするのである。

□衛生行政と防疫

元來衛生とは人の健康を目的とするものであつて、個人が個々に自己の健康を保全せんとするのは個人衛生であり、社會が其集團のために健康保全の途を講ずるのが社會衛生である。然るに國家又は公共團體がその公力を以て健康保全の方法を講ずる場合、即ち多數の健康に危険を及ぼすべき虞れあるとき、又は個人の力の及ばざる場合には、勢ひその公力を以てせねばならぬので、衛生行政は實にこの必要から起つて來たものである。而して現下我國に於ける衛生行政は次の如く區分制定されて居る。

豫防
傳染病豫防
海港 檢疫
肺結核豫防

政行			政行療治			政行		
花柳病豫防	癩豫防	種痘	直接治療に關する人	藥品に關する人	治療に要するもの	治療に要する設備	清潔の保持	飲食物其他物品の取締
						上水道	屠場	墓地及埋葬
							精神病者監護	

右の内結核、花柳病、癩病の如き慢性疾患に就ては常に各方面に於て之れに對する豫防方法が研究され、世間一般でも常に多少ともこの方面に注意するようになりつゝあり、又其治療の方面に於ても病氣の長い経過の間に種々施すべき策もあるが、傳染病の如き急性な而して毒性の

強烈なものにあつては、その發生に際して適應處置を講じつゝある間に、早く既に生命を奪ひ去ることが多く、殊に彼のベスト、コレラの如きは既にその病源体が發見され、從つて醫學的治療方針が定まつて居るにも拘らず、罹病者の大多數は無慘の最期を遂げつゝあるので、而も一般のこれに對する注意は、それが疾風迅雷的に襲來して比較的短時日の間に消滅するものなるがために、平常に於て殆ど全く馬耳東風の感があり、一朝病毒の齎來に會して始めて周章狼狽するのである。勿論我衛生行政としては、この種の傳染病に對しても恒に甚大の注意を拂ひ海外、朝鮮、臺灣より來る船舶に對しては横濱神戸、長崎、門司、下關、若松、口の津等の各港に於て所謂海港檢疫を行ひ、別に函館、宇品、唐津、住の江、鹿兒島、那覇等の各港を臨時檢疫港として病毒齎來の防止に努め、陸上にあつては自治體をして上下水道の敷設、清潔法の持續的施行といふが如き方法を設けしめて病毒の潜在傳播を防壓し、別に自治體に向つて消毒隔

離所の設備を命するが如き種々なる方法と手段を講じて居るのであるが、併しこれを徹底的のものとするためには是非とも地方自治體が主となつて防疫的社會衛生を講究し、之を基礎として適當の施設をなさねばならぬと思ふ。

先年英國倫敦に於て開かれた萬國醫學會で、英國の衛生學者ブルンス氏が『國家衛生に就て』と題して既往十年間の衛生施設の進歩を批評した内に、一千八百八十一年から一千九百十二年に至る三十二年間におけるイングランド及ウェールズの全死亡者一千七百八萬三千七百五十一人を、同年以前即ち一千八百七十一年乃至一千八百八十年に至る間の過大なる死亡數に比較するときは、前述の三十二年間には尙ほ三百九十四萬二千人の死亡者を増加すべき筈であつたと稱して居る。處でこの三十二年間には上水道が出来、下水道が出来、多くの病院が起つた等のために、その効果によつて前年來の死亡率が頗る減少したものであつて、其三十二年間に施設した衛生的設備に要した資金は實に五億圓を計

上して居り、一見頗る高價なやうであるが、而もこの支出によつて減じ得たる死亡數なる三百九十四萬二千人の生命を資産に見積つて計算するときは、五億圓必すしも高價な支出ではなくして寧ろ極めて廉價なりといふて居る。即ちブルンス氏は一人の生命を百五十封度の資産と見積り、之を衛生的施設によつて減じ得たる死亡者數に乗じて莫大なる資産額を得、これを五億圓に比較したものである。而してこの一人の生命の評價はどうかといふに、元來急性傳染病のために斃れる者の多數は壯年者であつて、右の衛生的施設によつて防壓し得たものが多く傳染病であることを稽へたならば、一人百五十封度は決して高い評價ではないと信ずる。

我大阪市に於ては上水道の完成はあるが、下水道の施設は未だ成らず、殊に尿管處分に至つては何等成案の見るべきものなく、加之傳染病毒の培養場とも目すべき河川の總面積實に全市の約十五分の一を占め、その水量干潮時に於て一億七千萬立方尺を算するにも拘らず、之に

十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	廿一年	廿二年	廿三年	廿四年	廿五年	廿六年	廿七年	廿八年	廿九年	卅一年	卅二年	卅三年	卅四年	卅五年
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

八二	八元	二二四	一九七〇九	五九	五二	七八	八八〇一	九五六	一二〇	四八	七三	七一九五	二一九	八六	五八	五三	一六	一
----	----	-----	-------	----	----	----	------	-----	-----	----	----	------	-----	----	----	----	----	---

五四	二二	五三	四二	二六九	四一	九九	六六	六三二	四六三九	二四五〇四	六一九八	二七〇	一三〇二	一三八九	一一三九	六五〇	五三〇	四〇一
----	----	----	----	-----	----	----	----	-----	------	-------	------	-----	------	------	------	-----	-----	-----

一〇六三	一〇四三	二一八三	一〇〇四	一九六	九四四	一二三四	六五五	一五三九	八九二	二二五	一五〇九	八二〇	六三八	四一七	五五七	三二九	四五〇	二五七
------	------	------	------	-----	-----	------	-----	------	-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

五	二四	一八	一〇五五	二四	六	一九	七	一〇九	一三	二七	一三	二	五	一	二	一	一	一
---	----	----	------	----	---	----	---	-----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	---

二	一	一	五	七	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二二	一四	一七	九	七	一四	二二	四	一四七	二五九	三〇〇	二四五	二二九	三七三	六五三	九〇〇	八七五	七〇二	五二七
----	----	----	---	---	----	----	---	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

右表に示した法定傳染病中には、其の傳染の
 徑路が直接河川と關係を有して居ないものもあ
 るが、併し他に非法定傳染病若くは非傳染性の
 もので、而も流行病と認むべき疾病の多くが、

廿六年	廿七年	廿八年	廿九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年
一	一	一	一	三八五	一	九	九五二	四	一六五	一	一	一	一五九二	一五	一
四五九	三三七	三〇〇一	八六六	二七二	八二三	四三七	四〇五	四八一	五八〇	二九二	九二一	九〇四	八四六	二四四	九九一
二五	二三八	六〇三	四三二	五五三	四六一	六一五	八五八	一五三八	一五五五	一七六	一七六	二二五	二二三	二二四	二五六
八三	八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三

此等の河川水を介して來る場合が非常に多く、
 更に近來建築上の技術及様式の變化發達と、市
 内に於ける屎尿の處分方法の不備から、屎尿を
 直接河川に放流するものが次第に多きを加へ來

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	二	一八	一一	一七	二六	二五	三九	二二	五四	八〇	五三	五一	六二	六六	五八
四五二	五四五	五六六	六四八	七七九	八七七	八六九	八八八	八七三	八〇七	六六一	六九八	八四四	七四五	一〇四〇	八六一
一	一	一三	一六〇	五八八	六六	三九	三三	一	一	一	一	一	一	一	一
四	三五	一	一八	三四九四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

り、從來水の都として誇つて居た大阪市内の總ての河川が漸を逐ふて不潔極まる下水化せんとする有様で、若し何等かの方法によつてこの境地から脱することが出来ぬとしたならば、如何に陸上の防疫的施設が完備しようとも、到底永久に傳染病毒の危險から離脱することは出来ぬ

と觀念せねばなるまい。今左に大正五年十月中市立大阪衛生試験所長野田泰男氏が市内の各河川水に就て調査した汚染の度及その水中に於て虎列刺菌が能く幾日間生存し得るかの試験結果を掲げて、私の所説の妄誕ならざること証據だてることとする。

河川に於ける細菌調査に虎列刺菌生存日數調

場所	清濁	一立方仙迷中ニ於ケル細菌數	糞便ノマ、水中ニテコレラ菌生存日數	コレラ菌純培養ノ生存日數
天満橋	微浮遊物ア濁リ	二五、九三〇	一〇	一一
淀川	清	五二、〇〇〇	一一	六
名瀬橋	微浮遊物ア濁リ	二五、三三三、四〇〇	一〇	一一
信濃橋	微浮遊物ア濁リ	八三、三四〇	一五	五
四ツ橋	微浮遊物ア濁リ	九四、六七〇	一三	五
鼠島橋	微	一九、三四〇	一四	八
末吉橋	微	一一一、三四〇	一七	一一
今橋	微	一七六、〇〇〇	一二	八
尻無川	微	六二六、六七〇	一〇	一一
榎橋	微浮遊物ア濁リ	二、二七二、〇〇〇	一二	九
松鼻	微浮遊物ア濁リ	一八〇、〇〇〇	一一	九

== { 用利其と河ンイラ } ==

獨逸ライン沿岸の市は自然放任の市ではない、何れも人爲で仕上げた町ばかりだ。大都會の河岸さいへば直ぐに工場や倉庫や船渠などの連續を想像するが、此の河岸に限つて左様な事はないボンにしろゴブレンツにしろ、マインツでも、ワイスパーテンでも、其河岸は秩序よく奇麗に磨き立てあるので、只美觀に打たるゝ許りだ。勿論之等の市は河に依つて成立してゐるのだから、河を利用するも設備は無數にある。けれども、他國の都市に見るような無秩序、不潔、混雜を許さない。客船の繫留場もある、荷揚場もある、又立派な築港があつて其處には電力や水力を應用して經濟的に貨物を上げ下げするクレーンもある、公設浴場があれば、ボートを漕いで楽しむに用ゆる人工の灣もある、岸はすべて散歩道で其處には樹木が生ひ茂つてゐる。一言にしていへば事業上並に娛樂上水流水路の利用は人事の最善を盡してゐる。

最 最 平 大 上 開 大 辰 船

落 昇 正 己 津
合 橋 橋 橋 橋 橋
少 黒 均 橋 橋 橋 橋

微浮 微浮 微浮 微浮 微浮 微浮 微浮
遊 遊 遊 遊 遊 遊 遊
物 物 物 物 物 物 物
ア ア ア ア ア ア ア
濁リ 濁リ 濁リ 濁リ 濁リ 濁リ 濁リ

一五二、〇〇〇
五九五、三四〇
一、七二八、〇〇〇
三九六、六七〇
二五〇、六七〇
三八五、三四〇
一、九一一、三三六
一九、三四〇
二五、三三三、四〇〇

一七 七 一三 七 一三 一一 一一 一二 一二

一二 五 九 一〇 六 一〇 九 一二 八



住宅問題と田園都市 (D)

都市事情
研究會員

三宅 勘一

(既出)

住宅問題

- 東京の人口増加の趨勢
- 斯の過住な人口密度に觀よ
- 住宅面積及棟數と人口の比例
- 過群生活に起る不徳と犯罪
- 過住生活の及ぼす衛生上の影響
- より、以上の悲惨と殘酷
- 人口増加に反比例する棟數の減少
- 寧ろ洋服細民が問題
- 先づ小學校教員の生活に觀よ
- 慘めなる薄給者の群れ

田園都市

- 都市の膨張には一定の系統あり
- 都市は動脈以外に膨張せず
- 所謂田園都市の意義
- 現世の極樂郷ともいふべき田園都市
- 田園都市の建設條件
- 田園都市の中心たるべき公共的施設
- 家賃の廉い住宅と便利なる寄宿舎
- 田園都市の物質上に現はれたる利益

田園都市 (其三)

過剰生活よ

要之、腦充血の状態に在る現在

りの解放は

の東京市は、早晚其の住民を斃

先づ洋服細

死せしむると同時に、東京市そ

民の救済也

のものを傷け倒さずば止まな

い不吉の運命の上に在る。而して先づ真先に其の血祭に上げらるべきものは、其の得る處無闇に少くして、其の絞らるゝ無闇に多き所謂洋服細民であらねばならぬ。彼等は今や、實に絞首臺の前に引き出されたる慄むべき悲惨なる犠牲者なのである。従つて是れを救ふは、急務中の急務であると同時に、東京市そのものを、斃死より救ふ所以である。而して彼等洋服細民を救ふの途は、郊外の適當の地に、理想的な田園都市を形成し、極めて廉價に其の住宅を提供すると同時に、極めて安價に日用品を供給するの途を講ずるの外はないのである。而して田園都市の基礎となるものは、言ふ迄もなく諸種の公共的設備であるが故に、何等かの方法により、十萬坪以上の土地を得、運動場、公會堂等を始めあらゆる公共的設備だに整ふならば、他は殆

ど舉手投足の勞であると言つて可い。則ち東京市の過剰生活を救ふの途は、洋服細民の救済に在り、洋服細民の救済は田園都市の形成に在り而して田園都市の形成は先づ是れが中心たるべき公共的設備の完成に在る。要するに斯の事業の出發點は先づ公共的設備の完成に在る。田園都市の建設、過剰生活の救済は、先づ斯の公共的設備の完成を前提とし導火線としなければならぬのである。而して是等公共的設備の如きは、富豪が若し一臂の助力を吝まないならば、必ずしも難事ならざるべく、従つて是れを前提とする田園都市の實現も亦、極めて容易であらう。今參考の爲めに是等公共的設備の豫算額の概算を示すと左の如くである。

夜學校	五千圓
小學校	二萬五千圓
圖書館	一萬圓
公會堂	七千圓
動物園	二千圓
水族館	三千圓

大運動場	一萬圓
禮拜堂	三千圓
奏樂堂	一千圓
道場、スケートチング、 ボート、玉突等の設備	三千三百圓
兒童保育所及び幼稚園	六千圓
自働車一臺	五千圓
消防具五組	一萬五千圓
テニスコート、ブランコ	一千圓
遊動圓木、木馬其他運動器具	二萬圓
土地買收費(運動場を除く)	五千圓
遊園地其他設備費	五千圓
合計	十二萬一千三百圓

其解決は而してこの計畫は極めて有利な状態に置かれてゐる。何せならばとしからずいふに、近時各種の社會問題があらゆる方面に於て講究せられ、政府も、官吏も學者も、公吏も、乃至は富豪も慈善家も異口同音に社會政策の實現を急いでゐるからである。即ちこの計畫は順潮、順風を以て惠まれつゝあるのである。故に土地の買收の如きも有利に且

つ容易に行はれ得る。従つて地代の如き極めて低廉たり得るのである。地代既に安しとせば、家賃従つて甚だ低下し得べきは明白に理解されるであらう。

然も吾人の利益と便宜は其ればかりに止まらない。田園都市に建築する家屋は亦極めて有利な條件に於て建築されるのである。極めて經濟的に建築されるのである。従つて建設は容易である。建築費安ければ、家賃従つて低廉になり得ること亦甚だ明白であらう。

どうして建築費を節約し得るか、どうして安く家を建て得るかといふに、第一には官有林、或は公有林の拂下げを極めて有利な條件でなし得ることである。官公廳は公共のために之を許すだらうと思はれる。それは吾人が其筋二三の有力な官吏からも聞き得たところである。そしてまた其の山林より伐採した木材は、特別の割引運賃を以て、田園都市の豫定地へ搬入されるであらう。それも亦其の筋の意嚮を確め得たからさういふのである。そしてまた製材所を特設

して製材費の節約を圖るであらう。かくして木材の原價既に山元に於て半減し、運賃、製材費に三四割を減じ得るならば、其の使用する木材は市價の何分の一といふ安價なものになり得ることが認められなければならない。

更にまた此の計畫では瓦を焼き、煉化を焼いて自給する筈である。故に田園都市に於て使用する建築材料は驚くべき安價に於て供給されるであらう。かくして家を建てることは富まざる者にも難作なきこととなる。されば世間の建築費の高いことに恐れをなす要はない。そして容易に所期の計畫を完成することができるのである。即ち、かくして、市價の半直を以て住宅を供給し得ることになる。其の割合を以て購入することができるのである。是れ何人も喜ぶところの一大福音に非ずして何ぞやである。しかも此の福音は田園都市に於てのみ受け得るところの福音であることを思はなければならない。何人も田園都市の計畫に雙手を舉げて賛同すべきであらう。

斷末魔の悶聲 を擧げつゝあ る薄給者階級

若し此の設備だに完成するならば、住宅の建築の如きは、易々たる業である。現に七月頃より開業せし大阪市の櫻宮其他に於ける下級吏員住宅の建設は、市が年四朱の低利資金を以て是れを經營したのであるが、我東京市に於ても、是れに倣つて、逓信省なり内務省なりから低利資金の融通を得、進むで斯の事業を經營し東京市を不健全なる充血状態より救ふべきではないか。若し市にして、此の事業をなさずとせば、個人が是れを經營するも、勿論不可ならざるのみならず、充分算盤はどれるのである。現に日用品販賣より得る利益のみを以てするも、年七朱乃至八朱を得る事は易々たる事ではないか。然し乍らかゝる住宅の建設のみを以て満足してはならない。大阪市外における數種の住宅建設の如きも、結構は結構であるけれども、市に接近せるが故に空氣も悪く田園的興味もなく唯單に住宅の建設といふに過ぎずして、田園都市の理想よりいふ時は、殆ど何等の價値なきも

のである。これ余が特に運動場を始め、總ての公共的設備をやかましく主張し、富豪階級の奮起を要望する所以に外ならないのである。

最後に、今一度繰り返していふ、今にして東京市を此の極端なる過集状態より救ふに非ずむば、東京市は其の血枯れ、肉瘦せて、唯死を待つの外はない、就中薄給者階級に到つては、既に已に死の淵に臨んでゐるではないか。死の床に喘ぎつゝあるではないか。斷末魔の悶聲を舉げつゝあるではないか。試みに、泣くが如く怨むが如き、左の一文を讀め。

記者様、資本家に勤めて下さい。

記者様、私は瀧の川に住む者ですが、此の頃急に六圓の家賃を八圓五十錢に上げて來ました。それで不平を言ひますと、屋主は「家がなくなつて困つてゐる人はいくらもあるんだ

お前なそのやうな七圓や八圓の家賃を出し得ぬ腰拔けに貸して置かないでも、借り手はいくらでもあるんだ、家賃を上げていけないなら、さつささ出て行け」云。記者様、どうぞ資本家に勤めて澤山家でも建て、貰ふやうにして下さいませ。(一貧民)——國民新聞所載の投書——

何ぞその聲の哀切なる。何ぞその叫びの悲惨なる。若し速かに是れを救済するの途を講ぜずんば、米騒動當時以上の不健全にして不吉なる思潮は、遂に薄給階級を蝕み、東京市全體を喰ひ盡さなければ止まないかも知れない。

然らば此のシャイネス、ストツク式の呼吸をなしつゝある瀕死の患者を救ふべく、先づ蹶起する者は、果して何人であらうか。嗟、それ眞に果して何人であらうか。

田園都市の必要と利益

東京の人	二、三四九、八三〇
東京の住宅	二九七、一五七
東京の人	二、三四九、八三〇
口と宅地	六、五〇六、五三七
市と田園都	千人中 八〇・人
市の死亡率	千人中 一五・九人



市都園田ぬらなくてくな

住宅不足の 東京	二坪に一人 住む東京	死亡率 つと減る	結婚率 つと殖はる	出生率 つと殖はる	生活費は五 分
-------------	---------------	-------------	--------------	--------------	------------

同小兒の 死亡率	市と田園都市の 結婚率	市と田園都市の 出生率	市と田園都市の 生活費
千人中 八〇・二人	千人中 一・六人	千人中 三・二人	千人中 二四・三人
千人中 一四五・〇人	千人中 九・〇人	千人中 二四・四〇	六〇・七〇

見免してならぬ此の數字、數字は雄辯な證人。

東京には二百三十四萬九千人の人口がありながら、住宅は二十九萬六千餘棟しかない。則ち一棟に七人餘棲んでゐる事になる。これでもいいものか。

東京には二百三十萬九千人の人口がありながら、住宅地の面積は六百五十萬六千坪しかない。即ち二坪餘りに一人棲んでゐる事になる。これでもいいものか。

若し茲に田園都市を拵へて移住するならば、千人中十五人づゝ死んでゐたものが、八人に減る。これでも田園都市を嫌ふ者があらうか。

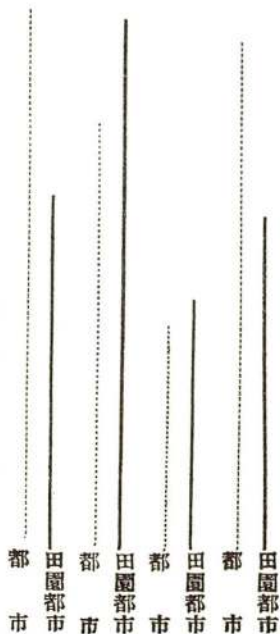
若し茲に田園都市を拵へて移住するならば、千人中百四十五人づゝ死んでゐた小兒は八十人に減る。これでも田園都市の不必要を説き得る者があらうか。

東京では千人中九人しか結婚しない。田園に出るとそれが十一人に殖える。獨身を餘儀なくされる都市の生活は、果して個人の幸福か、社會の幸福か。

東京では千人中二十四人しか出産せぬ。田園に出るとそれが三十一人に殖える。これでも尙田園都市の必要を感じぬものがあらうか。

東京で住めば月々六十圓餘を要する生活費が、田園都市に移住するに四十四圓に減る。これでも尙田園都市の嫌ひなものがあらうか。

是ても田園都市の不必要を説き得る者があるか





我邦現代住宅改良の施工法 (四)

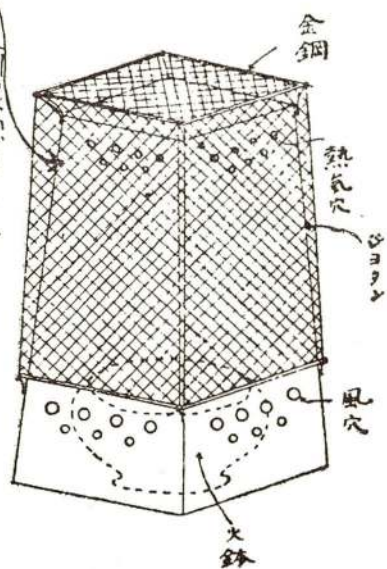
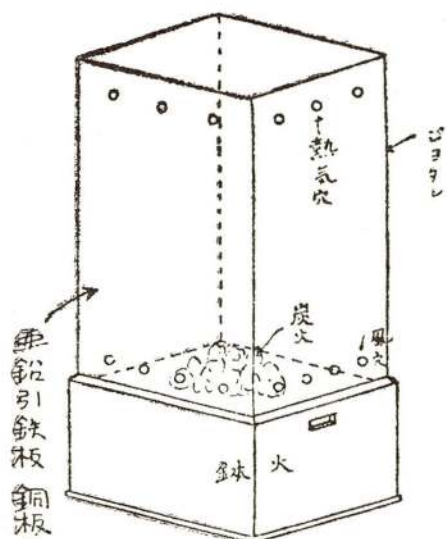
會員 小 笠 原 鉞

◆暖房換氣其他衛生設備

(A) 在來日本屋に於ては暖房法と稱すべきものの全く無く、近來多少瓦斯ストーブを用ゆることあるに至りましたけれども、建具並に天井の構造上殆んど保温の効を奏せず、僅に舊來より火鉢を用ひて手先を温め幾分の暖を取るに過ぎませぬ。之れ實に冬季日常の動作上に非常なる不便を與へまして、殊に其行動を怠慢ならしむるの甚しきものがあります。故に、前項に挙げました處の方法に據りまして、天井及建具を改良致し、其室を暖房的に成しまして、椅子式の室には適當なストーブを置き、其他の室にも瓦

スストーブ石油暖爐等を用ゆることゝ致しましたならば可いと存じます。茲に一種の極めて輕便なる暖房法があります、斯の方法は、近來私が實驗しましたもので、夫れは各自從來使用してゐます處の陶器製大形火鉢へ（又は之に必適した成るべく重き淺き火鉢が可うゐます）十分に炭を重ねまして火を點じ、其上へ圖の如く金屬製（亞鉛引鐵板は餘りに實用的でありますから裝飾用として眞鍮板製が可いでしょう）のジョタンを被覆しまして之を十分に温め、此外面積を利用して室内へ放熱するのであります。是は炭火の燃焼を經濟的にするのみでなく、簡單なる暖房法として至極便利に其効果も著ふゝいます。

火鉢應用の簡易暖房法



(B) 各室共換氣用の窓は、必ず椽側或は廊下等に面する内法上小壁に在來の如き角柄ランマ位の窓を明け置く事、尙又寢室の如きは長時間一室を封閉致しますから、其室内の或部分へ廊下に接したる壁又は建具の床面近くに空氣のインレットの小なるもの一箇所位取設け置くことは衛生上一層好良であります。

近來説を爲す者がありまして、日本屋の椽側は無駄のスペースなる故、之を室内に取入れて其室を廣くすることが良法であると思ひますけれども、私共は大反對でゐます。出來得べくんば成るべく之を保存致し度いと思ひます。此のスペースの爲に夏期は暑さを凌ぎ、冬期は寒氣を直接其室に觸れしめざる衛生上の有効なる働きあることを忘れてはなりません。而も一種の通路に利用し得る點あることは一層の便宜であります。

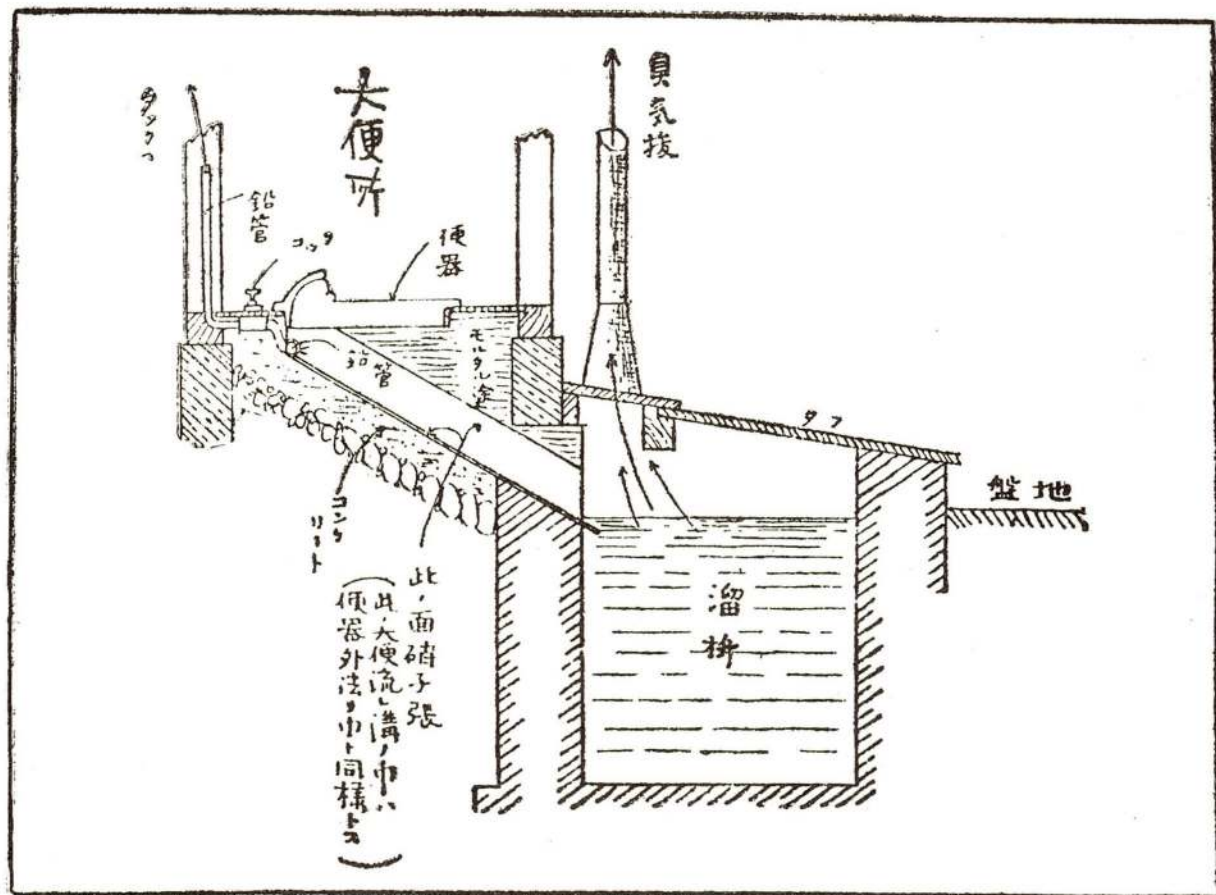
建物の土臺下の腰壁には適當な通風窓を設けまして、床下に十分な換氣法を行ふ事であります。併し、其窓は冬期必要の場合に閉鎖し得る

様少くとも無双窓的のものなるを要します。且又在來日本屋の構造としまして、椽側下は明放ちに成し、所謂入側の敷居下に床下の圍を取付くるを普通と致しますけれども、是は室内暖房の關係上成るべく椽側下に前述したる腰積座を設けることゝ致したのであります。

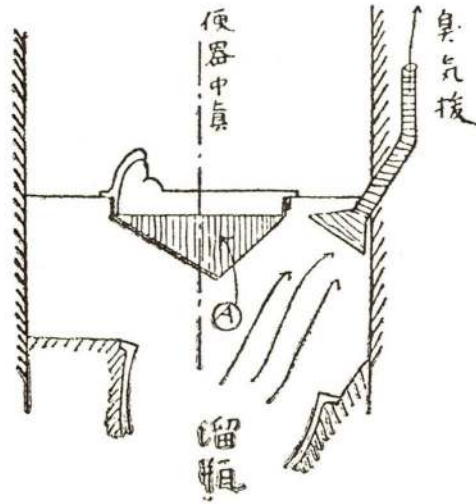
屋根にドルマーウインドーを設け、屋根内の通風を適當に致しますときは、夏期に於て室内の熱氣を去るに便利で、勿論前項同様冬期は閉封し得る構造と爲すことが必要でゐます。

(C) 臺所流し周圍及湯殿等は、少くとも室内床の同高まで石煉瓦又はコンクリートを以て腰積を爲し、之に防水モルタル又はアスマアルトを塗布するか、苦くはタイル張を爲しまして防濕法と致し、其柱の根元或は土臺を腐朽せしめず、且又清潔を保持する様に改良することが必要であります。

(D) 便所の改良は最も必要な事柄であります。が、到底今日の狀態では、西洋式洗滌法を一般に使用することが困難でありますから、比較的施行し易い方法を示しましょう。



便 器 一 部 改 良 法



其方法は、小便所は暫く在來の手法通りと致しまして、大便所の溜瓶を室外に設くるのであります。

圖の如く、樋箱の中より少しく引き斜面（四十五度位）の溝を大便床下に煉瓦積を以て拵へ其下方を室外の溜瓶と連接し、溝面並に其左右には、硝子板をモルタルにて張付け、室外都合よき處に水槽を置き、之より鉛管を以て樋箱の前面に水を引き、其鉛管を硝子溝の上部に横一文字に取付け、之に適當なる小穴を明け置き、用便に際して床上のコックを開くと同時に其鉛管の小穴より水を噴出せしめ、硝子溝の表面を一抔に濕らしめ、以て十分に滑かにして其上へ汚物を落とし、之を溜樹へ滑走せしむる様に構造すること一種の良法であります。之に要します水量は極めて少量でありまして、少しく溜樹を大形に爲し置きませば、普通の汲取法にて何等差支はありません。

(E) 今ひとつの方法は、汚物を直接に見へざるように在來の樋箱下に圖面の如き漏斗形のも

のを作りまして、之を床下に取付け、其上に便器を嵌込み置くときは、普通用便の際少しも溜瓶内の汚物を見ることなく、在來よりも幾分心地良き方法と存じます。

在來の便器を此形狀に特製せしめますれば、一般に至極簡單好良の結果を得ると思ひます。

◆椅子式室内裝飾及一般にペンキ塗の應用

椅子式の室は、一般に天井を高くし、長押の小壁高き處には扁額類を懸けて調和せしめ、窓又は入口上には適當のランマを設け、窓には引き明けのレース及カーテンを取付け、硝子にはステインド・グラス又はガラス・ペーパーを用ひ、床の間違棚の如きは、成るべく舊形を保ち凡て居座式のプロポジションを改良して、床上に一尺二三寸の地装を取れば、物入兼用にて相當調和したる形式の床の間及違棚を造られます家具既に西洋式にして、天井及壁に紙又は布張を施すにせば、勢ひ柱建具等の木部もペンキ塗を要します。

在來の日本屋は、全部木材の生地を露出し、殊に其品質の優良を貴ぶ習慣ある爲、自然に建築費の大部分を木材の價格に仕拂はざるべからざるに至つたのであります。勿論斯の趣味を自然没却することは、不可能でありますけれども斯の種の建築は、實用以上の構造として取扱ふべきものでありまして、所謂住宅として日常必須缺ぐべからざる部屋の構造には、今少しく木材の生地を選択を緩にし、節或は小割れの如きものも、差支なく使用することとし、之を塗物にして採用する方針を採ることが一種の得策であらうかと思ひます。木材の生地は、其芳香と共に實に清雅でゐいますけれども、汚損又は毀損し易うゐます。其新築當時こそ實に立派でゐますけれども、七八年も経ちますと甚だ見苦しくなるを常とします。之に反し、時にペンキ塗替を致しまして目新しくする方法は、一種の良法ではありますまいか。殊に外部に於きましては、直接風雨に曝露しますから、汚損と同時に腐朽を招き、建築法として甚だしく保存法を

缺ぐ事となるのであります。故に外部には是非ともペンキ塗に致すことに改良致し度いものでゐいます。外部に塗料を用ひますれば、セーフタイトの如き木材の燃焼を遅緩ならしむる塗料を應用し得まして、多少とも防火的方法を進むる事となります。

尙又疊式の室に直ちにペンキ塗を用ゆるは餘り不調和なりとの主張もありましようが、節又は割れ隠しの爲には、生地色の空目塗に致しましたならば左程見苦しき事もありますまい。

要するに、木材の選擇は、今後益困難となりまして、在來のように、柱、椽板、天井板、長押等の良材は非常なる高價を要し、建築費の大部分を之に消費せねばならぬようになりましよう。仍つて、床の拭板はリノリューム敷に、天井は漆喰又はメタル等に、柱長押等はペンキ塗と致します方法は、今後自然に發達すべき改良法であらうと信じます。(畢)



街 道 樹 論 (四)

特別贊助員 大屋 靈 城
農 學 士

- 一、總 説
- 二、樹種の選擇
- 三、並木の管理
- 四、並木の保護
- 五、大阪市の並木

(四) 並木の保護

茲に並木の保護として論ずるのは風除、霜除、灌水、除草等と云ふ所謂手入と稱する方の保護の意味ではなく一般市民が並木を大切にし其の成長を保護すると云ふ方面の保護である。前者に就ては特に並木の管理と云ふ題目を附して前項に於て既に述べたから此度は後者に就て少

しく論じて見たいと思ふ。並木は其の植栽の範圍が廣く全市に亘るものであるから一人や二人の監視人では到底これを満足に保護する事は出来ない。従て一般都市住民の公德心に訴へて銘々これを愛撫すると云ふ風に成らなければ折角植付けられた並木も或は折られ或は傷けられて終には見るに忍びない位不揃な無格構なものと成り終るのである。東京の並木が大阪の並木に比して割合に立派であること云ふ事はこの邊の消息を語るものではあるまいか。八月號の本誌上で衣笠君が述べられたような店舗が自家廣告の看板や街燈のよく見わるように並木を密かに伐切するとか（尤もこれは當局でも研究の余地があるが）牛馬の繋ぎ所として馬子が並木を利用

するとか重量の大なる疊建具を倒しかけるとか云ふ事は我々たまに通行する人間にも時々見うけられる位に多くある事實である。尙一層憎むべきは土方や馬子が牛馬を擲る鞭として並木を折る事や長屋のおかみさんが爐の焚きつけとして採集にくる事である。現場を見ない人はまさかそんな事はど驚くかも知れぬがこれは實際大阪市内で行なはれて居る實話であるから致し方ない。一体木の枝を折る事は小學教育で口を酸ばくして説いて居る勢で小供に少くても大人に多い様に思ふ。それは並木の例でなくても公園等に散歩すれば直ちに首肯される。私は九月廿四日の秋季皇靈祭に箕面公園に行つて入口の事務所に一時間余り休憩して居たが萩の花や紅葉の枝乃至はシヤガ見たような活花にでも成りそうなるものを折つて手にして居るのを一ち／＼取締が捨てさせて居るのを五六人も見た。其の中で小供は一人も混じつて居なかつた。又割合に無教育だと思ゆる下層社會の人は一人しかなかつたあとの五人は揃も揃つて洋服着た紳士で大

低妻を携へて居た。花や枝は多くの場合其の立派に着飾つた夫人の手から取締の手に渡されて居た。私はこゝで今までと全く變つた新事實を發見して而も嘆息した。世の中の公德心と云ふものは思はぬ方面から破壊されつゝあるものである。折つてはいかぬ、採つてはならぬと知り抜いて居るものが一番多く折ると云ふ事は果して何を意味するであらうか。どうしても世の公共心や公德心に信賴して取締法を立てる譯には行かぬと云ふ結論に達する暗示ではあるまいかよく「公園の樹木を折るべからず」「堤に登るべからず」杯と云ふ命令的文句は日本人を侮辱するものであるから「公園の樹木を愛せよ」とか「堤に登らぬように用心ありたし」とか「喫煙は御遠慮願ひたし」とか云ふ風に書き換ゆる事が此頃に流行するがこれも考へものではあるまいか。日本人はまだ／＼そこ迄に進歩して居らぬように思はれる、私は寧ろ此の際嚴重な命令的な文句を用ゐ又之れを犯した場合にも「廿五圓以下の科料に處す」杯と云ふ手緩い罰則で

なくて、もつともつと手厳しく處罰した方が將來を思ふ上から云つて適法であると思ふ。獨逸では街道樹に果樹や花木を植ゐて年々數萬圓の收穫を得て居るこれは全く公德心の進歩を證するものであると云ふ話を時々耳にする。獨逸がこゝ迄に成つたのは決して初めから公衆の公德心によつたのではなくて當局の非常に嚴重なる保護取締令を勵行した賜物である。

並木に累々と結んで居る色づいたリンゴを見たと時に奈何に獨逸人が公德心があるからと云つて何でこれを竊ますに居られましょう。リンゴを一つ採つた爲に銃殺された者が何十人であるとか云ふ事を私は聞いて居る。獨逸は並木保護の爲に犯人を見付かり次第銃殺する事にした。かくして何十人と云ふ者が犠牲と成て斃れ二百人と云ふものが傷いて初めて今日の有様をなすに到つたのである。

危険である、恐ろしい、こわいと云ふ事は凡ての人を其の行爲から躊躇せしむるものである「電車から顔を出すと危なうゝいます」と云ふ車

掌の一聲よく幾十八の子供や大人に顔を窓から引込ませ得る事から考へても、私は並木の完成を計る爲にはどうしても獨逸に倣つて嚴重な取締規則を作らなければならぬと思ふ。今日の様に僅かの罰金や科料位では譬へ何十人専任の監督者を増加しても効果ないものである、此等の保護令を布くと共に一方先づ識者の間で大いに覺醒し子供や下層階級の人を導いたならば初めて豫期の結果が得られるであらう、

(五) 大阪市の並木

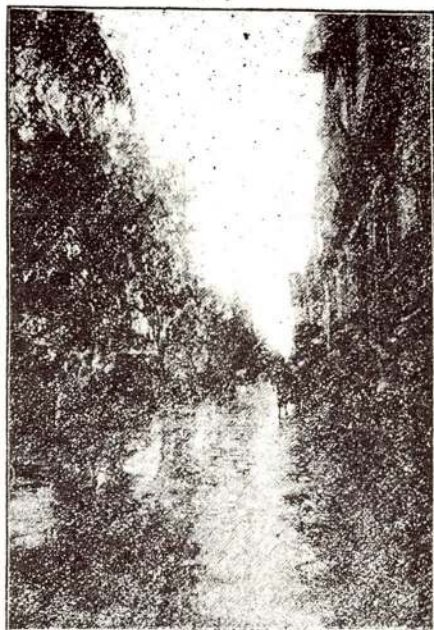
この夏「日本では此頃都市計畫の事が八釜しく言はれて居るさうだから巴里の代表的並木路を寫して送る。近頃では歐米の氣の利いた都市は田園よりも却て衛生的だと言はれて居る。東京大阪の當局及び住民諸君これを聞いて聊か忸怩たる感なきや」と附言して岡田九郎氏がモンマルトンの並木の寫生を某新聞紙上に寄せて居たのを見て「實際そうだな」と口の中で呟やいた

外私には何にも云ふ事は出来なかつた。茲十年経つたならば日本でもこんな事が云へこんなものが見れるように成るだろうと考へて心細く感じた。大阪は僅かに五〇〇〇本の並木を有つて居る、それも並木として一人前の資格に成つて居るところは探しても無い位少ない。カメラをぶら下げて一日歩いて見ても撮りたいなど思ふところは殆んどない。

枯木が立つて居たり間が二十間も抜けて居たり飛びどびに植つて居たりする事はこの町でも見られる。たまに青々と新緑濃かに群がれる如く見ゆるから近づいて見ると風除は毀たれ樹形は亂れ各々の木は伸びるが儘に自由に枝を何處となくのばして居る、此所に並木の生存競争が行はれて居る勝ち誇つて手を軒端迄も伸ばして居る勇者が店舗の看板をすつくり蔽ふと云ふ始末で終に並木の殺戮が起るではあるまいか。適當の間隔と適當の樹形と適當の大きさを常に保たせてくれたならばこうした悲劇もあるまいに杯と並木が歎いて居るように見ゆる。

「大阪市に並木なし」と云ふ批評は或は酷評でないかも知れない、それも無理も無い事で第一道路の幅員が並木の植栽を許さないところが多いのと、今迄適當の機關が具はつて居なかつたのと、こんなことが原因で今日あらしめたのである。然し將來の大阪として今迄の如き事では寔に慨かましい事で到底田舎よりも衛生的だ杯と公言するの日は来るまい。大阪の並木を説くには御隣の東京の並木を比較に採るが最も適當だと思ふ。歐米の先進國の例を舉げてても比較に成らぬ事であるが東京と大阪とは總ての點に於て似て居るから比較に都合がよい。東京は我國の帝都だけに早く眼を醒して此の方面にも力を注いだ爲に今日では割合に立派なものが見られる丸の内から銀座の通りを始め四谷青山の塙末の町に至る迄イテフスマカク(ブラタン)カヘデ、アヲギリ、エジシユ、トチ、ミヅキ、アカメガシワ、ヤナギサクラ、ポプラ、ユリノキ、等が整然と立ち並んで其の本數二八、〇〇〇本に達して居る是を大阪の五〇〇〇本に較べる

(一)

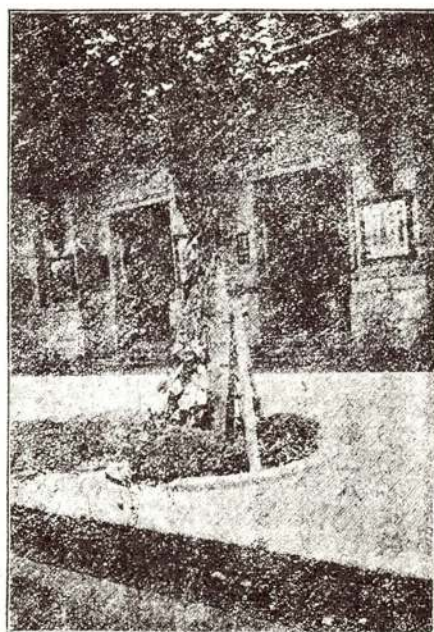


(柳垂枝)ギナヤレダシの上街座銀
(三)

(二)



(通橋本日)木並の(樹杏銀)フテイゐた然整
(四)



(前劇帝)飾装の草下さ床植



(内の丸)ユジンエヌイぶ並に畔池

と五倍である、而も此等の木は多く市自身で育てたもので、植木屋や苗屋に買ったのは殆んどない。これが爲に市は青山の羽根澤を始め三四ヶ所面積凡そ二〇、〇〇〇坪の苗圃をもつて居るこれを大阪の二〇〇〇坪に較べると十倍である。其他東京では不完全ながら支柱や植床の形式を一定して剪定整姿の仕事も年二回は必ず行つて居る。

又下木下草等の點迄も裝飾的に植付けられて居る處がある。こんな事をこまかく比較研究して行けば大阪でも今少し努力したならば一通り立派な並木は得られぬ事はないと思ふ。東京市は其の適切な例として挙げられる。然らば奈何にするかと云ふ問題に成るが

△大阪市街道樹表

植栽箇所	プラタン	ボアラ
日本橋三丁目ヨリ難波橋	四九	一八
天満橋ヨリ淀屋橋	二九〇	二〇
大江橋梅田ヨリ渡邊橋	三三〇	四五
上本町六丁目ヨリ磐舟橋	八一	一〇四
難波新川ヨリ大正橋通	六三	三七

(第一)大阪の土地に最も適當なる又並木としても比較的欠點の少い樹種五種乃至十種を選定して市内の並木をこの樹種に限定しどしく自己の苗圃で育成して出す事

(第二)専門技術者の手に依托し苗の頃から並木として特有の形態に育て植出しの樹年齢を一定し植床、支柱、灌水、除草、施肥等凡ての保護手入を行はしむる事

(第三)並木保護條令を設けて十分に保護する事は差し當り爲さねばならぬ重要な事であらう。今序に大阪市に現存する並木の樹種と其の配置の有様を表にしたものを挙げて參考にしよう。

これは大阪市役所公園係で調査した最近の數であるから間違ない筈である。

柳	ニセアカシア	アサギリ	其他	通計
三四	一八	一八	一三	八六
五	五	二二	四	三八
七	〇	七	〇	三七
〇	〇	〇	〇	二九
〇	〇	〇	〇	一〇
二	〇	五	〇	一〇

安綿橋ヨリ洲崎橋	七〇	一七
谷町三丁目ヨリ木津川橋	八五三	一〇三
川口町	四一	八一
花園橋ヨリ磯路橋	七	一〇六
空心中二丁目ヨリ福島五丁目	三四	三六七
幸西橋ヨリ穴喰屋ニ至ル	六	五
新出入橋ヨリ柳橋	〇	六七
梅田橋ヨリ新船津橋	六	〇
中ノ島橋ヨリ筑前橋	〇	元
肥後橋ヨリ船町橋	七	一四
玉川町停留所北側	〇	〇
北部出張所西平ヨリ堂島大橋	〇	〇
谷町三丁目陸軍省所轄地	二	一一
空心中二丁目ヨリ澁川橋	二	六九
東野田一丁目ヨリ櫻宮驛	〇	三三
總計	二五三	一五七

	二八	〇	五	二	三三
	一七	〇	三	三	九七九
	四	二四	五	一九	一七四
	四	四	七	三	三三
	二	二九	七	二	六〇
	二六	〇	〇	〇	一九九
	八	〇	〇	〇	七五
	五	〇	〇	〇	一四
	一	〇	〇	〇	三七
	四	〇	〇	〇	三七
	二	二	五	二	七
	一〇	〇	〇	〇	一〇
	一〇	〇	〇	〇	一四
	〇	〇	〇	〇	七
	〇	〇	〇	〇	二
	二〇	〇	〇	〇	五二
	二〇	〇	〇	〇	五二
	四四九	六九	三六二	六九九	五〇九九

右の表から見ると本数として一番多いのはスズカケノキ(ブラタン)の二五六三本で殆んど總數の半を示して居る谷町三丁目から本町二丁目信濃町を経て木津川橋に至る間に斯の種の並木を見る事が出来る。

アラギリは日本橋通りに最も多く北區にはボブラ、アカシアが多い。柳は川口町長堀川等の川筋に多く主に川縁の片側に植付けられて居る、

以上四回に亘つて貴重なる紙面を汚したが私は都市の人口激増と共に市内に庭園の設備が出来なくなつて次第に其の跡を絶ち今日又庭園税等の問題も喧ましく成つた時に際して市内の街裏樹の完成と公園の施設とが都市衛生の上からも都市裝飾の上からも二つの急務であると云ふ事を感じる事の切なる余りに卑見を公にした次第である (終)

京都古建築觀【十四】

特別贊助員 伊藤清造



二十二 鹿苑寺

概説

山城國葛野郡衣笠村に在る、初め、西園寺公繼が此處に山莊を有して、其子孫が代々之を傳承してゐたが、公種の時代になつて、其時の將軍職足利義滿が之を請ひ受け、退隱の所として應永四年西紀千三百九十七年に此處へ更に立派な殿舎を造立して、之を『鹿園院』と稱した。

其後、三重の樓閣を造營し、之に金箔を鏤めたのであつて、この爲に俗に『金閣寺』と呼ばれてゐる。而して、後に至り、夢窓國師を開基として寺院と成したので、今は禪宗に屬してゐる其庭園は特に有名なものであつて、諸大名から

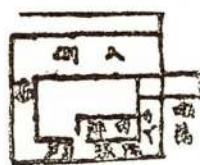
贈進した處の奇岩珍石が點々として水庭に在り向ふには、小鹿の鳴く衣笠の山を眺め、月の秋には鏡湖池に影を宿し、林泉四季の眺めまことに竭きないものがある。

義滿が應永四年に大土工を起して殿舎を造營したときには、實に十三棟の建築を有してゐたので、應永十五年三月に、後小松天皇の行幸があつたが、其玉座を設けた寢殿は實に八つ棟造りであつて、屋蓋には八つの龍を置いたといつてゐる。同年の五月に義滿は死んだので、遺命によつて、前記夢窓國師を開基として寺と成し鹿苑寺と稱したのであるが、當時の建物は多く火災の厄して金閣寺のみ遺つてゐる。

金閣

應永四年に足利義滿が造立した儘今日まで遺つてゐる。明治三十年に特別保護建造物と成り同三十九年九月には修繕を終つてゐる。

庭中の鏡湖池に望んで造られた三層樓であつて、上層と中層とに檜皮葺の屋根を葺いてゐるが、下層は中層と大きさが同じで、屋根を有してゐない。上層は中層より小さく出来、屋蓋は方形造りで、露盤の上には銅鳳が載つてゐる。下層は法水院といつて、別に嗽清といふ切妻の方一間の出張りを有つてゐる。周圍に濡縁があり正面には入側がある。又、正面五面は蔀戸であつて、側面は扉を排してゐる。どこにもなしに金剛平面圖 藤原時代の寢殿造り風が胎つてゐる。内陣は極彩色の裝飾を爲し、鏡天井を以つてゐるが、他の手法は和様である。内陣に佛壇を設け彌陀尊と夢窓國師の像と義滿の像とを安置してゐる。極木は三層と



もに疎割である。中層は潮音閣といつてゐる。大体に下層と同

じようであつて組物を用ひず、正面には、蔀戸出入口には唐戸を用ひてゐる。柱其他も黒塗であつて、天井は極彩色で裝飾されてゐる。即ち中央に天人伽陵頻迦を、縁に牡丹唐草を用ひてゐることも亦法水院と同じように寢殿造り風の上品な軽い處があり、中央に黒塗の須彌壇がある。

上層は全く唐様の手法であつて金箔を張り、極彩色を施してゐる。組物は唐様三式である。方三間であつて、中の間を棧唐戸とし、左右を火燈窓としてゐる。天井は矢張り鏡天井であつて、黒塗りの上に金箔を張つたものである。此處を『究竟頂』と呼んでゐる。

貴族的な平安朝の文明が次第々々に糜爛して遂う／＼鎌倉期の武斷的文化を産む迄には、可成りの時日を要したのであつて、斯の間には立派な藤原美術をも大成したのであつた。而して是に代つた鎌倉時代の文化は、其生命なく永いものではなかつた。南北朝を経て足利時代と成つた頃から一度武斷的の傾向に入つた時代精神

は、之を奈何ともする事は出来なかつたけれども、主權者としての將軍は京都に在つて、彼れのみは藤氏に倣つた貴族的生活を續けようとしたのであつた。斯の事實は、彼れ足利を中心として京都に生じた東山美術を見ても、之を容易に看取し得るのである。鎌倉時代は什うであつたか、兎も角も時代を教導すべき權勢者が鎌倉に在つて、彼れ源氏北條氏は頻りに其武斷主義を鼓吹したけれ共、京都には依然として沈滞した公卿と疲弊した國民の居つたことを忘れてはならない。左様であればこそ、武斷的活躍たる鎌倉時代と謂はれつゝも、京都には三十三間堂のような涙を誘ふ處の悲愁な表現を有つた美術が表はれ、女性的な内的な室町時代と謂はれつゝも、奈良には興福寺五重塔といふような雄渾宏大な表現の藝術が生れたのではないか。

吾人は、今一箇の金閣を眺めつゝ其彼れ義滿の貴族的な放縱な氣分に或種の感興を覺ねると同時に、足利時代と通じての深い底の精神に觸れるの概がある。

あの美しい衣笠山に妻戀ふ鹿の聲を聴き、あ

の廣々した鏡湖池に水月の交りを眺め、金色堂に模し鳳凰堂に擬へた美しい三重樓上究竟頂に座したとき、義滿は必ずや、今日吾人の夢想し能はない或種の美を味つたであらう。

二十三 南禪寺

概説

京都市東山にあつて、禪宗五山の上に位してゐる。瑞龍山太平興國南禪寺と稱するのが正しいのであるけれども、今も勿論『南禪寺』と稱してゐる。後宇多天皇は此拾壹に筆を染めさせ給ふたといふ事である。初めは、此處に三井寺の別院最勝寺があつて、道智僧正が住まつてゐたが、次第に頽廢し、弘安年間に龜山天皇が此處に離宮を御造營になつたので、殿舎滔々として多くの公卿殿上人が住つたのである。併し、正應の初年即ち伏見天皇の御代、宮中に奇怪あつて障りを爲し、皆安眠することが出来なかつたので、陰陽頭に占はしめられると、最勝院の道智の靈が此處に愛着してゐるといふことになつた。併し、之を奈何とする者もなかつた。仍て

正應四年に勅して、東福の僧普門（大明國師）を御召しになつたので、奇怪は跡を絶つてしまつた。龜山天皇は叡威の餘りに宮殿を改めて寺と成し大殿、祖堂等を御増築に爲り、東福寺の僧普門を開基とされたのである。普門は此年十二月に寂し、朝廷より『大明國師』と諡したのである。

建 築

正應四年、西紀千二百九十一年に、龜山上皇が其宮殿を改めて寺院とせられた當時は、新に佛殿祖堂を造り、樓閣伽藍の完備してゐたものであらう。今日の配置からしても、又禪宗建築が輸入せられて間もない時代の頃である處からしても、當時の南禪寺が堂々たる禪家七堂伽藍の備へられてゐたことは容易に知ることが出来るのである。今日の配置は奈何であるか、今南禪寺現存の堂宇の所在を見ると、先づ最も西方に妻切四脚門があり、其前に禪刹通例の蓮池がある。夫れから東方一直線に山門佛殿があり是から方丈庫裡に連つてゐるが、其他の禪刹特

有な堂宇は應仁の兵火に會つて以來全く缺如してゐる。

三 門

現今萩の花で名の著れ、松林の中に屹然として立つてゐる山門は、寛永五年（西紀千六百二十八年）に藤堂高虎の再建したもので、明治三十二年に特建に指定されてゐる。前述の如く、智恩院山門の建築年代より九年後れてゐるけれども、其美術上の價值は數等優つてゐる。其立面圖の比例は、伊東忠太博士が、其『法隆寺建築論』中『法隆寺中門』の項に於て、又、我武田先生は『建築物の格好に就いて』なる御演說（建築雜誌第百六十二號所載）中に於て、詳細な研究の結果を發表されてゐる。吾人は、之を讀んで、今更ながら、古人の周到の用意に驚かされ、且つ、吾人の審美思想が著しく數理的合理の根底を有してゐることに思到するのである。武田先生の御研究は、斯の詳細な圖が建築雜誌に載せられ、又、伊東博士の方は、大學紀要中の『法隆寺建築論』中に比較した詳細な圖書が

載せられてある。

形は非常に落着いたもので、裝飾杯も智恩院のもの程に亂雑なものではない。吾人は煩を知つてまで諸先生の説の蛇足を作る必要も認めないから、南禪寺三門に就いては多くを記さないあまり高くもない地面に亭々たる古樹を仰ぎ、あまり美くもないが、我邦三門中の白眉と謳はれた三門を眺め、卻いて、正應の昔、七堂伽藍滔々たるの一塲を想起したとき、南禪寺建築は決して吾人に無意義を傳へてゐるものではないのである。

尙、南禪寺には、桃山時代の遺物が二つある一つは方丈であつて、他の一つは金地院の方丈である。前者は『清凉殿』と『虎の間』の二つに分れてゐて、清凉殿は慶長六年に皇居のものを下賜せられたので、『虎の間』は桃山城より移建したものである。共に明治三十五年に特別保護建造物となつてゐる。

金地院方丈は、入母屋單層柿皮葺であつて、大体を三間とし、上段の間には床、違棚に書院

構へもあり、腰高の繁茂の障子を用ひてゐる。

慶長十六年の遺物、桃山城より移建したのであつて、明治三十三年に特建に編入されてゐる。

□ 閑居ノ賦（俳文） 紋 村

廬山の雨の夜に月を慕ひ、たれ籠めて、春の行方しらぬ住ぬもあるに、よしや吉野の奥は住みうくとも、うき世の嵯峨のさがなきよりは、中々住みきさりけめ。栗栖野の奥の菊、紅葉の、あがたな 閑伽欄も、柑子の垣に見おこされ、宇治山の隠れ家では、梅柳の風流を爲れど、人喰ふ犬にさめたり。花一もこのさびしきをうらやみ、水はさくさくの聲をしたふ。秋は東離の下をめぐつて、香の底を切らし、冬は西嶺の寒きを望みて、笠の重さを忘る。茶粥もつみ糕もちの輕みに、五臓を沙羅し、紙子背身のさびしき音に、千石をかへたり。



朝鮮營林廠所管の森林一班(三)

會 員 谷 民 藏

- △營林廠沿革概要
- △所管の面積
- △管内主要樹種
- △伐木及造材
- △運材及流筏
- △貯材
- △造材規定

製材

營林廠は原木販賣をなすと同時に一面直營の製材事業を行ひ諸官廳其他一般需要家に挽立木

材の供給販賣を爲すもの、己に軍用木材廠時代より鴨綠江に於ては逐次製材機關を整へ年々十五萬尺貫以上の製材を爲し來りしも大正二三年度に於て第二三工場の移轉を爲したれば一時其能力の減退せるも、大正四年度に於ては鴨綠江流域の製材量著しく増加せるは移轉工場の完備せりと職工の増加等に努め、更に製材寸法を制限して製材能率の増進を圖り、局面の開展を爲すに至れり。

以下記載する造材各部の定寸並に價格單位共當廳主要樹即ち紅松、杉松、落葉松の三種類の樹木を標準として摘録すべし。

造材規定

一般原木長級

呼稱	延寸	正長
一間	五	六、五
一間半	一、〇	一〇、〇
二間	一、〇	一三、〇
二連	一、〇	一七、〇
三間	一、五	一九、五
四間	二、〇	二六、〇
五間	三、〇	三三、〇

(1) 長さ五間以上は以上の割合に依り割増すべしと雖も大正七年一月より更に一間に付き五寸の延寸を付すべし。

但し餘延は材積に算入せざるものに付き萬一此の標準に依る餘延なきものあるも異議を述るを得ざるものとなし居れり。

(2) 三間材の價格は二間材の杉松、紅松は一割増落葉松は二割増四間材の價格は二間材の紅松杉松は三割増落葉松は四割増、五間材の價格は二間材の紅松、杉松は八割増、落葉松は九割とす。

(3) 長さ間單位(壹間半を含む)以外の注文の場合には六尺五寸以内は一間、十尺以内は一間半、十三尺以内は二間、十九尺五寸以内は三間、二十六尺以内は四間、三十三尺以内は五間物の價格の各三割増とす。

(4) 長押挽の價格は總て三割増とす。

(5) 割増の重複する場合の價格は各其の割増率を合し算出す。

(9) 各種製材は挽立當時に於ける營林廠の内譯に依る。

(7) 各種製材の寸法は挽立當時の寸法なるを以て乾燥の程度に従ひ多少減少する事あるべし。

(8) 買受人に於て検査の上受授せんとする時は其検査の程度に依り一割以上の價格を割増するものとす。

(9) 受授を了したる後に於ては其瑕疵に付き責に任せず。

(10) 二品位以上共通する注文にして製材上有利と認むるものに對しては特に價格の割引を爲す事あるべく、又品位口付特別の條件を附したる注文に對しては廠の利害に従ひ相當の價格を増減するものとす。

原木の區別

紅松 長一間半、二間、二間半、三間、三間半、四間、四間半、五間、一連(

八尺)、二連(十六尺)

杉松及
落葉松

長一間半、二間、二間半、三間、三間半、四間、四間半、五間、六間、一連(八尺)、二連(十六尺)

而して其形態は角材、丸材(末口九寸以上)丸太(末口三寸以上九寸未満)にして孰れも尺締單價を以て販賣するものなり。

落葉松小丸太には三間以上四間未満、四間以上五間未満、五間以上六間未満とし末口は一寸五分以上三寸未満孰れも一本單位にて販賣す。

挽材

並通挽材の長級は壹間、壹間半、二間の三種にして才を以て單位とす、品位は上、中、竝に區分し紅松、杉松、落葉松に付て標價す。
(1) 五寸角、四寸五分角、四寸角、三寸五分角、三寸角、二寸五分角、四寸に二寸 四寸に一寸、三寸五分に一寸七分、三寸に一寸五分角

右寸法以外にして中以上のものは本表價格の一割増とす。但し在庫品は此限りに在らず。
(2) 前項の外上の幅(厚)一尺以上中及竝の幅(厚)一尺三寸以上のものは一寸を増す毎に本表價格の五歩増とす。但し在庫品は此の限に在らず。

小割材

才を以て單位と爲し上、中、並の三種に區分し紅松は高價なるも杉松、落葉松は同一の單價となす、寸割は右三種木共同とす。

長一間、一寸四分角、一寸七分角、二寸角、全一間半及一間、一寸角、一寸二分角、

(三寸五分)(三寸四分)(三寸八分)
(六分)(五分)(七分)

全一間半、一寸四分角、一寸七分角、二寸角、全二間、一寸角、一寸二分角、(三寸五分)、

(三寸四分) 五分(一寸四分角、一寸七分角、二寸角)

(1) 右寸法以外のものは二寸角單價の一割増とす

但し在庫品は二寸角の單價に同じ。

(2) 一寸四分角、一寸七分角、二寸角 (三寸四分五分)

ものは並通仕譯せず全部竝として取扱ふものとす。

但し特に注文の場合は此の限に在らず。

板子類

紅松 杉松板材

開		壹		長サ	
(寸六)		(寸七)		(下以尺一上以寸八)	
一寸二分	一寸	八分	七分	六分	四分
間		貳		長サ	
(寸六)		(寸七)		(下以尺一上以寸八)	
間		一寸二分	一寸	八分	七分
				六分	四分
				厚サ	

注意

(1) 面坪を以て單位とす。

(2) 品位は上、中、並の三種とす。

(3) 長一間半板の價格は二間板に同じく幅一尺を越ゆる注文(在庫品を除く)の場合は一寸を増す

毎に五歩増とす。

(4) 落葉松の價格は紅松の五歩増とす。

(5) 本表に掲載せざる厚の杉板の價格は本表最近薄板の才單價に依り之を算定す、例へば五分五厘板は本表四分板の才單價に依り算定するが如し。

(6) 本表に掲載せざる幅の板材の價格は本表最近の廣幅板の坪單價に依る例へば幅六寸五分板は幅七寸板の坪單價に依るが如し、但し幅五寸物は幅六寸物の一割引幅五寸未滿は同二割引とす。

木摺

木摺木舞は普通幅一寸五分厚さ三分長さは二間、一間半、一間の三種と爲し面坪を以て單位とす。

材質は紅松、杉松の二種なり。

註 木摺材として紅松、杉松共收縮甚しきを以て關西に於ける木こふし即幅七分五厘前後厚さ三分五厘ものに比し遙に劣等なるべし。(未完)



女流の生活觀

□四季折々の環境に調和する生活

吉崎龜之助氏
夫人

吉崎季枝子

私の家などは、狭い土地に、割令に便利よく用へる家を建てたといふより外に、何の取柄もありません。都會が發達して來て、都市といふものは、會社や役所の爲めに土地の多くを占められるようになった今日、市として重要な土地に住宅を建てるといふことは、心ないことゝも思つて居りますが、家庭の事情上止むを得ずかうして居ります。併し、日本にも追ひ／＼と、都市には諸官衙學校會社などばかりを置くことにして、住宅は郊外に移轉をするようになるかも知れません。さうなりましたなら、自分一個人の都合ばかりも考へて居られませんから、郊

外にでも移らなければなるまいと思つて居ります。實際又、衛生上から申しまして、煤煙の多い、埃の恐しい市中よりは、空氣の清らかな自然の美しい靜な郊外に住むことは、どんなに必要な事でありましょう。私共は、常に健康であり度いと望みながら、好んで不健康な道をとつて居るといふ矛盾さを、泌み／＼感じて居るのであります。

斯うした、騒々しい殺風景な土地に住んで居るにつけても、家の中や、身のまわりなどは見た目に心快く感じるように、なるべく美しく、清潔にして置き度いものと思つて居ります。

然の景色が、四季折り折り變化があるように、秋共が天地として住つて居る屋内にも、其時々氣分を味ひ度いと思ひます。よく人様に依つては、夏は暑くて嫌だとか、冬は陰氣で嫌だとかいふ方もありますが、私は四季を通じて、いつは嫌でいつは好きといふことはありません。いつでも楽しいと思つて暮して居ります。自然の景色が變るやうに、私の身の廻りや家の中も季節季節に合はせて行くといふことは、大層趣味の深い楽しみです。

春は春らしく華やかに、床の置物や活花に注意をすることは申すまでもありません。お茶碗一つ、お客様に出す坐布團の類にも、春らしい感じのするものを用ひます。私自身も、前掛の模様、裱襟の色にも、ばつとしたものを身につけます。夏は涼し氣なうちにも、夏らしい明るい活き活きた風情を見せ、庭や門坪には打水を絶やさないうちに、庭園の草々の間には虫を放したり、金魚鉢に水をなみ／＼といれて椽先きに置いて眺める杯も、夏の味でありましょう。

秋になつて涼しい風が身に沁むようになりまして、活き返つたような心好さを感じます。夏には少なくして置いた部室の調度品なども、ポツポツ出して飾り付けます。月の冴た晩には、家の中の灯は皆消して、椽近く坐つてとりとめのない話に夜を更すこともあります。此頃から、部室にも小形な火鉢や、一寸した棚などを置き茶器にも夏頃のあつさりしたものよりは、稍々模様の多いものに代へます。冬は、四季を通じて、趣きの深い季節だと思ひます。夏の開放的なのと違つて、障子や硝子戸をすつかり締切つて部室にもくさぐさの裝飾品を飾り付けますとしつとりと落ちついた氣分になります。火鉢や茶箆筒も、黒塗りに蒔繪模様のある、溫味の深いものがふさはしうあります。私は、坐布團や夜具にする切地は、薄い羽二重を買つて、自分で好きな型に染めて用ひます。冬は、燃立つような眞紅色の坐布團も女のお客様には可愛らしく、紫色の布團も温かさうでよいと思ひます。冬は、廣い坐敷に寒さうに坐つて居るよりも、

狭い茶室に炬燵を拵へ、それに目の覺める様な友禪模様の布團をかけ、氣がねなく溫まりながら好きな道のお話をする事などは、どんなに楽しみでしょう。

私は、冬になりますと、お客室にも長火鉢を置きます。椅卓子にストープ杯といふ、洋風にも趣きはありますが、それよりも、長火鉢の差向いといふ方に、深い興味を感じます。其長火鉢も、なるべく小形な、彩色の美しいものを好みます。家のお話で思ひ出しましたが、いつか京都の桂の離宮を拜觀したことがありましたが其處には、昔の貴い方々のお好みが、昔のまゝに遺つて居りました。華やかなうちにも滋味のある、上品と粹とを溶きませた其お部屋の有様には、深い／＼共鳴を感じました。一生のうちに、一日でもよいあんな空氣の中に、身も心も浸して日暮し度いと思ひました。貴い方々の風流といふものは、其ういふ境遇の人々でなければ爲し得ない或るものがあるといふことを感じました。あすこのお部屋が大層に好かつたと思

つて、假にそれを摸放し様としても、それは到低不可能な事であると思ふ程、それ程勝れたものでありました。襖の模様と云ひ、障子の細工と云ひ、すつきりとした、深味が有つて輕快で、丁度名工の作品を見るようでした。人の趣味好といふものには、これ程の相違のあるものかと其時は泌み／＼感心いたしました。それに付けても、趣味の向上といふことは、私共の生活にとつて、意味の深いものだと感じました。趣味の上品といふとは、其人を、どんなに美しく氣高くするとでしょう。趣味に活きるといふ女の身にとつては、痛切に感じます(婦人記者)

● 全 人 の 萌 芽

天の人を造る必ず全人を以てす、故に精神の内必ず全人の萌芽在りて存す。要は此の萌芽を愛護し且つ善く

之を薰陶するにあり。(カント)

●あたくしは、はッと思ふて、今更の ように周囲を見廻しました

足立製作所主
足立彌太郎氏夫人

足立民子

時勢の力といふものゝ強さ深さを私は此頃強烈に感じて居ります。此間もこんなことがありました。工場の方で使つて居ります男の子供に今迄は、私の方の用事を手傳はせたり、外の使ひ歩きなどをさせましても、別に嫌な顔もせずいつも眞妙に果して居りました。其つもりで、先達もお使ひにやらうと思つて、女中に其言傳を申させました。最初女中は、『どこそまで行つて来て下さい』と申しますと『それは工場の用事ではないから、私は知らない』と云つて居りました。すると女中は、『奥様の御用です』と申しました處『奥様の御用だつて私には私のする工場の用事がある』といふのは、其子供の返答でございました。それを聞いて、私は、

はッと思ひました。やつと小學校を卒へたばかりな十四五歳の子供で、小さい時から私の傍に居り、私の用事と云へば、いつも喜んで働く子供でありました。今だつて毎日の新聞さへ録に目を通すまいと思つて、ほんの子供とばかり思つて居りましたのに、其返答を聞いて、私も今更のように、周囲を見廻さずには居られませんでした。そして、こゝまで押し寄せた時勢の力の恐しさをしみ／＼感じたのでございます。こんな子供でさへも、『私には私の與へられた仕事がある、私はそれを全うして行きさへすればそれで私の義務が済むのである。それに對して相當な勞銀を請求することは正當なことである』といふことを、判然と、明らかに感じるよう

に、時勢の力が、左様させたのでございます。これが、何十年といふ長い月日を要したことでありましたなら、左して愕くにもあたりませんが、僅か一年足らずの間に斯うも根強く、廣まつたかと思ひますと、愕くの外はありません。斯うして、人間が段々權利義務を主張するようになるといふことは、果して喜ぶべきことでありましょうか、人間の覺醒、思想の發達といふ點から見ましたなら、斯ることは或は祝すべきことでありませうが、又一方今日の日本の家族制度で經て來た歴史や人情習慣などを考へて見ますと、そこにも又捨てがたい、人情の美しさと思はせられます。今迄は無自覺であつたと云へばそれまでですが、併し、僱者の方で絶對の權利を有つて居て、雇用人は盲從的に服従をして居たとはいふものゝ、被僱者の方でも利害關係を離れて、雇用人の便利幸福を圖り、雇用人の方でも、犠牲的精神を有つて仕へて居たといふことは、日本でなければ見られない温情美であらうと思ひます。此頃のように、被僱者の勢

が烈しくなつて、俸給のことなどをテキバキと云つて、そこに少しの趣味も親しみもないような有様ですと、僱者の方でも、『向うでそんな考へなら、こちらでもよい加減にして置いたらいい』といふ氣になつて、どちらにも誠意がなくなりまます。これではどちらの爲めにも大變不利益なことではないでせうか、世間には其ういふ例は大分あるようです。私共では、幸ひにして未だ、女中達はそんなことを感じて居ないようです。が、早晩感じるかも知れないと思つて居ります。さういふ場合には、どういふ手段を採つたものかと思つて居ります。時勢に應じて、權利義務の一點張にしたものか、今迄の温情主義で通したものかと考へて居りますが、斯の點だけは、やはり從來の温情主義、誠意主義の方が良いように思ひます。西洋風に、『氣にいらなかつたら出てお出で、出て行ます』では、人間と人間の間柄としては、余りに人情のないことで、凡ての人間がそんな思想になりましたなら、世の中といふものは、余りに殺風景に、利

己主義になりはしないでせうか、持ちつ持たれつといふ處で、人と人との交渉も圓満に行くものであらうと思ひます。只、今迄のような主従關係の差別は廢して、被僱者の人格も認め、同等の人間として待遇をしてやることは、必要だと思ひます。貧しいものであるからと云つて、其人を見下すといふことは、人格のある人間のなすべきことではないでせう。そして、今迄のように、名前を呼び捨てにすることなども、改めなければなるまいと思ひます。私は、今でもなるべく呼び捨てにしないように心がけて居ります。時には、こんなにして迄人を使はなくともと思ふこともあります、今の生活狀態ではどうしても主婦の手一つではやつて行かれません。殊に世の中が段々進歩し、婦人の趣味思想の向上も圖らなければならぬといふことになり、ますと、どうしても僱用者廢止といふことの實行は六ヶしうございます。又、主婦が、凡ての社交を廢止し、世間との交渉を絶つて、一意専心家事にばかり全力を注いだところで、今のよ

うな煩瑣な生活狀態では到底不可能なことだと思ひます。私共の生活が、もつと簡易に改良され、雇人なしでも充分に家事の整理が出来、勉強も社交も出来るようになりましたら、此上の申分はありませんが、そんなことは望んだとて得られないことでありますから、時勢に應じた道を取て行くより外に仕方がありません。(記者)

螺旋の隱謀

この螺旋は大きな鋼鐵船で、何百本といふ小さな同類と一緒に走つてゐる間に此の小さな螺旋は突然何となく緩みはじめて、危く水中に抜け落ちさうになつた。すると、近所の螺旋達は、君が抜けるならば、僕等も抜けるぞ云つた。船底の釘も夫れを聞いて、僕等も窮屈でならない、ちよと身體を樂にしよう云ひ出した。けれど側の大きな鐵材は後生だから其儘動かすにゐて呉れ給へ、君等が抜けて仕舞ふと、僕等の大事になるから、と叫んだ。さうして、小さな螺旋の隱謀は船體の隅々迄知れ渡つた、側材と鐵材と螺旋の外最も小さい釘迄残らず一致して代表委員を選び隱謀者の小さな螺旋の處へ遣つて來て、船全体が崩れるに注意させた、自分の行動が船全部の安危に係る云はれたのが隱謀者の自尊心を満足させたので、何時迄も動かずに居よう返答した。



都市と社會施設

□米國に於ける住居經營

(三)

(アーキテクチュラルレコード所載)
(シルベスター・バクスター氏述)

|| コンチカット州ブリツヂボート市 ||

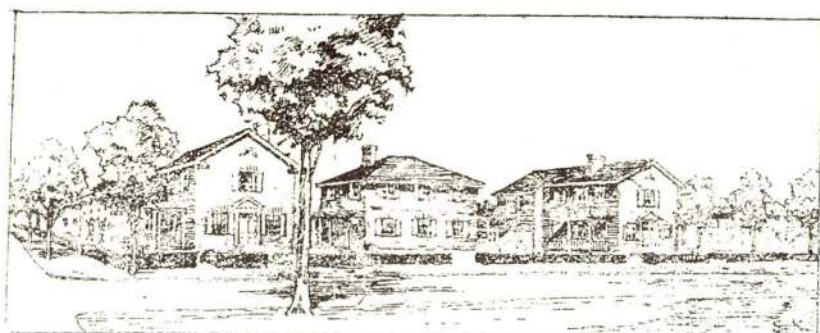
(下)

會員 M T 生 譯

茲に二つの郊外擴張がある。「グラスミヤ」の地區はブ市と御隣りの「フエヤフィールド」市との間に在る。又ミルグリーン地區はレミントン市の近くで史上に有名な「ボストンポスト」街路に沿ふて在る。

此二地區の外観は英國型の田園都市であつて建築物は明かに「ニウイングランド」風のものである。「ミルグリーン」地區の面白味は其天然の風致に在る。丘陵起伏して青苔の蔽ふ處松樹

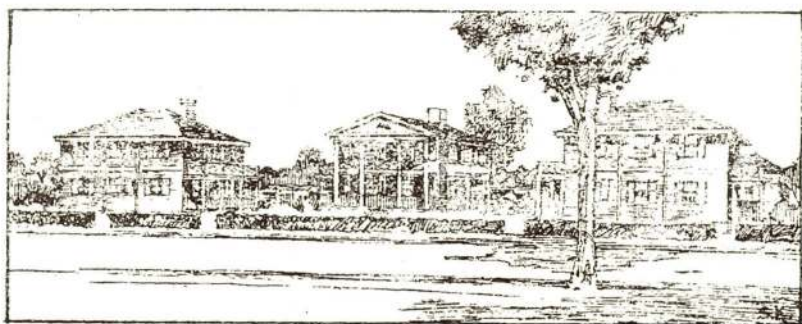
群叢して見るから繪の様である。建物の配置は亦此天然の風致を破らぬ様に工夫され却々良く出来てゐる。斯の二地區に在る建物は一軒家、二軒家と夫れから二家族か上下に住める様な二階建に三別されてゐる。總て煉瓦造で「スレート」葺になつてゐる。一階建もあり、中二階建もあり他のものは二階建である。此等の各單位の建物は四乃至六箇の室から成り立つてゐる。従つて内容外觀共手法其他に變化を與ふるの餘

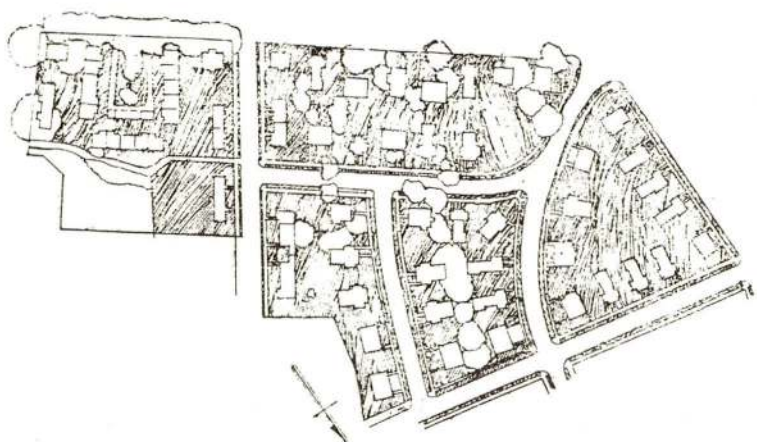


地か出来、形状格好夫々に型を異にしてゐる。又各建物は夫々相應の敷地を領有してゐるので、各戸の平面圖も土地の狀況に應じて面白く出来上つてゐる。大程前庭を設け灌木の生籬を廻らして小さい乍らも芝生になつてゐる、それから自動車等の爲めに敷石の部分もあり、又花園を設くる丈の餘地も残して在る。

總じて此二地區の經營はブリツヂポート住宅會社の計畫通りに出来上つたのである。昨年の夏には花園に植ゑ付けられたる野菜果實は大いに繁茂して居た。此ブ市住宅會社は今次の大戦によつて住宅缺乏の要求に應ずる爲めに生れた事は忘れてはならない。此會社設立の關係者は戰時中より勃興せる各工場各會社を網羅してゐるので、當會社の利益配當は多くの雇人に迄も及んで居るのである。

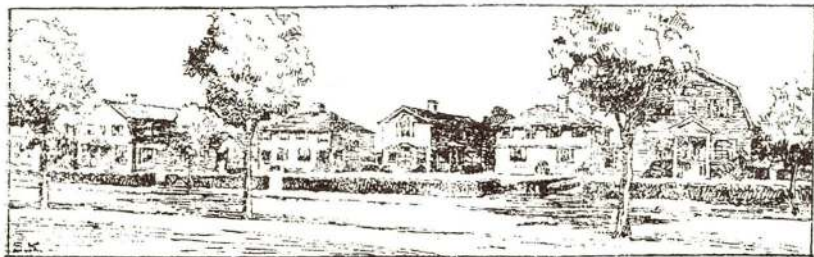
此等新經營の住宅居住者は大体中流の財産家であり知名の紳士階級者の占むる處で





ある。又此等の模範的住宅を手に掛け
た仕合せな練熟した職工連が手間賃も
高く取れて住宅の得意な例のニウイン
グランド地方の勉強する職人には及ば
ず共、自然に此地方の有力な影響を受
け且つ人間の本来の意地も手傳ふて相
等に見事な出来栄を示してゐる。

上等の住宅でも又共同住宅に在つて
も、其發達の跡から觀察すれば各個性
の興味から出立して版で捺した様な結
果にはなつて居らぬ。「ブラツクロツ
ク」地區では此個性的効果は在來繁茂
して居た樹木によつて、益都合よく其
自然の趣から平面圖の形体やら建物の
各群が決定されてゐる。主なる家屋は
多くの方形の連結した型になつて居り
其中庭の芝生を回つて見事な大樹が植
わられてゐる。此の中庭は街路から通
用口への路道が通つてゐる。又此芝生
は附近の長屋へ安靜といふ利益を與へ



てゐる。隅地にある長屋は、其位置に應じて獨特な平面圖となつて居る。他の凡ての建物は三軒長屋であつても、一面は街道に面し、他は中庭の芝生となつて全体の輪劃をなしてゐる。

此等のものは「ブラツクロツク」や「コンチチカット」通りのものと同様に長屋の單位となる建物は、大抵三室から五室を有する六家族を收容する事が出来得る。全体で三十三箇あるから合計百九十八家族が居住出来得る譯である。

「コンネクチカット」通りの擴張經營には十人單位家室がある、其二つの長屋は澤山の方形に仕切られてゐる。又四方共芝生を廻らして居る。按配は「ブラツクロツク」のものに似てゐる。

眞中に在る大庭の三面を取圍んで居る長屋は驚くべき程巧妙に配置され此市の公道の一なるウキロー通を取込んで其行當りを圓形にしたので建築美を一層發揮せしめてゐる。

「ミルグリーン」地區ではポストン通りに接し大体五群の長屋を配置してあるが直線路の單調を破つて不規則の取扱によつて天然の地形を美

事に利用してゐる。此の不規則な配置は幾何學的矩形式より非常に面白味がある。斯の種の取扱は亦「墓地の擴張」にも應用してゐる、それは平坦な矩形の地形であつて四箇に分割してゐる。「グラスミーヤ」では「フェアフィールド」の近傍に於て七箇の矩形式に分割してゐる。

市の「スキンナー」及「ウォーカー」兩氏は、グラスミーヤ地區の經營に「スターギス」氏に共力して努力されたが他の三地區は「スターギス」氏事務所で監督したのである。丁度千九百十八年の五月十五日にス氏は他の二氏と共に市の委員會に任命された、そして斯の四地區の計畫圖は大至急に準備せられて七月の三十一日には既に請負工事として實施に取掛つたのである。(未完)

● 丁 抹 の 田 園 生 活

住家は古風な愉快なる建物にして、背部の高き椅子、高き暖爐
及小窓に似たる『ピアノ』を設備せり(風景の一部)



趣味の生活

□四宜草堂漫筆

(一)

佐藤四郎

寧樂の京

爽やかな初秋の風が忍び足に音づれて萩の花をこぼしてゆく或る日の午後、生駒山の高きに上りて草原に腰を下ろすと、遠ち方の峽のほとり一と叢ら立の松の緑が、さながら湖のさゝ浪とばかりに見ゆるあたりで、百舌鳥の高鳴きするのが、夢のやうに聞ゆるのである。

野菊、撫子、つりがね梗桔、尾花が穂に出て水引草はうら耻しげなる薄化粧を施した上に、きら／＼と摺箔置ける狩衣の袖翻へしつゝ、赤蜻蛉が舞ふて居る、耳をすますと地の底では、虫

と云ふあらゆる虫が、來るべき満月の夜の祝宴に奏でんとて大管絃樂の豫習に餘念もない、其の微妙な律呂に思はずも恍惚となつた時、一杵又一杵、鐘の音は寥廓たる碧落に縷の如き餘韻を長く曳いた。

唯見れば、脚下に彩雲湧き紅霓流れ、百萬の畫臺粉壁、燦として華やかなる秋の日に描くが如く、青丹よし寧樂の京は咲く花の盛りに匂ふ姿を見せて、淺みどり柳が靡く朱雀大路に駒を止むる長袖緩帶の人、豆よりも小に、叢立てる

老杉の木の間を洩るゝ堂塔伽藍よりは佛に禮する梵唄讚誦の響、舷を叩く潮のやうに傳つて來る。

京北、西一條の一角に、低い築地のやうな堀をめぐらして西大寺がある、中門の外には各百五十尺の平凡な五重塔が東西に立つて居る、それを入ると境内に相對して立てる四注本瓦葺の壯大なる二字の精舎がある、即ち藥師金堂と彌勒金堂とにて、共に大棟の兩端には金銅の脊形が輝き、中央には頗る異國情調をそゝる處の寶珠が美しい曲線の火焰に包まれ、蓮華坐の上に安置されて、更に金銅の雲を踏んだ二頭の獅子に支えられて居る。

それから南三條の邊に菅原寺がある、五條の地を少し東にゆくと、秋篠川が白銀の糸のやうに流れてゆくあたり、若い疎らな赤松の林にどり圍まれて、胡國人如寶が建てたと云ふ、あの端麗な唐招提寺の屋根が見ゆる、希臘の建物を思はせるやうな金堂の獨立柱には斜に淡い日が射して、ほの暗い須彌壇の邊から、うす紫な沈

香の煙が身に沁むやうに漂よふて來る。

此の寺の本尊盧遮那佛の脇士千手觀音には面白い傳説がある、寺の西北二丁ばかりの地にこんもりと茂つた森の小山があつて、いつの頃であつたか此の森に深い霧が掛つた、七晝夜の間と云ふもの少しも晴るゝまがなかつたが、やがて曉の光が歡喜の色に湧き立ちて暗い霧が拭ひ去られたやうに消え失せると、其處に豐滿な壯嚴な千手觀音の丈六金色像が置かれてあつた、天人の造り上げた者だと云はれて居る。

すぐ南に藥師寺がある、風變りな形式を具へた此の大伽藍は、附近の累々たる薨の波を壓して、特殊な意義を強調して居る、そうだ、此の寺からはあの熱狂的な傳導者の僧行基を出して居るのではないか、重閣の金堂の前面に三重の東塔と西塔とが相對立し、何づれも各重の屋根に短い裳層をつけて、恰も大小伸縮した四層の屋根又は六層の屋根が相重なつて居る如く、輪廓の線に變化を複雑にして居る、塔の高さは百二十尺、其の頂上には極めて雄麗なる水煙が塔

全体の美しさをさながら此處に結晶せしめたかのように悠然として掛つて居る、天風颯々として輕羅を吹く處、身をひるがへした半裸の天女が微妙なふくやかな肉づけ、柔媚なめらかな曲線のうねり、そうした飛天の群と水煙とが一体に融け合ふた裝飾美術の極致が奇蹟のやうに半空に泛んで居るのである。

一杵又一杵、鐘は靜寂な秋の日の午後の空氣を震はせて響いて來た、蟻の如き人の集團は東へくと動いてゆく。

遙か彼方、一抹の雲烟をへだて、三笠山の麓に高く金光の燦爛たるは東大寺の大伽藍である、高さ三百二十五尺の雄麗なる七重塔は東西相并んで中門の外に立ち、五十三尺の盧遮那佛を安置せる大佛殿は高さ百五十六尺の重層にして、四注本瓦葺の大棟の兩端に金銅の鴟尾が眩しいやうな光を放つて居る。

其の大佛殿の前の庭である。

此處には方八丈の周圍に高欄を繞らした舞臺が設けられて、それを飾る玉幡彩旗にさや／＼

とあるかなきかの風が渡る、東西三宇宛の囀舍も、東西南の歩廊も軒廊も、はてはそれを取り圍む空地も、既に何萬と云ふ人の波に襲はれて華やかな衣服の色が一面に地を埋めて居る。都大路の人の足は皆此の大佛殿に向つて往くのである。

又、鐘の音がゆるやかに響く。

舞臺の中央に一疋の大きな白象が立つて居る其の背に置かれたる七珍寶坐の上には白い肌のあらはに羅綾をまとへる、繪に見るやうな普賢菩薩が端然として瞑目して居る、やがて佛前に供物を捧げ終つた二十人の伽藍頻迦が堂上から歸つて來ると、白象のまはりに立ち并んで樂を奏しつゝ誦讚の聲につれて舞ひ始める。緑と白と紅と寶玉のやうに入り亂れた翅の彩、黄金の色にきらめく頭と脚との輕やかに巧みなるダンス、噫此處に淨土界が顯前して人も鳥も草も木も醉ふたやうになつた時、菩薩は白象の上に立ち上つた、そして天上の樂はひとしきり靜かな旋律をたどるや、菩薩の舞と人鳥の舞とが互に

交錯して次第に急調に高まりながら吸はれるやうに舞臺から消れていつたのである。

暫くすると、東の方から嚴かめしい多門天王が從鬼十四人を率ゐて現はれる、二人は大桃を二人は大柘榴を、二人は藕實を、二人人は大郎子を、二人は大展を、一人は弓を、一人は鉾を一人は斧を、一人は棒を持つて居る、同時に又西の方から美しい吉祥天女が天女二十人を従ひてあらはれる、十六人は各造花一莖を、其の他に如意や、白拂や、厲扇等を持てる者もある、彼等も同じく舞臺から佛前に至りて供物を捧げ再び舞臺に戻つて來ると、從鬼は舞臺の巽の方に立ち、天女は左右に立ち分れて舞ひながら退場する。

次に大自在天王が六十人の天人を引き連れて現はれて來る、二十人は天衣綠花を盛り、四十人は音楽を調べる、樂は是れ天上の韻、舞は是れ淨土の曲、繽紛として綠花の散る處に禮讃嘆稱の自ら湧き、嚨曉として天樂の響く時に法悦歡喜の涙我れ知らず流る。

まことや今日は大佛の開眼供養式であつた。歌ひながら、舞ひながら退いてゆく天人の美しい姿を恍然として見送つて居た時に、突然、遠雷のやうな響きがして、三笠山の肩のあたりから一點の黒子、隼鳩の如きものが飛び出して見る／＼の間にそれが大きくなると同時に、空氣をつん裂くやうな爆音が聞えて來る、人類が縦に空間を征服した第一の勇者たる飛行機が、見よ其の輕快なる翼に秋の夕日を浴びて、大和平原の北部を横斷しやうとして居るのである。幻しの夢は破れた。

見下ろせば帝京の大半、水田となり、麥織となり、華圃となり、點々たる籬落の裡、木犀や香る僧房にありし日の俤をしのび、離々たる雜草の間苔むせる礎石などに懷古の情湧くも悲しからずや、さす竹の大宮人の踏み平らし通ひし道は馬もゆかず人もゆかず、無殘にも荒れはてたのである。

奈良の新市街は、空しく東睡の一方に偏してしまふた、錯落たる甍を超えて大佛殿の金色の鴟尾が無器用な屋根の上に現代的に光つて居た

□番犬の飼育法

田丸亭之助

日本のやうな家庭の構造では、盜難を妨ぐといふことはなかなか至難なことで、外出をする時には留守番を置かなければなりませんし、夜分は戸締を嚴重な上にも嚴重にしなければなりません。それでも主人が旅行をするとか、其他のことで男手のない場合や、人家から遠く離れた家などでは、静でよいといふ楽しみよりは、夜分の淋しさ心細さの爲めに、安らかに休む事も出来ないといふ有様です。それに此頃のやうに、物價騰貴、下女下男の拂底、従つて簡易生活杯の聲がやかましくなつたのに連れて、あらでもこちらでも、番犬の飼養といふ妙な流行を來しましたが、犬の飼育法に就いては、日本の家庭では未だ幼稚といふ点は免れないさうで、是に就いて、所謂犬の先生として有名な、阪神沿線岩屋の田丸獵犬訓練所主、田丸亭之助氏は左のやうなことを云つて居られます。(婦人記者)

犬といふものは、訓練次第では人間以上に役に立つものであります。西洋では、買物の使ひや、泥棒の番や、人の送り迎へ、乃至は、犯人の搜探、車を引かせることなど、其他いろ色な方面に使用されまして、相當に成績を擧げて居りますが、日本では飼育法や訓練法が不完全な爲めに、折角よい犬が外國から來ても、大した成績も擧げられないやうです。獵犬にしろ番犬にしろ、日頃からしてよく手當てを爲し、訓練を致して置くことが肝要であります。元來犬といふ動物は、非常に清潔好きで、そして、性質の温順な動物であるものを、人間の方で強いて不潔な強暴なものにする傾きがあります。犬を飼ふからには、此悪い癖から除いてかからなくてはいけません。

まづ犬舎はいつもきれいに掃除をしてやつて犬其物も行水をして清潔にしてやる必要があります。

です。犬自体の清潔法は、耳や眼を常に清水で洗つてやること、若し眼脂が出て居たなら、硼酸水を脱脂綿につけて洗滌してやります。次は毎日日に一回づつは、刷毛で身体全体をよく掃いて、外皮の埃は勿論、毛と毛の間にある雲脂や埃をとつてやらなければなりません。セツタ一種の如く毛の長い犬は、刷毛をかける前に金櫛でよくすいてから刷毛をかけると、毛なみがよくなります。毛の光澤を良くする時には、オカラを木綿の袋にいれて、刷毛をかけた後にそれでこすつてやります。

犬舎は理想的に云へば、犬舎のなかには米俵を敷いてそれを毎日新らしいのに取替ること、清天なら毎日でも日光消毒をすること、一週に二度位は、デシンフェクトールを三四十倍に溶解した水で犬舎の内外を消毒してやること、犬舎の前は三寸位の厚さに小砂を敷きつめて犬が放尿したなら其部分は取去つて更に新しいのを敷くことであるが、普通の家庭では一寸六ケしくて實行は出来ずまい。で、なるべく日當の

よい處に犬舎を置いて、自然に日光浴が出来得るやうにして、一週に一回位犬舎の内外に熱湯をかけて消毒をするのです。犬舎の中の米俵か蓆は、毎日か二日目毎には代へなくてはなりません。犬の身体に虫がわき出したら、直ちに蚤とり粉をふりかけてやります。犬舎もよく消毒をしなければなりません。消毒に次いで必要なのは、運動と食物の注意であります。食物は腐らないものでさへあれば何でも宜しいが、只時間を決めてやる必要がある。殊に番犬などは不規律に食事を與へては何の役にも立たなくなりまゝです。これに就いて面白いことがあります。私の處へ東郷大將の許から犬を一頭獵犬の修業に寄されましたが、其犬はどうしても食物をとらない、それが三四日も續いたので心配して先方に今迄の食事の時間を訊いてやると、朝九時に夕方五時といふ事が判りました。其頃私の處では、朝八時夕方四時であつた爲めに、犬は空腹を感じながら、時間が違つた爲に食物をとらないといふことが判りました。斯様に時

間の感念の強いものであるから、飼育者の方でも其つもりで飼はなければなりません。

廣い邸内に放して置く場合は運動の必要もないが、狭い犬舎や庭に置く場合には、朝夕少なくとも三十分位は連れて歩いて運動をさせなければなりません。併し運動も永續的に續けるなら兎に角、さういふ覺悟のない時には、最初からさせない方が宜しい、人間の都合次第で、氣の向いた時は運動をさせ、氣の向かない時には休止をいふのは非常に害になります。

犬の趣味は、獵犬としての方によくの面白味も楽しみもあるものですが、番犬としてもよい犬であれば、役にも立つし、趣味もあるのです。凡ての犬は、訓練さへすれば、獵犬にも番犬にも通用しますが、温順で勇敢で身体の大きい點に於ては、マスチーフといふ種が宜しい。此犬は見た處は体軀が頗る偉大な爲めに泥棒などは其大きな聲で一度吠へられると、一溜りもなく敗亡して逃げ出して仕舞ふから、西洋では番犬として使用して居りますが、此犬は美食家では

つて大食家な爲めに、飼育費が多く要るといふ欠點があります。これよりは獨逸のポインター種か、スパンネルなれば、費用もかからず、取扱ひも割合に樂であります。番犬として使用するには、晝のうちはなるべく薄暗い犬舎の中に置いて置いて、夜になつたら出して庭内に放して置きます。夕方放す時に食事をやると、腹が一杯で、身体が重い爲めに思ふ様に運動が出来ず、遂に眠つて仕舞ひますから食事は朝犬舎にいろる時ど、夕方放す一時間位前にやることにしなければなりません。其家に馴れない犬でしたら、夜暗くなつてから、家人が先きに立つて犬を連れて邸内の周圍を巡視します。そして、注意を要する門とか、裏口などに行つたなら、ここを注意しろといふことを教へて菓子などをやります。一晚に三四回斯うして連れて歩く二週間位で犬はすっかり呑み込んで、夜中になると犬が單獨で、家人がしたやうに一夜に三四回づつ正確に巡視をして、怪しい者でも見ると盛んに吠えて急を告げるやうになります。前に

も云つた通り、此番犬には食事の時間と器物と物を與へる家人とを規律正しくすることが肝要です。若し不規律である。泥棒がおいしい肉でも投げてやると、それに氣をとられて吠えなくなりま。

よく訓練された犬は、怪しいものが來れば、門の電鈴を押すやうにもなります。無人の家で晝に一寸家を明ける場合には、玄關に犬を置いて、「これを守つてお出で」と云つて、よく教へて置く。留守番をも勤めます。此守るといふことを訓練する言葉では、「ナツフ」と云ひます、此言葉をよく平素から教へて置く。宜しい犬を飼ふ場合には、高價でもよい犬を飼はなくては何にもなりません。或る家で非常に我慢の犬が有つて、私に見てくれといふので、見ました。ところが毛なみが美しく一寸見ても良さそうであるが、其實雜種の仕様のない犬でありましたから、其事を注意しました處、私のいふことを信じませんでした。其うちに、其家に泥棒がはいりました。それが窓の高い西洋館

なので如何してはいつたのかと思ひ思つて調べて見ると、其我慢の犬小屋を臺にしてはいつたことが判つて、遂々其犬はお拂箱になりました。素人には一寸見判りの付かないものであるから、其道に詳しい人か、經驗家に視て貰ふのが安全であります。

どうも一休人間は、獸類の智識を買ひ破るよりは、寧ろ値切る いふべしである、 其飼犬を訓練して 記した札を主人 いた時は「湯」と 又運動を欲する したのを差し出し な。此の訓練は一 さなかつたこのことである。			
犬む讀を字文			
犬	む	讀	を
け月の日数をも要	絶へて誤らぬそう	記したのを出し、	の足下へ出し、湯
きは『戸外』と記	きは『戸外』と記	記したのを出し、	の足下へ出し、湯
絶へて誤らぬそう	絶へて誤らぬそう	記したのを出し、	の足下へ出し、湯
な。此の訓練は一	な。此の訓練は一	な。此の訓練は一	な。此の訓練は一
さなかつたこのことである。	さなかつたこのことである。	さなかつたこのことである。	さなかつたこのことである。



調査

□ 大阪市接續町村下水道調査綱要 (四)

大 阪 府 發 表

(前號迄既出)

▲ 總 說

▲ 各 說

各 說

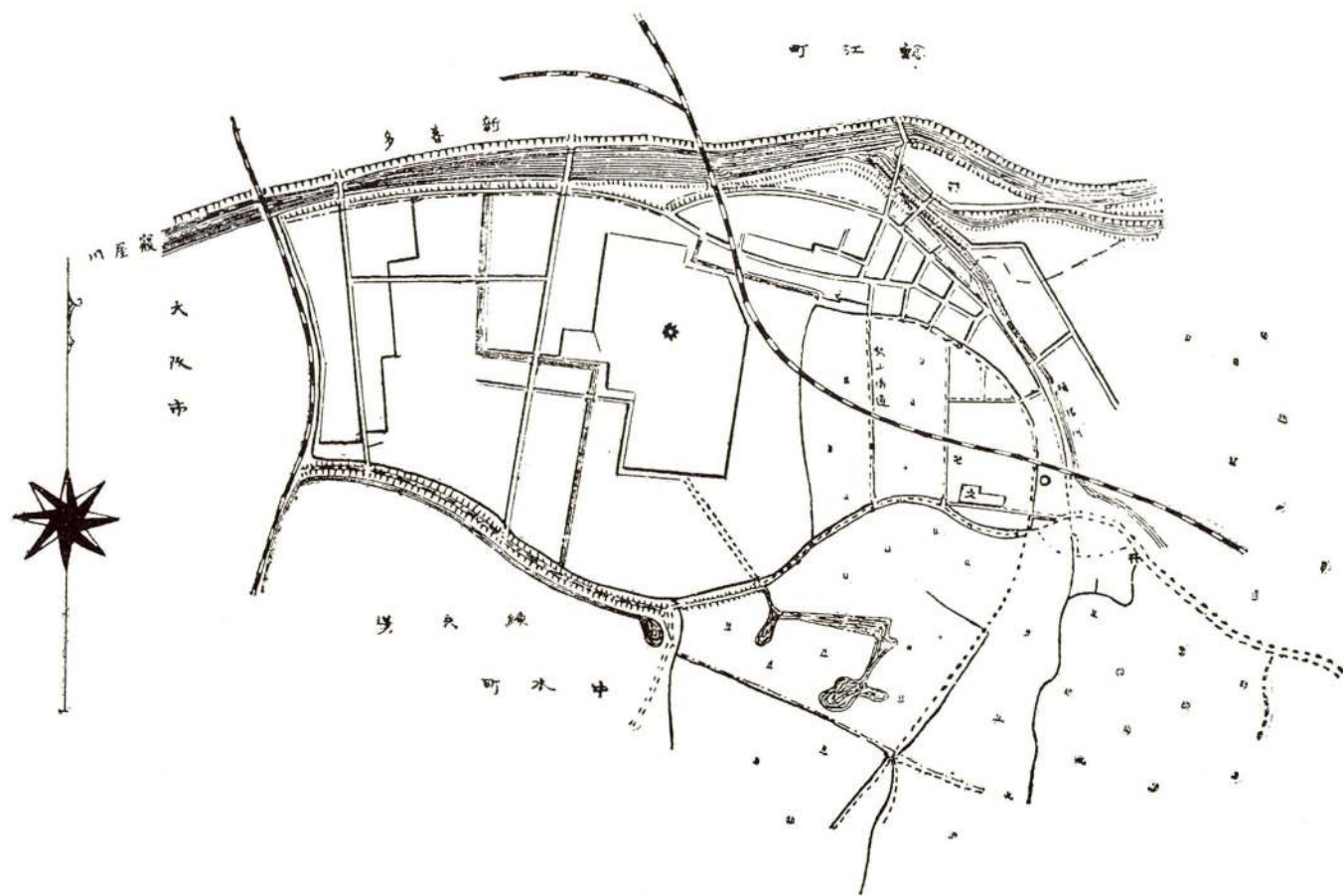
(本中本町)

城 東 村

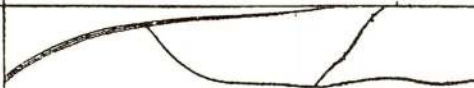
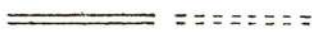
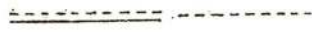
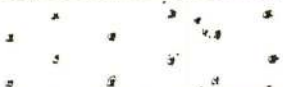
- (イ) 豊崎町
- (ロ) 中津町
- (ハ) 鷺洲町
- (ニ) 鶴橋町

東成郡城東村は市の東北方に位し舊稱を北新開莊村と謂ふ鳴野、天王田、左專道、永田の四大字より成り北は鯉江榎本に接し東は中河内郡高井田村に境し南は神路中本の二町村に對し而

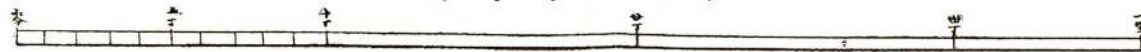
東成郡城東村



大阪市接續町村下水道路略圖

凡 例					
○	町村役場		河川及池沼		國縣道
X	警察署		下水道		里道
文	學校		鐵橋		小路
⊙	工場	)(	橋		鐵道
卍	神祠		田		軌道
卍	寺院		荒地		接續境
	堤防岸		濕潤地		郡
	墓地		草地		町村

此例一尺一分之一



して西、城東線々路を以て大阪市東區砲兵工廠に接續せり、人口七千七百十二あり永田左專道天王田は純然たる農村にして汚物掃除法の施行區域に指定されたるものは接續町村たる鳴野のみなり、されば本調査も亦該大字につきてのみ詳細之をなすに止めたり。

鳴野は近時著しき發達をなしたる結果舊來存する農家の一部を除く外大部は砲兵工廠及鐘ヶ淵紡績に通勤せる者の住宅にして鶴橋中本両町に次ぎ恰も職工町の如し故に人口も亦多數にして全村七割以上を占め五千五百三十二人の數を示せり戸數千八十二戸鳴野本村の四百戸を控除すれば數年間實に六百戸の増加を見たるものなり。

寢屋川は北境を東西に流れ其支流たる楠根川東邊を圍む地勢鯉江町に比して高く古來濕潤の地たりし西半約四十町歩は鐘ヶ淵城東土地兩會社の豊富なる投資の結果低地は一變して地盤強固なる宅地と化せり。

現在下水道として使用しつゝあるは鳴野本村

の土管、城東土地會社經營地の土管鐘ヶ淵紡績會社内の土管及前様井路の四なり。

本村中央より東西に貫通する土管は楠根川堤防の下東の町中央に起り道路の北側地下約二尺を西ノ町中ノ町と貫き村の西端小字柳開に於て下水溝となり更に南折して前様井路に合す尙杉山街道にも亦土管村の北端より起り中央道路の交叉點に於て本管に連絡す延長二百餘間土管の中徑は一尺、一尺五寸と漸次其大さを増し下水溝に開く所は約二尺五寸の間管となれり疏通の狀態は傾斜の適度なると浚渫作業の實施確實なるため阻塞するが如き事少く現に汚水の流出しつゝあるを見る浚渫作業には官民共腐心せるものゝ如く約十五間毎に會所を設け器具も亦種々考案をなしたる結果完全なるものとなり先づ理想的の下水道と稱することを得ん家用の下水路も亦之に應じて比較的完全にして此の土管に注入す之を使用するは此半部の村民なり明治三十二年の建設にかゝる元來この水路は井路の存在せし箇所にして直接楠根川の水を灌漑用として

引き入れたるものなるも出水を憂ひ此の下水土管の起點附近にありし堰を閉ちたる爲め舊井路は漸次縮少して下水溝と變じ不潔其極に達したる際之を土管に改築したる所以なり次に該道路以南の部落は前記土管を使用せず各自家用下水路により南側の前様井路に排水す此家用下水路は稍や完全なるものあれ共北部に比すれば尙不潔にして疏通せざる箇所多し前様井路は下水道としては不完全なるものにして前述の土管に比して遙かに及ばざるものなり。

然れ共之は下水灌漑の両用となし適當の水深を保有するの必要あるが爲にして浚渫の際には寢屋川に開く土管の部分に存する堰を充分開放せば大に流勢を増し其目的を達し得べし近來益々擴張せんとする宅地は遂に立居井路中井路を下水道化するの時遠からざるべしされば此の點を豫め顧慮するの要あるべし。

城東土地株式會社は練兵塙東北端墓地附近に於て立居井路の北側を起點とし屈折して朝日橋下流に於て寢屋川に連絡するの運河を開けり河

幅六乃至七間水深八尋兩岸石造にして堅牢なり五萬坪に餘る住宅地の汚水排出の具として適當なる設備と云ふべし即大和橋通りの西側約五間を距る地下に徑二尺の土管を埋没し各南北より集めたる汚水を運河に注入せしむ傾斜適度にして流勢宜しきを得只遺憾なるは土管の中徑比較的小なることなり。

鐘ヶ淵紡績會社内の餘水及汚水の排出は東方は中井路に西方は運河に各徑二尺の土管を以て開けり

要するに鳴野に於ける下水道の狀況は一部を除く外完全にして理想に近く成績良好なりと認む殊に其一部たる前様井路も何等かの方法を以て改修すれば直に灌漑兼用の水路として疏通宜しきを得るに至らん將來發展に對する準備作業の必要亦特に留當すべき點なり。



城東村既往五ケ年間人口及死亡率調査表

町村名	死亡別口	明治四十四年	大正元年	全二年	全三年	全四年	計	人口千ニ對スル死亡率
城東村	死亡口	四、三六 九三	四、六四九 九四	四、五二 一〇一	四、七五 一五一	七、七二 一五九	二六、〇五 五九八	三・九

城東村既往五ケ年間人口及傳染病患者率調査表

町村名	患者別口	明治四十四年	大正元年	全二年	全三年	全四年	計	人口千ニ對スル患者別
城東村	患者口	四、二〇八 一三	四、六四九 五	四、五一 〇	四、六五 一五	七、七二 三三	二六、〇五 七一	二・七二

城東村既往五ケ年間傳染病患者死亡及人口調査表

年次	赤痢	コレラ	腸チフス	バチラ	ジフテリヤ	患者數	死亡數	人口	前年ニ對スル人口増加率	人口千ニ對スル患者率	人口千ニ對スル死亡率	患者百人ニ對スル死亡率
明治四十四年	一	一	七	一	二	一三	四	四、二〇八	七四・二	三・〇九	〇・九五	三・五
大正元年	一	一	一	一	二	五	一	四、六四九	一〇四・八	一・〇八	一	一
全二年	一	一	二	一	三	七	三	四、七五二	二一・九	一・四七	〇・六七	四・九
全三年	一	一	一五	一	四	一五	三	四、七八五	七・一	三・二三	〇・三三	一〇・一
全四年	一五	一五	二二	二	二	三二	九	七、七二三	六二・七	四・〇一	一・七	三九・一
計	一五	一五	三九	一〇	二二	七二	一九	二六、一〇五	一	二七・一	〇・七三	二六・八



時

報

▲大阪關住宅施設

大阪税關は他の

官廳と等しく從來或範圍の上級者にのみ官宅を給し來りしが實際生活難の比較的重き下級者は之に均霑することを得ずして近來一層生活上の壓迫を受くるに至りては何とか之を解決せざるべからざる機運に差逼りしも何分官廳の事とて豫算其他の關係上之を容さざりしが松本税關長は幸ひ築港天保町に税關の所有家屋の宜きあるを利用し差當り獨身者を之に收用して幾分にも其緩和策を採るべく既に修繕を了先つ三十名許を收容して自炊をなさしめつゝあるが漸次時機を見て増築其他の方法に藉りて成るべく弘く均霑せ

しめむることなり

▲道路法關係法規案

農に道

に諮問せる

一、道路法施行令案

二、同法第七條に依る準用の勅令案

(將來道路附屬物及沿道土地に道路法の規定を適用するの件)

三、同法第十七條但書による市の指定の勅令案(市内國縣道全部を其市に管理せしむるの件、差當り東京、京都、大阪、神戸、横濱、名古屋の六大都市に適用)

四、同法第十八條の管理者に關する勅令案(兩府縣に跨る橋梁等を一府縣に管理せしむるの件)

五、北海道の特別の定めに關する勅令案

(道路法に規定せる五道路以外に於て特別の道路を設くる件)

六、道路率帳に關する省令案(期日に關する件)

の六件に就ては既に同會議の答申を得たるに付内務省にて立案の上此程全部法制局へ回付濟となりたるが爾餘の

七、道路構造令案

八、街路構造令案

九、國道路線の認定に關する件

一〇、國道の改善に關する件

一一、府縣道以下の道路の改善に關する件

件

一二、道路の使用に關する件



會員 宇佐美健八氏

大正八年七月九日、我日本建築協會會員宇佐美健八氏逝く。氏は、明治四十四年東京高等工業學校建築科に業を卒へ、獨乙建築士ゲ、デラランデー建築事務所に研鑽、年あり。後、一年志願兵として、陸軍工兵少尉に任ぜられ、正八位に叙せらる。満期後、株式會社大林組に入り、建築技師として、献替數年に及び、其前途に嚆望さるゝ頗る篤きものありき。然るに、今や幾多の前途に富める春秋を待望を懷きて永への寢に入る、痛哀惜愁何んぞ耐へむ。茲に恭しく哀悼の意を表す。

の六件は十月下旬同會議總會を召集し全
月末日までに起案を了すべしと

▲六大都市協議會 十月十日より

同十四日まで東京市役所に開かれたる東
京、大阪、京都、名古屋、横濱、神戸市協議
會に提案されたる事項少からざりしが其
内都市計畫等に關係ある事項を摘記すれ
ば左の數項なり

▲都市計畫法第八條第十號第四項に據る
特別税中に地價差益税の設定を建議する
事

▲道路法に於て市長が府知事の認可を要
する事項の中左の事項は命令を以て之を
省畧するの規定を設けらるゝを相當とす

(イ)道路法第五十二條第二號の中道路
の區劃を定むる事

(ロ)同條中第三號の中道路の改築を爲
す事

▲收用法に依る土地細目の告示は市長自
ら之を爲す事

▲下水道法に依る事業課の申請も市長に
於て直接之を爲す事

▲電氣事業取締規則、軌道條例取扱心得、
私設鐵道法施行細則、輕便鐵道法に依る

線路敷設の許可申請等により府知事の附
せらるゝ意見の外に市長の意見をも徴せ
らるゝ事(以上大阪市提出)

▲土地に對する特別税賦課に關する件

▲都市計畫財源に關する件(以上東京市
提出)

▲労働團體に對する公設職業紹介所の施
設(京都市提出)

▲道路法第二十八條第三項に依る主務大
臣の職權の一部を市に限り主務大臣の直
轄たらしむる事

▲土地收用法に關する意見(以上名古屋
市提出)

▲都市生活の調節 貴族院は露に

内閣に對して物價調節に關する警告を發
せるが之に對する原首相の意見は果して
何邊に存するや今具體的に識り能はざる
も物價暴騰に仍りて生活を壓迫されつゝ
あるは主として都會生活者に多く地方は
全然其事情を異にせるものゝ如く而も其
適切なる策は經濟政策的に物價の調節を
爲さむよりは社會政策的施設に藉りて其
對照策を講ずるの安全なるに勝かすとの
意見を爲し其具體案として住宅問題、食

料問題、其他の事項に就て腹案を有する
ものゝ如く遑らず其端を公表するの機會
あるべしと

▲建築組合法案 成 内務省にては

豫て社會政策の一施設として中産階級以
下の住宅建築又は購入を容易ならしむる
爲め自助的機關として各都市に建築組合
を組織せしむるを緊要なりとし先般來
建築組合法の制定に關し種々考究中なり
しが此程具體案を得たるを以て近々省議
決定を見る筈なり而も其内容は左の大體左の
如きものなりと

一、中産階級以下をして容易に又有利に
住宅を建築し又は購入せしむる事

二、建築組合法に依る組合員に其住宅建
築又は購入に必要な資金を貸附し及
び貯金の便宜を得せしむる爲め政府及
び公共團體は低利資金の供給並に課税
其他公課の減免を行ふ事

三、組合員の住宅建築に對し建築會社の
例に準じて必要な保護及び特權を附
與し組合をして建築又は購入すべき住
宅を擔保とし又は貯金其他の信用に依
り年賦償還の方法を以て組合より低利

なる資金を借入れ以て住宅の建築又は購入費に充てしめ償還後は完全に其の住宅の所有権を取 せしむる事

▲都市計畫附帶事業

内務省にては

都市計畫法實施に伴ふ諸般の項目に就き調査の結果明年度に於ては

一、中産階級以下の住宅建築事業補助
二、規格の統一を圖り公共團體又は建築會社木工場を経営せしむる事
三、住宅法の制定並に之が監督を履行する事等を行行する事

に決定し第一は低利資金融通方法に依り第二、第三は目下之が實施方法並に其形式に付き研究中なるが住宅法の制定に就ては各國の事例を參照し池田都市計畫課長の手計に於て立案中にて次期議會に提出する籌意なり

▲地方都市住宅經營

濱松市は近來

人口の激増に伴れ住家は大拂底を來し全市を通じて一軒の空家をすら看出し難き状態なるより同市は貸長屋の經營を爲すべく目下額りに調査中なり而し奈良市に於ては曩に本誌にて紹介せる如く低資十

萬圓の融通を得て市營住宅の建設に着手せるが其計畫案に據れば甲(拾五圓)見當廿戸乙(八圓)見當三十戸丙(五圓)見當五十戸を建設する豫定なるが其建築費は甲二千圓乙一千圓丙七百圓内外を要し而も鑿井道路費等を合算するときは到底拾萬圓にては困難ならむとの事なるも市當局者は何處までも遂行に努力すべく目下着々進行しつつありと

▲上水道施工申請

一時鐵材價格

の暴騰に連れて各地に於ける上下水道の擴張及び新設工事は殆む中止されしが近來鐵管の價格稍下落したるを此の先き以上の低下は見込立ち難く一面都市衛生上の關係より何時迄も放棄し置き難きより近來左の各市は其新設又は擴張に着手する事となりて其認可を内務省に申請せり

長崎市(上水道擴張)徳島市(同上)津市(下水道新設)大分市(同擴張)福島市(上水道擴張)廣島市(同上)松本市(上水道新設)上田市(同)

▲低利資金給付査定

曩に内務省が

低利資金を各大都市に融通して差當り住

宅問題解決に利用せしむべく各府縣より其要求額を申請せしめたる處其總額百萬圓にして融通豫定額を遙に超過せるが元來住宅建設の如きは其事業の性質として二三箇年に亘る繼續事業なるが故に成るべく件の申請額を融通するの方針にて先づ少額のものに對しては本年度に於て其金額を貸付け多額の申請に對しては明年度に亘つて其希望通り全額の貸付を爲すべく既に夫れ夫れ査定済なりとのことなるを以て近く配給の運びに至るべしと

▲道路法附法規成

左記の法規案

は既に道路會議の答申を得目下法制局にて審査中なるが違からず成法として發布に至るべしと

一、道路法施行令案

一、道路法第七條に依る軍用規程勅令案

案

一、同第十七條但書に依る市の指定規程勅令案

一、同第十八條の管理者に關する關する指定勅令案

一、北海道の特別道路に關する指定勅令案

案

一、道路法施行期日に關する勅令案
而して左記の關係規程は目下道路會議に
於て審議中なりと

道路臺帳に關する省令案 ▲道路構造令
▲街路構造令案 ▲國道路線の認定に關
する件 ▲道路改善に關する件 ▲府縣道
以下の道路改善に關する件 ▲道路の使
用に關する件

▲都市住宅の改善案 内務省にては

都市計畫及び建築法の實施と共に都市住
宅の根本的改善を期する方針にて先般來
調査研究中の所此程左の如く決定し漸次
改善を行ふ事となれり

一、公共團體に對し相當の條件の下に供
する土地の收用權を認むる事並に官公
有地の譲渡貸附に付便宜を圖る事

一、住宅建築及び用地買入其他必要ある
場合においては公共團體の起債を認め
及び低利資金の融通を圖る事

一、住宅巡視員を設置して住宅改良の歩
を進め特に密集住居の弊を防ぐに努む
る事

一、公共團體又は公益團體に於て低廉宿

泊所を設くる事を奨励する事

一、官公署等においては成るべく従業員
の住宅を建築する事

一、住宅改良の目的とする公益團體建築
組合等を奨励し一定の條件の下に之に
保護を與ふる事

一、會社工場等へ従業員の住宅を供給す
る事を奨励する事

一、住宅の所有を奨励するため相當の資
格を有するものに一定の組織を設け住
宅建築資金の融通を圖る等保護の方法
を講ずる事

一、長屋建築及び會社工場等の従業員住
宅の建築については認可制度を設くる
事

一、衛生上又は保安上有害なりと認むる
住宅の一部又は全部の改築を命じ其使
用を停止若しくは禁止し並に其取り壊し
を命ずる權能を地方長官に與ふ事但取
壊しを命ずる場合においては事宜によ
り公共團體の費用を以て補償を與ふる
事

一、衛生上又は保安上有害なりと認むる
地區の改良についても又前項の例に依

る事

一、市外の小住宅所在地に對する交通機
關の普及を圖り且つ賃錢の割引を實行
する事

希望條項

一、住宅貸借の條件に付速かに調査を遂
げ相當の制限を設くる事

二、小住宅建築に適する公有地は成るべ
く之を保有せしむる事

三、小住宅改良と密接の關係ある土地課
税及び借地料の増加に對する課税に關
しては速かに調査を遂ぐる事

▲議事堂設計當選 帝國議會議事

堂の設計に就ては豫て應募者の審査中な
りしが十月十五日午前十時より貴族院內
委員室に於て決定的審査會を開き提出設
計案十五點に就て鑑賞の結果一等渡邊福
三二等吉木久吉三等（席）永山美樹三等
（二席）竹内新七の四氏當選し次いで廿四
日午前お茶水教育博物館に於て右四氏に
對し授賞式を舉行せり因に本誌次號に詳
報する處あるべし



會

報

會誌

□ 續々玉稿を寄せられるのさ、所謂「云はざるは腹膨る、業さ」といふ事件の少からざるまで、毎號豫定以上の頁數となります事は、一面に於て、夫れだけ本誌の生命が溢れたとも見得まして寔に慶せざるを得ない次第でふいます、今一層理想に庶幾いものに致度いご期待して居ります。

□ 本誌は、申上ぐる迄もなく、我日本建築協會員の共同機關ともいふ意味なものでありますから、今更ら御懇懇致しますまでもなく、御意見の發表なり又は御希望の陳述なり乃至は御報告な

りに、兎も角、本誌の目的に協ふ處の凡ゆる方面に一層御利用を希い度いでふいます、謂はゞ御自分の特權でありますから。

□ 別項の通りに、會員中近く亞米利加へ續々漫遊されますから、そうなります、其見聞の通信やら、獲られた意見の發表やら、殊にあちらの都市計畫事業に關する最新にして最も有益な報導採得られる事と今より期待して居ります、何れ來る十二月號から斯の有益な記事や圖畫で本誌に光彩を添ゆる事と信じます。

圖書

(交換)

建築雜誌	第三三輯第三九二號
建築世界	(建築學會) 第十三卷第一〇號
住宅	(建築世界社) 第四卷第一〇號
鐵道協會雜誌	(住宅改良會) 第二十卷第一〇號
工業之友	(鐵道協會) 第一五〇號
工業之大日本	(工手學校) 第十六卷 第二〇號
鐵と鋼	(工業之大日本社) 第五輯 第一〇號
建築新報社	(日本鋼鐵協會) 第一卷 第六號
	(建築新報社)

建築評論 第一卷 第六號

（建築評論社）
ガ・ア・ン 第四號
（關西園藝協會）

（寄贈）

工業評論 木材新聞
オートモビル バイント商報
早瀬塗料商報 大橋月報
造船職工時報 商工時論
通俗衛生 産業労働新聞
大工業

會合

第七部委員會（第十四回）

日時 大正八年十月六日午後六時—九時半
場所 大阪商品陳列所
出席者 花岡、青田、須川、佐藤（彰）新海、
波江、小笠原、置鹽、

記事

一、前回決議したる床板品位に就て修正
動議出でしが、審議の結果二箇の修正
を爲し、更に巾木及雜作材の品位に就
て審議せり。

理事會兼新舊委員長會

日時 大正八年十月七日午後七時半—十時
場所 大阪俱樂部
出席者 片岡、野村、宗、葛野、池田、日高
舟橋、設樂、江村（編輯）

記事

一、十月二十日を以て次回例會とし、市
街地建築物法施行案」に就て意見を交
換する事。

一、来る十一月五日より十日迄の間に於
て波江、錦夫氏及其會員中の海外渡航途
別會を兼ね秋季大會を催す事
一、「建築會館」建設に關して種々意見を
交換し、稍具體的に進みしも、更に他
日を期することとなれり。

會員消息

新入會員

▲去る九月中通信會決議を以て入會賛否
を決したる左記の兩氏には、孰も全部
の賛成を得て入會せられたり。

▲左記諸氏は普通賛助員として入會され
たり

田原三千男君 平川 武彦君
棚橋仁三郎君 政安 熊市君
上野 達郎君

會員移動

▲本協會員中左記の通り住所の異動あり
たり。

（會員） 移動先
安井 武雄君 兵庫縣武庫郡西宮市庭
二五九十一ノ一

清水 榮二君 大阪市西區九條通三ノ
五二一桝谷組内（電話三六九）

井上與左衛門君 東京市京橋區越前堀
本 田 登君 大阪市東區京橋三大

笹川 慎一君 大阪府下天王寺村中
道字大關殿山本鑑之進方

荒木 賢治君 東京府下目黒村字下目
黒二七六

平塚 龍吉君 大阪府下岡町幸通三
（普通賛助員） 移轉先

須川 徹一君和歌山縣東牟婁郡清川村

押鴨 六郎君 神戸市神若通二丁目元

實力 榮六君 京都市下鴨宮崎町上

海外旅行

▲本會員中左記の數氏は下記の日取りに
於て海外旅行の途に上らるゝことに決せ
り。

本 田 登君（會員） 十月二日頃
横濱發 渡米

須費豐次郎君（終身
賛助員） 十一月八日
横濱發 渡米

藤井 原二君（會員） 十一月十六日
横濱發 渡米

波江 錦夫君（會員） 同 日
長谷部銳吉君（會員） 十二月月上旬
神戶發 渡歐

正誤

▲前號に於て、西原脩三氏普通賛助員と
して入會されたる旨報告せしが、右は
特別賛助員として入會の誤りに付訂正
す。

編 輯 的 要 点

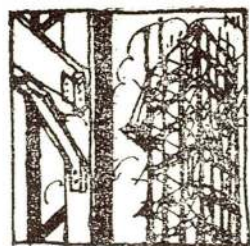
▼本誌も、手前味噌ながら、所謂錦上花を添ゆるものゝ多きを矜持りとし、又其寄稿家各位に感謝する次第でふいます。

▼口絵の「都市社會相」は、是も自畫自賛ながら、其表現された儘に覽ましならば、唯三越の盛況を示すに過ぎませぬが、都市計畫其他都市問題の上より觀ますならば、其處に種々なる意義を見出することゝ信じます。

▼本誌も後二回發行致しましたならば、總て亦も更新の歳を迎へるのでありますが、本誌の編輯振りに就ても更に一大進展を遂げ度いと、今より豫め計畫して居ります、同人波江悌夫氏の海外漫遊は總て斯の機運に資することが多い事を存じます。

ベルン市建築條例

(下)



ベルン市建築條例 (下)

3 屋根 敷床 下水

第四十六條 屋根棟ノ高サハ家屋奥行ノ半ヲ過グベカラズ即チ屋根ノ傾斜ハ四十五度ヲ超ユベカラズ但奥行六十呎以上ノ家屋ニアリテハ棟軒蛇腹ヨリ三十呎以上ノ高サヲ有スルヲ得ズ軒飾ニ取付ケシ兩樋ハ軒蛇腹ヨリ多クトモ三呎以上高キヲ得ズ

第四十七條 所謂マンサルド式屋根及腰折屋根並ニ外部ニ向テ弓形ヲナセル板屋根ハ之ヲ禁ズ又道路ニ面スル軒飾ニ破風又ハ引掲器ヲ取付クルヲ得ズ

第四十八條 屋根ハ凡テ專バラ瓦、石盤又ハ金屬板ニ限リテ之ヲ使用シ又屋根階床ハ石板又ハ瓦ヲ以テ之ヲ蔽ヒ又ハ漆喰塗リトナスベシ如何ナル建物モ藁

葺又ハ穀板葺トナシ又屋上煙突ノ後部ハ水製樋トナスベカラズ

第四十九條 屋根庇ハ樋ヲ加ヘテ五呎以上家屋前面ヨリ突出スルヲ得ズ而シテフオーゲル式板張トナスベシ

屋上ニハ五呎以下ノ幅ヲ有スル天窓及煙突ノ外建築警察廳ノ特別認可ナクシテ何等ノ築設ヲナスコトヲ得ズ

第五十條 規定ニ準ジテ隔壁ガ棟下マデ達セル家屋ニアリテハ屋下室ヲ住室トナスコトヲ得木ト煉瓦混合壁ナルカ又ハ隔壁ガ同棟ノ構造ナル場合ニアリテハ屋根室ニ焚場ヲ設クルヲ得ズ

第五十一條 街路及塲所又ハ隣地ニ面スル兩樋ニハ堅樋ヲ設クベシ而シ其水ハ「ブリキ」製ノ管ヲ以テ地中ニ導クヲ

要ス

雨水並ニ下水、井水、噴水、洗濯水等ハ公衆並ニ隣家ノ損害又ハ迷惑トナラザル様排出セシムルヲ要ス

4 隔壁

第五十二條 隔壁トハ二箇ノ所有權ヲ相互ニ分割スベキ壁ヲ云フ

第五十三條 隔壁又ハ戶外ノ側壁ハ切石ニテ築造スベシ(十次ノ如ク修正ハ隔壁又ハ戶外ノ側壁ハ全ク石造トナスベシ但粘土混入碎石(所謂「ザントスタイン」ワレン)ヲ使用スベカラズ)而シテ接合チ叮嚀ニナスベシ壁ノ厚サハ三階建物ノ根積及土中室ニアリテハ二呎五吋四階建ニテハ三呎地階ニ於テハ二呎トナス而シテ毎階上ルニ從ヒ二

吋五分ツ、ヲ限り減ズルヲ得、屋根床ノ高サニ達スルモ壁ノ厚サハ尙一呎二吋五分ヲ有スベシ

建築警察廳ノ検査ニヨリ(第二十三條)

堅牢ナルヲ認メラル、モ舊隔壁上ニ高築スルヲ得ズ而シテ壁が全高ニ於テ其厚サノ半分以上側石ヨリ突出スル場合ニアリテハ前面(第三十六條)ノ場合ニ於ケルガ如ク警察廳ヲ以テ之ガ取毀ハント新築ヲ命ゼラル、モノトス

第五十四條

隔壁及ラウベノ支柱ハ隣家相方ガ之ニ接觸シ又ハ其ニ依テ支持セラレ且別段ノ契約ヲ有セザル限り隣家ト相方ノ共有トナス故ニ其建築並ニ維持費ノ支拂ハ相互ニ折半スベキモノトス

第五十五條

或建物が全ク獨立シ又ハ隣接スル建物ヨリ高キ場合ニ於テハ全部又ハ一部獨立セル其建物ノ所有者ハ自己ノ費用ヲ以テ隔壁ノ建築又ハ維持ヲ計ルベキモノトス但隣家が其建物ニ於テ何等ノ施設ヲナシタルトキハ此限りニアラズ

第五十六條

隣家が前條ノ獨立隔壁ニ將

來建築ヲ施シ又ハ之ヲ使用セントスル場合ニアリテハ其在價格ヲ特別ニ比較計算シ其額ノ半バチ支拂ヒテ使用ニ對スル共有權ヲ得將來ノ修繕費ニ付キテモ共同負擔ヲ承諾スベキモノトス

第五十七條

隔壁が規定ノ厚サヲ有セザルカ又ハ規定ノ建築ニヨラザルカ又ハ壁ノ代リニ木又ハ木材煉瓦混合壁ナル場合ニアリテハ後ノ建築者ハ其價格三分一ノ支拂ヲ以テ足レリトス又現在ノ隔壁が建築警察廳並ニ鑑定家ノ検査ニ依リ破損又ハ不完全ト認メラレタル場合ニアリテハ第五十三條及第五十四條ノ規定ニ從ヒテ隣家相方隔壁ノ共同建設ヲナスコトヲ得ベシ然レドモ現ニ破損ノ狀態ナク而モ新築ノ場合ニ於テ隣家又ハ其所有地ニ對スル隔壁が規定ノ厚サヲ有セザルカ又ハ規定ノ建築ニ依ラズシテ正式鑑定検査ノ結果其壁が假令ニ良好ノ狀態ヲ呈セルモ目的トセシ新築ニ對シテ必要ノ強度ヲ有セザルモノナルヲ發見シタル場合ニアリテハ隣接者又ハ隣家持主ハ其田壁ヲ取破ハシ代ユルニ規定ノ新壁ヲ以テスベシ但此工

事ニアリテハ隣接セル建物ニ對シテ損害ヲ加ヘザル様成ルベク注意シ建築主自ラ其費用ヲ辦スベキモノトス建築主ハ其建物ノ變更又ハ修繕ノ爲ニ生ジタル一切ノ損害ハ買貨料等ニ至ルマデ隣接者ニ對シ補償スベキモノニシテ隣接者ガ請求セル場合ニ於テハ現在ノ隔壁ヲ取毀ハス以前ニ之ガ爲メ充分ノ擔保ヲ提供スベキモノトス

隣接者ハ新設ニ要スベキ壁ノ厚サノ爲メニ其所有地ニ於テ從來ノ壁ノ厚サヨリ以上ノ地ヲ與フルノ義務ナシ故ニ新築者ハ之ニ要スルダケノ厚サヲ自己ノ土地ヲ以テ辨ズベキモノトス
上記ノ鑑定検査ニ於テハ蓋隔壁ノ厚サ位置及境界線ヲ記載セル精細ナル書面ヲ調製シ觀本ヲ作りテ之ヲ當事者相方ニ下附スルヲ要ス但シ之ガ費用ハ建築主ニ於テ支辨スベシ

之ニ反シ將來ニ至リ隣者が自己ノ建物ヲ同様ニ新築シ又ハ之ヲ高く又ハ改築ノ結果以前ノ隔壁ニテハ不足ヲ感ズルニ至リタル場合ニ於テハ隣者ハ何時ニテモ請求シ得ベキ新隔壁ノ共同權ヲ買

收スルノ外ニ隔壁所有者ニ對シテ自己ノ家ニ接觸セル隔壁一部ノ費用ノ半額ヲ別ニ見積リ價格ニ應ジテ支拂フベシ

而シテ壁ノ築設者ガ費用ノ半額以上ヲ提供シタル場合ニアリテモ亦築設用地價格ノ半額ヲ前者ニ支拂フベキモノトス

第五十八條 隔壁ニ於テ迫持仕切り烟突其他壁ヲ弱ムベキ一切ノモノヲ割込ミ又ハ切り込ムヲ禁ズ但床桁又ハ床板用ノ孔口ヲ除ク尤モ之等ノ孔口ハ豫メ隣者ノ承諾ヲ經テ壁ノ厚サノ半分以上以內マデ慎重ニ鎖開スベキモノトス

第五十九條 隔壁ニ於ケル戸又ハ窓ハ隣者相互ノ好意上其取付ヲ承諾スルモ後ノ所有者ニ於テ之等戸口ノ前ニ建築ヲナサントスル場合ニアリテハ之ヲ妨クルヲ得ズ此場合ニアリテハ第五十條ニ依リ之レガ爲メ引續キ利益ヲ得タル隣者ニ於テ其孔口閉鎖ノ費用ヲ支辨スベキモノニシテ隣家所有主ノ第一回請求ト同時ニ其手續ヲ了スベシ正式書面ニ依テ得タル要用權及以前ニ得タル用役權ニシテ建築警察廳ニ關係ナキ事件ハ

民法第四百四十九條及四百五十條ノ規定ニ從テ之ヲ保留ス

第六十條 庭園間ノ隔壁ハ隣者ノ承諾ヲ經ズシテ十呎以上ニ築設スルヲ得ズ己ニ現存セル隔壁、籬又ハ壁ノ所有權及維持義務ハ通常隣者相方ノ共有トナス然レドモ之マデ庭園壁ノ存セザリシ點ニ新タニ之ヲ建設セントシテ相互ニ強ムルヲ得ズ

然レドモ一方ノ隣家が明ラカニ自費ヲ以テ自己ノ所有地内ニ築壁ヲナシ之マテ自ラ之ヲ維持シタル場合ニアリテハ尙一方ノ者ハ前者ノ承諾ヲ經テ自己ヲ必要ナルベキ其壁ノ部分及ビ其敷地ノ特定價格ノ補償シタルトキニ限り其壁ニ取付ケ施設ヲナシ又ハ壁上ニ建増ヲナスヲ得ベシ

第六十一條 將來或原因ノ爲メ一方ノ所有者ガ明カニ其隔壁ノ全部又ハ半分以上自己ノ所有地内ニ築設ヲ要スル場合ニ於テ其壁ガ公ノ小路又ハ塲所ニ面スル二ツノ建物又ハ家屋敷地間ニ存スル限り第五十七條ノ買收ニ依テ其隣接者ニ共有權ヲ許スベシ又此場合ニ於テ隣

接者ハ同條規定ノ買收ノ外隔壁ノ敷地價格ヲ見積リ其半額ヲ支拂フベキ慣例ニ從フベキモノトス

5 焚場煙突等

第六十二條 料理、沸煮、乾燥及焚火用竈ヲ置ケル室例セバ厨房洗濯場、火工場、化學試驗室、鍛冶場等ニアリテハ石造ノ床ヲ備ヘ其天井ニハ石膏又ハ石灰ヲ十分ニ塗布スベキモノトス

第六十三條 焚火場、煖爐容灰器及煙筒下ノ床ハ石造ナルヲ要ス又煖爐前ニアリテハ石又ハ金屬トナシ直接ニ木材ヲ以テ床敷トナスベカラズ

或梁ヲ煙突ニ對シ又ハ煙筒又ハ焚火場ノ下部ニ横置スルノ必要アル場合ニ於テハ竈口ヨリ適當ノ距離ニ於テ根太止梁ヲ設ケ竈下ノ床ハ之ヲ迫持形トナシ又ハ三吋厚味ノ石板ヲ用ヒ接合ハ一時五分迄相削リ壁面ニ入レ込ミテ之ヲ床敷トナスベシ

第六十四條 竈ニ接スル後壁又ハ側壁ハ通常防火壁ト云フハ今後ハ煙突ニ達スル迄ノ間ヲ八吋厚サノ石造トナシ石灰モルタルニテ間隙ナキ様充分ニ填充

スベシ

カミシ 腰部ハ其内側面ヨリ下口シタル鉛直線ガ常ニ火受板ヨリ突出スル様ニ構造スベシ又此帽ハ之ヲ防火壁上ニ置クヲ要ス

設治場附近及ビ營業用煙爐ノ周圍ノ防火壁ハ二呎二吋五分ノ厚サヲ有シ其上部前面ハ乾空横煉瓦ヲ以テ外障ヲ築クベシ

煙突ニ通ゼザル焚火場ハ之ヲ禁ズ

所謂ボタガー竈ノ床ハ厨房床圓天井ナルカ或ハ二重ノ厚味ヲ以テ之ヲ作ルモノトス之等ノボタガー竈ヲ壁面ニ取付クル場合ニアリテハ壁ハ常ニ耐火壁ニシテ二呎以上竈上ニ達スルモノナルヲ要ス

第六十五條

煙突ハ凡テ規定ノ耐火壁ニ取付クルハ勿論之ニ連結セザルベカラズ其他ノ場合ハ常ニ煉瓦造四壁ヲ有セザルベカラズ又煙爐又ハ設治場ニアリテハ其壁ヲ煉瓦造トナスベシ

營業上多分ニ火ヲ使用スル所ニアリテハ煙突ハ常ニ全ク獨立セル主排出口ナラザルベカラズ故ニ其内法ノ廣サハ二

呎半ヲ有シ幅九吋アルヲ要ス之ニ反シテ普通ノ厨房煙突ニアリテハ廣サ二呎以上幅八吋トナスヲ得

煙爐及火見爐用ノ煙突並ニ長サ十呎以上ヲ有スル所謂支煙突内部ノ廣サハ十六吋以上ニシテ幅八吋ナルヲ要ス

煙突掃除人昇降スルヲ得ズ只機械力ヲ以テ掃除シ得ベキ小口徑ノ煙突ハ構造ノ不完全ナルモノニアリテハ經驗上火災ノ憂アルヲ以テ専門家ノ鑑定ハ建築警察廳ノ検査ヲ要ス但其廣サハ七吋五分以上ニシテ四吋厚サノ圍壁ヲ有セシムベシ

第六十六條

火工業用ノ煙突ニアリテハ今後下口ニ於テ鐵製ノ落シ戸又ハ引戸ヲ取付ケベキモノトス厨房用竈ノ修繕又ハ新築ニアリテモ亦此裝置ヲ付スルヲ要ス

煙爐ノ戸ハ凡テ全部鐵製トナスベシ煙筒下部又ハ煙筒内ノ爐ヲ防ガシ爲メニ取付ケタル裝置ニアリテモ亦同ジ

第六十七條

凡テノ煙突ハ屋上少クトモ二呎突出スレヲ要ス而シテ若シ其高サニシテ排出ガ隣家ノ建物ニ危險ヲ與ヘ

又ハ煙煙ノ迷惑ヲ及ボス場ニアリテハ建築警察廳ノ考查ニ依リ尙高築セシムベシ

煙突坑ニアリテハ四所穴又ハ段アルヲ許サズ又不用トナレル支煙突ノ注意ヲ用ヒテ閉塞スベキモノトス

第六十八條

木製煙突又ハ煙ヲ主煙突内ニ導クベキ木製支筒ハ全然之ヲ禁ズ鐵製管ニシテ煙筒内ニ通セズ又ハ木造壁又ハ板床ヲ離ル一呎以下ナルモノ又ハ之等ノ壁床ヲ貫通セルモノ又ハ認可ナクシテ戶外ニ導クル鐵管ニアリテモ亦同ジ

煙突防火壁火受板煙筒等ニ木製部ヲ使用シタルモノ亦危險トシテ之ヲ嚴禁ス

6 建物ノ後面内庭及内庭ノ建物

第六十九條 本建物ノ後面並ニ内庭及中間建物ノ後面ハ本建物ノ前面ヨリ高チ得ズ

第七十條

本條令發布ノ當時實存スル本建物ノ後面ニ於ケル明り窓ニ對スル隣者ハ二十五呎以内ノ距離ニ建築ヲナス

ヲ得ズ之ニ反シテ當時實存セル内庭及中間建物ノ後方前面ノ明り窓ニ面シテハ十二呎ノ距離ノミニテ建築ヲ施スヲ得ベシ右ノ如キ障害物ノアラザル場合ニアリテ各持主ハ其境界線上ニ建築スルヲ得但光線及空氣ハ自己ノ土地上ニテ之ヲ取ルベシ

第七十一條 各家屋所有主ハ内庭建物及裏家ヲ有シテ街路ニ接スル自己ノ本建物間ニ連絡ウラヘニ依テ通路ヲ設クルヲ得但ラウベノ高サハ之ト連絡セル庭内又ハ裏屋ヨリ高カラザルヲ要ス

7 洗濯場、家畜小屋、肥

料溜、暗渠及市街壁

第七十二條 沸煮及洗濯仕上場並ニ屋内及邸内私用ニ供スル洗濯場又ハストーブ場ニシテ煖爐ヲ有スルモノハ其周圍ヲ石造トナスベシ其焚火場及煙突ノ設置ニアリテモ火災ノ豫防ニ注意スルヲ要ス又第六十五條及第六十六條ノ規定ニ違フトキハ公ケノ洗濯場トシテ使用シ又ハ他ノ火工業(第十八條)用トシテ貸貸スルヲ得ズ

第七十三條 豫メ建築警察廳ノ認可ナク

シテ枯草置場家畜小屋及之等ノ入口ヲ公ノ場所及道路ニ面シテ新設スルヲ得ズ又如何ナル場合ヲ問ハズ之等ノ地ニ於テ肥料溜又ハ便所及下水溜ヲ新設シ又ハ擴張シ又ハ道路或ハ公ノ場所ニ面セル地點ニ轉設スルヲ得ズ然レドモ現存セル之等ノ坑又ハ溜ハ一時五分以上ノ厚味ヲ有スル蓋ヲ以テ能ク之ヲ蔽フベシ又蓋ノ腐朽セル場合ニアリテハ責任ヲ以テ之ヲ改築スベシ大ナル坑ニアリテハ其蓋ニ横木ヲ附スベシ

第七十四條 家屋庭園ノ地下ニ於ケル暗渠ノ築壁ハ(公ノ場所及道路ノ地下ヲ通ズル部分ヲ除キ)暗渠ガ二ツノ家屋間ニ通シ二軒ノ用ニ供セラル、場合ニ於テハ其所有又ハ維持ハ隣接者ノ自費ヲ以テスベキモノトス而シテ底部ノ植ハ建築署ノ規定セル水平面ニ準シテ布設シ其幅ハ二呎以上三呎以下トナスベシ
暗渠ノ深サハ可成五呎トシ通行ニ差支ナキ程度トスベシ又底部ニハ凹所又ハ孔口ヲ作り又ハ板ヲ取付ケ又ハ流レヲ阻止スベキ物体ヲ投入スベカラズ
暗渠ヲ修理セントスルニハ常ニ豫メ建

築警察廳ニ届出ルベキモノトス

第七十五條 公道及場所ニ接スル壁ハ之ヲ使用シ又ハ之ニ依テ利益ヲ受クベキ個人所有者ニ於テ之ヲ築設シ且之ヲ維持スベキモノトス但特別ノ慣例アルモノハ之ニ從フ

8 新設街路及公ノ建物

第七十六條 全部新タニ聯續セル家屋ヲ設クルカ又ハ新道路ヲ設クルカ又ハ町ノ利益及裝飾トナルベキ公ノ建物ノ建設ニ當リ多少前條ノ規定ニ從ハザルヲ以テ必要又ハ適當ナリト認メラル、場合ニアリテハ建築警察廳ヨリ之ヲ參事會ニ請求シ其協賛ヲ受クベキモノトス

第四 編市ノ管區

第七十七條 本條令第一編及二編ニ掲ゲタル規定ニシテ工事設計ニ付キテノ要件並ニ建築警察事件手續ニ關スルモノハ市管區ニ亦適用ス

ベルン市ニ對スル本建築條令ハ政府ノ認可ヲ經テ之ヲ印刷シ各家屋持主ニ之ヲ配布スベシ

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス同時ニ千八百二十八年ノ舊建築警察條令ヲ廢止ス

千八百三十九年三月七日ベル

ン市ニ於テ決議ス

市民組合ノ名ニ於テ

組合長 カー、ツエールレーデル

書記 エフ、マイ

認可書

共和國ベルン參事會ハ茲ニ前記ベルン市建築條令中警察規定ニ關スル部分ヲ証認ス

本條令中民法又ハ普通立法ニ關スル件

ハ大參事會ノ認可ヲ乞フベシ

ベルン千八百三十九年五月八日

參事會ノ名ニ於テ

會長

ツエー、ノイハウス

一等書記

イー、エフ、スグツプエル

共和國ベルン大參事會ハ前記ベルン市建築警察條令中民法又ハ普通立法ニ關スル件ヲ茲ニ証認ス

大參事會々議ニ於テ交付ス

ベルン千八百三十九年五月十一日

地方長官

アー、フオン、チリール

書記官

ヒエーネルワーデル

千八百三十九年三月七日付ベルン

市建築條令第四十九條ノ解釋

第四十九條 屋根庇ハ種ヲ加ヘテ五呎以

上家屋前面ヨリ突出スルヲ得又之ヲフ

オーゲル式板張トナスベシ

屋上ニハ五呎以下ノ幅ヲ有スル天窗及

煙突ノ外建築警察ノ特別認可ナクシテ

何等ノ築設スルヲ得ズ

右法特別ノ認可ナクシテ建設シ又當時

ノ狀態ニ依リテ改築スルヲ得ベキ明

窓ニシテ屋上ニ突出セルモノトハ其前

面ノ外側ガ幅五呎以下高サ六呎ニテ足

ルベク且二ツノ明窓間ニ五呎以上ノ幅

ヲ有スル屋面ヲ明ク置キ又隣家ノ境界

ヨリ二十五呎以上ノ距離ヲ有スベシト

ノ意ナリ

屋簷ヨリ上部ニ向テ第二及第三列ノ明

窓ハ前記尺度ノ半バ及び第一列ニ窓

ヲ許セル數以上ナルベカラズ且飛火ノ

侵入ト成ルベク防禦シ得ル様之ヲ蓋シ

又其害ヲ避ケ又之ヲ閉鎖シ得ベク建設

シテ之ヲ維持スベシ

此他明リ窓ハ前面ノ壁外ニ突出スベカラザルモノトス

公ノ所有地上ニ突出セル庇ハ下方ニ於

テ完全ナル板張ヲナスベシ

建築委員會ノ申請ニ依リ組合會之ヲ

承認ス

ベルン千八百六十二年

三月二十四日

組合會ノ名ニ於テ

會長 エル、エツフインゲル

書記 エー、ワイス

組合會ノ申請ニ依リ市民組合會之ヲ

承認ス

ベルン千八百六十二年

四月十四日

市民組合ノ名ニ於テ

會長 エル、エツフインゲル

書記 エー、ワイス

ベルン管參事會ハ建築條令第四十九

條ノ前記解釋ヲ茲ニ承認ス

ベルン千八百六十二年六月二日

參事會ノ名ニ於テ

會長 ベー、ミギー

書記 ビルヘル

附錄第一號

第一千八百七十八年十一月一日附ベルン市建築取締ニ關スル規定

第五條 組合最高警察廳タル組合會ハ普通警察處分ニ關スル議決權及上級廳ニ對スル申請權ヲ有ス

右ニ反シテ本條令第三條ニ從テ建築行政ニ屬スル警察事務ノ範圍ニアル各事件ノ取扱ハ組合條令第八十九條ノ適用ニ依リ之ヲ建築委員會ニ委任スベキモノトス但該委員會ノ權限ハ緊急事件並ニ附屬事務ハ之ヲ其會長ニ引渡スニアリ或ハ直接ニ知事ニ提出スルヲ得又組合會ノ決定ニ付キテハ知事ニ知事ノ決定ニ付キテハ參事會ニ引續キ抗告スルヲ得(千八百五十二年十二月六日付組合法第五十六條乃至第五十九條)

第二千八百七十八年十二月二十日附組合決議

ベルン市民組合ハ組合會及大參事會ノ請求ニ依リ左ノ決議ヲナセリ

一千八百三十九年三月七日附ベルン市建築條令第五十三條ノ「隔壁又ハ戶外ノ側壁ニ切石ニテ建築」云々ヲ「隔壁又

戶外ノ側壁ハ全部石造トナスベシ但特ニ粘土入碎石(所謂ザンドスタインムワテン)ヲ使用スベカラズ」云々ト改ム

2 建築條令第一編及第二編中「警察委員會市警察、警察金庫、市民警察廳」ナル文字ヲ「建築委員會、建築金庫」云々ト改ム

3 街路及公ノ場所ニ於テ建築材料ノ積置ヲ規定セル本條令第二十九條ニアリテハ之ニ關スル千八百七十七年六月十八日組合會發布ノ警察令ヲ適用スベシ

ベルン千八百七十八年十二月二十日

組合會ノ名ニ於テ

市長 ガー、フオンビユーレン
書記 パンテリール

承認書

ベルン管區參事會ハ公共工事監督署ノ申立ニ依リ茲ニ前顯ベルン市民組合ノ決議ヲ承認ス

ベルン千八百七十九年六月十四日
參事會ノ名ニ於テ

長 シヨウレン
書記 エルクールツ

附錄第二號

公有地ニ於ケル建築材料等ノ積卸シニ關スル警察令ベルン市組合會ハ工事ニ際シ公有地ヲ使用スルトキハ通行ニ差支ナカラシメ又街路敷石其他ノ建設物ヲ保護スル目的ヲ以テ千八百三十四年三月二十一日附路上警察規則第三條並ニ千八百三十九年ベルン市建築條令第二十九條乃至三十一條ノ繼續施行ニ關シ命令スルヲ左ノ如シ

第一條 建築材料並ニ塵芥ノ積ミ卸シヲナサンガ爲メ公有地ヲ使用セントスルモノハ必ズ建築警察廳ノ認可ヲ受クベシ但以下第三條規定ノ場合ヲ保留ス

第二條 建築委員會ハ建築主又ハ設計者ノ請求書ニ基キ必要ナル認可ヲ與ヘ其期間並ニ(特ニ通行ノ便ヲ計リ)其區域ヲ定ム

右ノ外積置ニ關シテ左ノ規定ヲナス

甲 建築主ハ街路ニ面スル積置ニ使用シタル場所ニハ夜間點燈ヲナシテ其地點ヲ認識シ易カラシムベシ
乙 鋪石地及ビ瓦斯管又ハ水道ノ布設シアル地ニアリテハ置管ノ場合外

建築材料ノ總体ヲ積置スルコトヲ得ズ而シテ其積卸ノ場合ニアリテモ特ニ注意ヲ用イ切石大碎石桁等

ノ如キ重キ材料ヲ投下スルヲ禁ズ瓦斯管、水道路上ノ敷石其他公ノ

地上ニアル建築物若クハ隣家ノ所有物タルトテ間ハズ之ニ損害ヲ加

ヘタル場合ニアリテハ建築主及建築設計者ハ之ニ付責任ヲ有シ賠償

ノ義務アルモノトス
丁 公地使用料ハ次ノ如ク毎月警察金庫ニ向テ前納スベシ

每平方米ニ付 一ケ月分
1 鋪石地 七〇ラツベン

2 市内館石ナキ地 四〇ラツベン
3 市外地ハ位置及距離ニ從ヒ十五

乃至三〇ラツベン
認可事項ニ反シタルモノハ敷地料ヲ追徴セラル、ノ外次ノ第五條ニ依リテ罰

セラルベシ
或認可事項ニ反シタル場合ニアリテハ各月初メテ以テ全月分ニ計算ス

第三條 直接ニ使用スベキ建築材料ニシテ積卸二十四時間内ニ之ガ取拂ヲナス

ベキモノナルトキハ認可請求及料金ノ支拂ヲ要セズ但之等ノ材料ハ日曜日又ハ祭日ニ亘リテ之ヲ公有地ニ置クコトヲ得ズ

之等ノ材料ハ如何ナル場合ヲ間ハズ街路ノ端ニ積置クベキモノニシテ之ガ注意取扱ニ關スル規定(第二條乙丙項)ハ本條ニ適用ス

第四條 建築委員會ハ各認可事件ニ付其期間及區域ヲ詳記シ監視及料金徴收ヲ司トレル市警察廳ニ向テ便宜上之ガ報告ヲナスベシ

第五條 違反行爲ハ(損害賠償ヲ陰キ)十五法以下ノ罰金ニ處ス

第六條 本令ハ七月一日ヨリ施行ス同時ニ千八百六十二年十二月十七日附及千八百六十三年十月五日附建築材料積置令ヲ廢止ス

ベルン千八百七十七年六月十八日

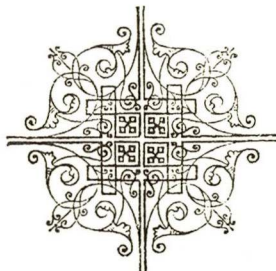
組合會ノ名ニ於テ

副長 スツーベル

書記 バンテリール

前記警察令ヲ承認ス
ベルン千八百七十七年

六月二十三日
知事 フォン・ワツテンウイ



役員及職員				理事		編輯		書記		會員		名譽贊助員		特別贊助員		合計	
片岡	安藏	兵部	岡	野村	松本	日高	波島	佐藤	小江	山崎	一七二	六四	九	九	五七四	五七四	
安藏	兵部	岡	野村	松本	日高	波島	佐藤	小江	山崎	萬壽夫	會員(地方)	終身贊助員	普通贊助員				
(主記)	(編輯)	(編輯)	(編輯)	象	胖	一	雄	夫	太郎	信藏	四六	三九	二四四				

本誌及廣告料定價表

本誌			廣告		
冊數	定價	郵稅	種別	金額	
一冊	金參拾錢	貳錢	牛頁	八圓	
十二冊	參圓六拾錢	貳拾四錢	一頁	拾五圓	
			特別頁	貳拾圓	
			裏表紙表	貳拾五圓	

大正八年十月二十日印刷
大正八年十月廿五日發行
(每月壹回)
(廿五日發行)

大阪市北區相生町一三四
電話(東)一八八三番

發行兼編輯人 伊藤幸太郎

大阪市東區內淡路町
一丁目三十一番地

印刷所 大阪活版所

大阪市東區今橋二丁目
十一番地

發行所 日本建築協會

電話本局二二四一番
振替口座大阪三九、九七五

●第二集 第一〇号 掲載広告一覽 (掲載順)

裳華房

池田稔事務所

出浦建築事務所

新海工務所

大阪工務所

渡辺建築事務所

片岡建築事務所

横河工務所

宗建築事務所

真水工務所

真水三橋建築事務所

古橋建築事務所

遠藤於菟

木子建築事務所

設樂建築工務所

川崎工場

茂、野村建築事務所

池田勘藏

大倉土木組大阪出張所

橋本料左衛門

大林組

竹中工務店

久保田工務所

長瀬兵馬

山本鑑之進工務所

山中建築部

松村組

山本組

鴻池組

小西組

木村組

安藤組大阪出張所

清水組大阪支店

清水福太郎

山本窯業商店

錢高組

石井定七

加佳美石商会

濱恒次郎本店

矢橋商店

松尾和助本店

大阪鉄筋混凝土工務所

ホーン大阪支店

巢鴨製作所大阪支店

日本建築用製紙

明正社大阪支店

日本コルク

日本石綿盤製造

山本コンベス商会

宇野沢組ステインド硝子製作所

西原衛生工業所

河津商店

大野正營業所

大阪煖房商会

大阪電気商会

高田商会

横河橋梁製作所

高石商会

大阪窯業

銀座建築用品店大阪支店

浅海商店

村井工業所

野沢幸三郎商店

コルク工業

須賀商会

銀座建築用品店

穴原商会

米国貿易会社

浅野スレート大阪出張所

共同建材製作所

内外土木建築材料

有田製陶所

茂木